官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（内閣府一〇）　二
〔府令・省令〕
○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の一部を改正する命令（内閣府・文部科学四）　六
〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務二五）　九
○総合法律支援法施行規則等の一部を改正する省令（法務一〇）　一七
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務一）　八
○国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（同二）　九
○国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令（財務七）　一六
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二三）　一七
○貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通一三）　一七
〔法規的告示〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件の一部を改正する告示（内閣府・文部科学二）　三二
〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産三八〇）　一三三
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき、三沢飛行場に係る第一種区域等について、指定及び指定の解除をした件（防衛六七）　一三七
〔官庁報告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　一三七
〔公　告〕
諸事項
官庁
特別支給手続開始決定関係　一四〇
裁判所
破産、免責関係　一四一
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、管理有料高速道路「関門トンネル」の料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録者、弁理士登録、日本弁護士連合会公示送達関係　一四四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一六七
会社その他
会社決算公告　一六八
一五五

府　令

○内閣府令第十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一　法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第八条第二項（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第八十八条の六、第八十八条の七、第九十条並びに第九十四条から第九十八条までの規定による基準 ［二～四　略］ ［2・3　略］ （職員） **第三十三条**　［略］ 2　［略］ 3　前項の保育士の数の算定に当たつては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第四十九条第十五項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、当該保育所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、第九十五条、第九十六条又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	（趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一　法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第八条第二項（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第八十八条の六、第八十八条の七、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準 ［二～四　同上］ ［2・3　同上］ （職員） **第三十三条**　［同上］ 2　［同上］ ［項を加える。］

附　則

第九十七条　前二条の規定を適用する時は、保育士（第三十三条第一項に規定する保育士をいい、同条第三項、前二条又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第二項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前二条の規定の適用がないものとした場合の第三十三条第二項により算定される保育士の数の三分の二以上、置かなければならない。

第九十八条　第三十三条第三項及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第二項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
附　則 （経過措置） 2　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第一項に規定する保育士をいい、同条第三項、第九十五条又は第九十六条の規定により保育士とみなされる者及び第三十三条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	附　則 （経過措置） 2　改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正前	改正後
（職員） **第二十九条**　［略］ 2　［略］ 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。 4　第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技	（職員） **第二十九条**　［同上］ 2　［同上］ 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。 ［項を加える。］

術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所Ａ型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第七条又は第八条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5　前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第三十一条　［略］

2　［略］

3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する看護師等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

4　第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所Ｂ型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5　前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第四十四条　［略］

2　［略］

3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を一人に限り、保育士とみなすことができる。

4　第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第七条又は第八条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

［項を加える。］

（職員）

第三十一条　［同上］

2　［同上］

3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

［項を加える。］

（職員）

第四十四条　［同上］

2　［同上］

3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。

［項を加える。］

5　前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第四十七条　［略］

2　［略］

3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

4　第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5　前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附　則

第九条　前二条の規定を適用する時は、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、第二十九条第三項若しくは第四項若しくは第四十四条第三項若しくは第四項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前二条の規定の適用がないものとした場合の第二十九条第二項又は第四十四条第二項により算定される保育士の数の三分の二以上、置かなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第四条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
［項を加える。］	（職員） **第四十七条**　［同上］ 2　［同上］ 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。 ［項を加える。］
［項を加える。］	**附　則** **第九条**　前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、第二十九条第三項若しくは第四十四条第三項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第二十九条第二項又は第四十四条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。
附　則 （経過措置） 2　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第三十三条第二項並びにこの府令による改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業等基準」	**附　則** （経過措置） 2　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第三十三条第二項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業等基準」という。）第二十九条第二項、第三十一

という。）第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

備考　表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下この項において「新児童福祉施設設備運営基準」という。）第三十三条第三項、第九十七条（新児童福祉施設設備運営基準第三十三条第三項に規定する特定理学療法士等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第九十八条並びに第三条の規定による改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下この項において「新家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第二十九条第四項及び第五項、第三十一条第四項及び第五項並びに第四十七条第四項及び第五項の規定による基準に従い定める児童福祉法第三十四条の十六第一項に規定する市町村の条例又は同法第四十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新児童福祉施設設備運営基準第三十三条第三項、第九十七条及び第九十八条並びに新家庭的保育事業等設備運営基準第二十九条第四項及び第五項、第三十一条第四項及び第五項並びに第四十七条第四項及び第五項の規定による基準は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の一部改正）

3　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和七年内閣府令第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の表改正後欄中「児童等対象性暴力等」を「児童対象性暴力等」に改める。

府令・省令

○内閣府令・文部科学省令第四号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　内閣府

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

（趣旨）

第一条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（指定都市等所在施設（法第三条第一項に規定する指定都市等所在施設をいう。次項において同じ。）である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等（法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。次項において同じ。）。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四条、第五条及び第十三条第二項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第八条第二項の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに附則第二条第一項、第三条及び第五条から第十条までの規定による基準

［二～四　略］

［2・3　略］

（職員の数等）

第五条　［略］

2　［略］

3　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。

［略］
備考 ［一～四　略］ 五　第一号に定める者については、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

［4・5　略］

改正前

（趣旨）

第一条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（指定都市等所在施設（法第三条第一項に規定する指定都市等所在施設をいう。次項において同じ。）である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等（法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。次項において同じ。）。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四条、第五条及び第十三条第二項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第八条第二項の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに附則第二条第一項、第三条及び第五条から第九条までの規定による基準

［二～四　同上］

［2・3　同上］

（職員の数等）

第五条　［同上］

2　［同上］

3　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。

［同上］
備考 ［一～四　同上］ ［号を加える。］

［4・5　同上］

附　則

第八条　第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2　［略］

第九条　第五条第三項の表備考第五号及び前三条の規定により第五条第三項の表備考第一号に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

第十条　第五条第三項の表備考第五号及び附則第八条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第一号に定める者（同表備考第五号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の一部改正）

第二条　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和六年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） 2　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この命令による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第五条第三項の規定（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この命令による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第五条第三項の規定（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この命令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 3　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、新基準第五条第三項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この命令による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第五条第三項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この命令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	附　則 （経過措置） 2　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この命令による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第五条第三項の規定は、適用しない。この場合において、この命令による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第五条第三項の規定は、この命令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 3　前項の場合を除き、この命令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新基準第五条第三項の規定による基準（満四歳以上の園児及び満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）に従い定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する都道府県又は指定都市等（同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。）の条例が制定施行されるまでの間は、新基準第五条第三項の規定による基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなす。

備考　表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

第八条　第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第五条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2　［同上］

第九条　前三条の規定により第五条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

［条を加える。］

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第一条の規定による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下この項において「新基準」という。）第五条第三項（同項の表備考第五号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第九条（新基準第五条第三項の表備考第五号に規定する特定理学療法士等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第十条の規定による基準に従い定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する都道府県又は指定都市等（同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。）の条例が制定施行されるまでの間は、新基準第五条第三項並びに附則第九条及び第十条の規定による基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなす。

省令

○総務省令第二十五号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十六日

総務大臣　林　芳正

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（道府県に係る三月分の算定方法） **第四条**　各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。 一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額	（道府県に係る三月分の算定方法） **第四条**　各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。 一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第二条第一項第一号の表第四号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

（第十号二、第十四号、第十九号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第四十一号、第五十一号、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第五十六号一、第五十九号から第六十二号まで、第六十七号、第六十八号、第七十二号から第七十四号まで、第七十六号、第七十八号から第八十一号まで、第八十七号、第九十一号、第九十三号から第九十五号まで、第九十七号、第百二号、第百三号一及び第百五号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

（第十号二、第十四号、第十九号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第四十一号、第四十八号、第五十二号、第五十三号、第五十五号、第五十六号、第五十七号一、第六十号から第六十三号まで、第六十八号、第六十九号、第七十三号から第七十五号まで、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十八号、第九十二号、第九十四号から第九十六号まで及び第九十八号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第二条第一項第一号の表第四号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

項目	額
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第二条第一項第一号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　国の補助金を受けて施行する干害応急事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・七を乗じて得た額

三　市町村の合併の促進に要する経費があること。

合併特例法第三条の規定に基づいて設置された法定の合併協議会を構成する市町村の数に三、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

四　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該道府県が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該道府県が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。

五　前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第二条第一項第一号の表第六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第二条第一項第一号の表第六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

項目	額
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第二条第一項第一号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　国の補助金を受けて施行する干害応急事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・七を乗じて得た額

三　市町村の合併の促進に要する経費があること。

合併特例法第三条の規定に基づいて設置された法定の合併協議会を構成する市町村の数に三、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

四　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該道府県が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該道府県が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。

五　前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第二条第一項第一号の表第六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。

六　活動火山対策に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.8＋B×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

B　当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて施行するはぶ咬症の予防事業に要する経費のうち、当該年度において道府県が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二　前号に掲げる疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　第一号に掲げる疾病以外の特定の疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七　特定の疾病対策に要する経費があること。

鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第四項及び第五項の規定に基づき国が補助金を交付する鉄道事業者に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。

八　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　特別支援学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

九　特別支援学校等の経常費助成に

業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。

六　活動火山対策に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.8＋B×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

B　当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて施行するはぶ咬症の予防事業に要する経費のうち、当該年度において道府県が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二　前号に掲げる疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　第一号に掲げる疾病以外の特定の疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七　特定の疾病対策に要する経費があること。

鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第四項及び第五項の規定に基づき国が補助金を交付する鉄道事業者に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。

八　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　特別支援学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

九　特別支援学校等の経常費助成に

要する経費があること。

二　特別支援学級に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　障害児幼稚園に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四　過疎地域（私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）第四条第一項第二号ハに規定する文部科学大臣が定める地域をいう。）内の私立高等学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方バス路線の運行維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

一　国の行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十一　離島航空路線の運行維持に要する経費があること。

離島航空路線の運行維持に要する経費として、道府県が当該年度において負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

十二　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十九条の八の規定による産業廃棄物が不法に処分された場合における原状回復に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

十三　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する道府県にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、健全化法第四条第一項

要する経費があること。

二　特別支援学級に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　障害児幼稚園に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四　過疎地域（私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）第四条第一項第二号ハに規定する文部科学大臣が定める地域をいう。）内の私立高等学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方バス路線の運行維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

一　国の行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十一　離島航空路線の運行維持に要する経費があること。

離島航空路線の運行維持に要する経費として、道府県が当該年度において負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

十二　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十九条の八の規定による産業廃棄物が不法に処分された場合における原状回復に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

十三　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する道府県にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、健全化法第四条第一項

に基づく財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）、健全化法第八条第一項に基づく財政再生計画（以下「財政再生計画」という。）及び健全化法第二十三条第一項に基づく経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）を複数策定しなければならない道府県又は一部事務組合等（以下この号において「道府県等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした道府県等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、道府県にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A×0.8＋B）×0.5－C

算式の符号

A　中小企業対策として当該道府県が当該年度において行う融資措置に係る利子補給及び信用保証協会の保証料補助のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　中小企業対策として当該道府県が行つた信用保証協会への出えんのために借り入れた地方債（平成10年度又は平成11年度に発行について許可を得たものに限る。）の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が行う中小企業利子補給等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　特殊地下壕等対策事業のために国が交付する補助金（次号において「特殊地下壕等対策事業補助金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち道府県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額

二　特殊地下壕等対策事業（特殊地下壕等対策事業補助金の交付を受けて施行するものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度に行つた応援等に要した経費を含み、第二条第一項第一号の表第四十四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

医療提供体制の見直しを行うための計画に基づく病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟その他の施設の除却等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

十四　中小企業対策に要する経費があること。

十五　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。

十六　被災地域の応援等に要する経費があること。

十七　病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。

に基づく財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）、健全化法第八条第一項に基づく財政再生計画（以下「財政再生計画」という。）及び健全化法第二十三条第一項に基づく経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）を複数策定しなければならない道府県又は一部事務組合等（以下この号において「道府県等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした道府県等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、道府県にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A×0.8＋B）×0.5－C

算式の符号

A　中小企業対策として当該道府県が当該年度において行う融資措置に係る利子補給及び信用保証協会の保証料補助のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　中小企業対策として当該道府県が行つた信用保証協会への出えんのために借り入れた地方債（平成10年度又は平成11年度に発行について許可を得たものに限る。）の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が行う中小企業利子補給等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　特殊地下壕等対策事業のために国が交付する補助金（次号において「特殊地下壕等対策事業補助金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち道府県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額

二　特殊地下壕等対策事業（特殊地下壕等対策事業補助金の交付を受けて施行するものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度に行つた応援等に要した経費を含み、第二条第一項第一号の表第四十四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

医療提供体制の見直しを行うための計画に基づく病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟その他の施設の除却等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

十四　中小企業対策に要する経費があること。

十五　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。

十六　被災地域の応援等に要する経費があること。

十七　病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。

十八　満三歳児の私立幼稚園への入園に係る私立学校に対する助成に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$A \times \frac{182,440円 \times 0.9}{}$$

算式の符号

A　当該年度中に満３歳に達することにより私立幼稚園に入園する幼児の数として総務大臣が調査した数

十九　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額

二十　鉱害対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて施行する休廃止鉱山鉱害防止工事、小規模公害防除対策事業及び公害防除特別土地改良事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する前号以外の鉱害対策事業及び単独事業として施行する鉱害対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十一　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。

外国船舶の座礁等により排出された油（船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第六号に規定する原油等のうち、船舶の運航のための燃料として用いられるものに限る。）を防除するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十二　家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が家畜伝染病対策に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第三十九号一によつて算定した額を控除した額

十八　満三歳児の私立幼稚園への入園に係る私立学校に対する助成に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$A \times \frac{180,040円}{}$$

算式の符号

A　当該年度中に満３歳に達することにより私立幼稚園に入園する幼児の数として総務大臣が調査した数

十九　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額

二十　鉱害対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて施行する休廃止鉱山鉱害防止工事、小規模公害防除対策事業及び公害防除特別土地改良事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する前号以外の鉱害対策事業及び単独事業として施行する鉱害対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十一　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。

外国船舶の座礁等により排出された油（船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第六号に規定する原油等のうち、船舶の運航のための燃料として用いられるものに限る。）を防除するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十二　家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が家畜伝染病対策に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第三十九号一によつて算定した額を控除した額

二　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第三十九号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に当該道府県が行う災害による被害を受けた水産業者に対する利子補給に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

二十三　被災水産業者対策に要する経費があること。

二十四　災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。）の備蓄に要する経費があること。

災害拠点病院、災害拠点精神科病院又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。）の備蓄に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十五　病院内保育所の運営に要する経費があること。

病院内保育所の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十六　救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.8）－B

算式の符号

A　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

国の補助を受けて実施する耐震改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（民間の要緊急安全確認大規模建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。）のうち防災拠点として道府県が指定したものに対する耐震改修に要する経費にあつては〇・七）を乗じて得た額とする。

二十七　耐震改修事業に要する経費があること。

二　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第三十九号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に当該道府県が行う災害による被害を受けた水産業者に対する利子補給に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

二十三　被災水産業者対策に要する経費があること。

二十四　災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。）の備蓄に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

災害拠点病院、災害拠点精神科病院又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。）の備蓄に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十五　病院内保育所の運営に要する経費があること。

病院内保育所の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十六　救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.8）－B

算式の符号

A　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

国の補助を受けて実施する耐震改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（民間の要緊急安全確認大規模建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。）のうち防災拠点として道府県が指定したものに対する耐震改修に要する経費にあつては〇・七）を乗じて得た額とする。

二十七　耐震改修事業に要する経費があること。

二十八　アスベスト改修事業に要する経費があること。

国の補助を受けて実施するアスベスト改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十九　集落対策に要する経費があること。

集落支援員の設置、集落の現状把握その他の集落についての点検及び集落のあり方その他の事項について検討を行うための話し合いに要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

三十　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する携帯電話等エリア整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十一　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　地域おこし協力隊員の設置及び地域おこし協力隊員が行う地域協力活動並びに地域おこし協力隊員等による起業又は事業承継に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　地域おこし協力隊員としての任期を終了した者が定住するための空き家の改修に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十二　指定暴力団対策に要する経費があること。

指定暴力団対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十三　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十四　赤潮対策に要する経費があること。

当該年度において赤潮対策に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十八　アスベスト改修事業に要する経費があること。

国の補助を受けて実施するアスベスト改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十九　集落対策に要する経費があること。

集落支援員の設置、集落の現状把握その他の集落についての点検及び集落のあり方その他の事項について検討を行うための話し合いに要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

三十　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する携帯電話等エリア整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十一　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　地域おこし協力隊員の設置及び地域おこし協力隊員が行う地域協力活動並びに地域おこし協力隊員等による起業又は事業承継に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　地域おこし協力隊員としての任期を終了した者が定住するための空き家の改修に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十二　指定暴力団対策に要する経費があること。

指定暴力団対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十三　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十四　赤潮対策に要する経費があること。

当該年度において赤潮対策に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十五　不発弾等の処理等に要する経費があること。

三十六　地すべり対策に要する経費があること。

三十七　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　不発弾等の処理等のために国の補助金等を受けて行う事業に要する経費のうち当該道府県が負担すべき額

二　不発弾等の処理等のために行う事業（国の補助金等を受けて行うものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

国の負担金又は補助金等を受けて行う地すべり対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地すべり対策事業に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十五条の五第一項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関（救急病院等を定める省令第二条の規定により告示されたものであつて総務大臣が認めたものに限る。以下この号及び次条第一項第三号イの表第三十号において「実施基準掲載医療機関」という。）に対する助成を行う道府県について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う道府県にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の道府県が助成を行つている場合においては、当該道府県の助成の額で按分して得た額とする。）

α　1から財政力指数（小数点以下２位未満は、四捨五入する。）を２で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

三十八　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費（第二条第一項第一号の表第五十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

三十九　文化財の災害復旧に要する経費があること。

文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定又は登録された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第五十二号によつて算定した額を控除した額とする。

三十五　不発弾等の処理等に要する経費があること。

三十六　地すべり対策に要する経費があること。

三十七　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　不発弾等の処理等のために国の補助金等を受けて行う事業に要する経費のうち当該道府県が負担すべき額

二　不発弾等の処理等のために行う事業（国の補助金等を受けて行うものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

国の負担金又は補助金等を受けて行う地すべり対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地すべり対策事業に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十五条の五第一項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関（救急病院等を定める省令第二条の規定により告示されたものであつて総務大臣が認めたものに限る。以下この号及び次条第一項第三号イの表第三十号において「実施基準掲載医療機関」という。）に対する助成を行う道府県について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う道府県にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の道府県が助成を行つている場合においては、当該道府県の助成の額で按分して得た額とする。）

α　1から財政力指数（小数点以下２位未満は、四捨五入する。）を２で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

三十八　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費（第二条第一項第一号の表第五十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

三十九　文化財の災害復旧に要する経費があること。

文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定又は登録された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第五十二号によつて算定した額を控除した額とする。

四十　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する離島高校生修学支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十一　私立専修学校高等課程の授業料軽減を含めた支援に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×12,800円

算式の符号

Ａ　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数

二　私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四十二　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖縄（以下「離島地域」という。）のうち、分娩医療機関のない地域における妊婦について、当該道府県が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十三　地域鉄道支援に要する経費があること。

地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者が行う施設整備への補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

四十四　渇水対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　渇水対策として当該年度において一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業特別会計に繰り入れた額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　渇水対策として当該年度において実施する井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　渇水対策として当該年度において実施する広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が必要と認めた経費に〇・八を乗じて得た額

四十　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する離島高校生修学支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十一　私立専修学校高等課程の授業料軽減を含めた支援に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×12,800円

算式の符号

Ａ　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数

二　私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四十二　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖縄（以下「離島地域」という。）のうち、分娩医療機関のない地域における妊婦について、当該道府県が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十三　地域鉄道支援に要する経費があること。

地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者が行う施設整備への補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

四十四　渇水対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　渇水対策として当該年度において一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業特別会計に繰り入れた額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　渇水対策として当該年度において実施する井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　渇水対策として当該年度において実施する広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が必要と認めた経費に〇・八を乗じて得た額

四十五　被災者生活再建支援金の支給に要する経費があること。	当該年度において、国の補助金を受けて被災者生活再建支援金の支給を行う道府県及び同一災害による被災世帯を有する道府県が当該補助金の対象とならない世帯の世帯主に対して支給する支給金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
四十六　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。	新型インフルエンザ予防接種に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
四十七　ラジオ難聴解消支援事業に要する経費があること。	国の補助金を受けて実施する民放ラジオ難聴解消支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。
［削る］	
四十八　多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九条第二項の規定に基づいて行う多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一二一、〇〇〇円を乗じて得た額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・四を乗じて得た額とする。
四十九　奄美群島振興に要する経費があること。	国の補助金を受けて実施する奄美群島振興開発特別措置法第八条に規定する交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十五　被災者生活再建支援金の支給に要する経費があること。	当該年度において、国の補助金を受けて被災者生活再建支援金の支給を行う道府県及び同一災害による被災世帯を有する道府県が当該補助金の対象とならない世帯の世帯主に対して支給する支給金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
四十六　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。	新型インフルエンザ予防接種に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
四十七　ラジオ難聴解消支援事業に要する経費があること。	国の補助金を受けて実施する民放ラジオ難聴解消支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。
四十八　分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。	分散型エネルギーインフラプロジェクトの導入の可能性に関する調査及び地域の特性を生かしたエネルギー事業導入計画の策定に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
四十九　多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九条第二項の規定に基づいて行う多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一一七、〇〇〇円を乗じて得た額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・四を乗じて得た額とする。
五十　奄美群島振興に要する経費があること。	国の補助金を受けて実施する奄美群島振興開発特別措置法第八条に規定する交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。

次の算式により算定した額とする。

算式

（A＋B×0.8）×0.8

算式の符号

A　前年度の２月１日から当該年度の２月15日までの間に当該道府県が行う高齢者等の雪下ろしに係る経済的負担に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　高齢者等の雪下ろしに係る安全対策に関する普及啓発及び担い手の育成並びに共同して雪下ろしを行う組織等に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

次の算式により算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　公営企業に係る特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）の設定の準備に要する経費について、一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）

B　一般会計及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権の設定の準備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十一　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

五十二　空き家対策に要する経費があること。

五十三　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

国からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

項目	額
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円
水道法の規定による水道事業の認可等に係る事務	一三、二〇〇円

五十四　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

当該道府県が大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下この号及び第七十四号において同じ。）と協定を締結し、連携して行う雇用創出及び若者定着の取組（以下この号において「大学等と連携した取組」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（当該額が一二、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。ただし、公立の大学等と大学等と連携した取組を行う道府県にあつては、総務大臣が調査した額のうち当該取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額及び総務大臣が調査した

五十　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。

次の算式により算定した額とする。

算式

（A＋B×0.8）×0.8

算式の符号

A　前年度の２月１日から当該年度の２月15日までの間に当該道府県が行う高齢者等の雪下ろしに係る経済的負担に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　高齢者等の雪下ろしに係る安全対策に関する普及啓発及び担い手の育成並びに共同して雪下ろしを行う組織等に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

次の算式により算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　公営企業に係る特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）の設定の準備に要する経費について、一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）

B　一般会計及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権の設定の準備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十一　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

五十二　空き家対策に要する経費があること。

五十三　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

国からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

項目	額
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円
水道法の規定による水道事業の認可等に係る事務	一三、二〇〇円

五十四　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

当該道府県が大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下この号及び第七十五号において同じ。）と協定を締結し、連携して行う雇用創出及び若者定着の取組（以下この号において「大学等と連携した取組」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（当該額が一二、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。ただし、公立の大学等と大学等と連携した取組を行う道府県にあつては、総務大臣が調査した額のうち当該取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額及び総務大臣が調査した

額のうち公立の大学等を除く大学等との大学等と連携した取組に要する経費に○・八を乗じて得た額（当該額が一二、○○○、○○○円を超えるときは、一二、○○○、○○○円とする。）の合算額（当該額が二四、○○○、○○○円を超えるときは、二四、○○○、○○○円とする。）とする。

奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該道府県が当該年度に出えんした額及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となっている道府県にあつては○・三）を乗じて得た額（当該額が一○○、○○○、○○○円を超えるときは、一○○、○○○、○○○円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となっている道府県にあつては、当該額が六○、○○○、○○○円を超えるときは、六○、○○○、○○○円とする。）とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十七　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費

国の補助金を受けて実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第十四条第一項に規定する地域計画の作成等に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱に規定する確認漂着木造船等の回収及び処理に要する経費にあつては一・○）を乗じて得た額とする。

五十八　地域防災マネージャーの活用に要する経費

国から地域防災マネージャーとして証明を受けた者の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額又は三、四○○、○○○円のいずれか少ない額とする。

五十九　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費

国の補助金を受けて実施する災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。

額のうち公立の大学等を除く大学等との大学等と連携した取組に要する経費に○・八を乗じて得た額（当該額が一二、○○○、○○○円を超えるときは、一二、○○○、○○○円とする。）の合算額（当該額が二四、○○○、○○○円を超えるときは、二四、○○○、○○○円とする。）とする。

奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該道府県が当該年度に出えんした額及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となっている道府県にあつては○・三）を乗じて得た額（当該額が一○○、○○○、○○○円を超えるときは、一○○、○○○、○○○円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となっている道府県にあつては、当該額が六○、○○○、○○○円を超えるときは、六○、○○○、○○○円とする。）とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十七　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費

国の補助金を受けて実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第十四条第一項に規定する地域計画の作成等に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱に規定する確認漂着木造船等の回収及び処理に要する経費にあつては一・○）を乗じて得た額とする。

五十八　地域防災マネージャーの活用に要する経費

国から地域防災マネージャーとして証明を受けた者の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額又は三、四○○、○○○円のいずれか少ない額とする。

五十九　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費

国の補助金を受けて実施する災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。

［削る］

六十　地方創生の推進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）を受けて実施する地域再生法（平成17年法律第24号）第５条第４項第１号イに規定する事業に要する経費（地方債を財源として充てた額を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方創生の推進に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

二　新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を受けて実施する地域における防災設備の緊急整備に要する経費（地方債を起こすことができないものに限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

道府県の議会の議員及び長の選挙に要する経費について、次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所、共通投票所及び期日前投票所までの交通手段を提供するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　市区町村の選挙管理委員会が自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に要する費用について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三　市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所をその管理に属しない建物に設けた場合における当該建物の借料について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六十一　投票所への移動支援等に要する経費があること。

六十一　地方創生の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の規定により国の交付金を受けて施行する事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方創生の推進に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

［新設］

六十二　投票所への移動支援等に要する経費があること。

道府県の議会の議員及び長の選挙に要する経費について、次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所、共通投票所及び期日前投票所までの交通手段を提供するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　市区町村の選挙管理委員会が自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に要する費用について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三　市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所をその管理に属しない建物に設けた場合における当該建物の借料について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

四　市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所における混雑を緩和するために警備又は誘導に係る事務を第三者に委託等した場合における当該委託等に要する経費について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の補助金を受けて施行する巡回診療航空機運営事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十二　巡回診療航空機の運航等に要する経費があること。

病害虫等の防除を行う事業（第二条第一項第一号の表第二十八号の森林病害虫等防除事業を除く。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

六十三　病害虫等の防除に要する経費があること。

貝毒対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十四　貝毒対策に要する経費があること。

天然記念物として指定された鳥獣による被害防止等対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十五　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された湖沼の水質保全に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十六　湖沼の水質保全に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

六十七　除排雪に要する経費があること。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

四　市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所における混雑を緩和するために警備又は誘導に係る事務を第三者に委託等した場合における当該委託等に要する経費について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の補助金を受けて施行する巡回診療航空機運営事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十三　巡回診療航空機の運航等に要する経費があること。

病害虫等の防除を行う事業（第二条第一号の表第二十八号の森林病害虫等防除事業を除く。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

六十四　病害虫等の防除に要する経費があること。

貝毒対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十五　貝毒対策に要する経費があること。

天然記念物として指定された鳥獣による被害防止等対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十六　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された湖沼の水質保全に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十七　湖沼の水質保全に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

六十八　除排雪に要する経費があること。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

六十八　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。

山岳遭難に係る救助若しくは対策又は海難救助若しくは対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十九　塩害対策に要する経費があること。

塩害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

当該年度において災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費（第二条第一項第一号の表第六十五号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

七十一　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。

道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織の整備及び運用のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で六〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

七十二　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。

ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一五、〇〇〇、〇〇〇円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に五、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十九　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。

山岳遭難に係る救助若しくは対策又は海難救助若しくは対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

塩害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十一　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。

当該年度において災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費（第二条第一項第一号の表第六十五号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織の整備及び運用のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で六〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

七十二　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。

ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一五、〇〇〇、〇〇〇円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に五、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十三　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十四　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.6

算式の符号

Ａ　地域連携センター（公立の大学等において地方団体等と連携して地域の課題の解決を図る取組を行う組織をいう。次号において同じ。）の運営のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　地域連携センターの運営のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七十五　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定有人国境離島地域をいう。次条第一項第三号イの表第六十五号において同じ。）における地域社会の維持に関する事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十六　へき地患者輸送航空機運航支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

七十七　医療的ケア児保育支援事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する医療的ケア児保育支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十八　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　個人が道府県に対して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出する際に当該個人が特定の起業家（地域資源を活用して地域課題の解

七十四　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十五　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.6

算式の符号

Ａ　地域連携センター（公立の大学等において地方団体等と連携して地域の課題の解決を図る取組を行う組織をいう。次号において同じ。）の運営のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　地域連携センターの運営のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七十六　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定有人国境離島地域をいう。次条第一項第三号イの表第六十六号において同じ。）における地域社会の維持に関する事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十七　へき地患者輸送航空機運航支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

七十八　医療的ケア児保育支援事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する医療的ケア児保育支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十九　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　個人が道府県に対して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出する際に当該個人が特定の起業家（地域資源を活用して地域課題の解

要する経費があること。

七十九　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。

八十　屋外分煙施設の整備等に要する経費があること。

八十一　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。

決に資する事業を行おうとする者をいう。以下この号及び次号において同じ。）を選択した場合において、当該起業家が新たに開始する事業の用に供する施設の整備等に係る費用について、道府県が当該寄附金を財源に行う補助（次号において「補助」という。）の金額を超えない範囲において行う補助（次号において「上乗せ補助」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が二五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　前号に規定する補助又は上乗せ補助を受けようとする起業家の事業についての審査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設を整備する道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）

算式

$A \times 0.5$

算式の符号

A　民間事業者等（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこ及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。）の製造、卸売又は輸入をする者を除く。）が実施する屋外分煙施設の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が当該補助の対象となる整備に要する経費に0.5を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額）又は2,500,000円のいずれか少ない額

二　次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設の整備に対する補助をする道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）

算式

$A \times 0.5$

算式の符号

A　民間事業者等（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこ及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。）の製造、卸売又は輸入をする者を除く。）が実施する屋外分煙施設の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が当該補助の対象となる整備に要する経費に0.5を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額）又は2,500,000円のいずれか少ない額

地域運営組織の経営力強化のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

要する経費があること。

八十二　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。

決に資する事業を行おうとする者をいう。以下この号及び次号において同じ。）を選択した場合において、当該起業家が新たに開始する事業の用に供する施設の整備等に係る費用について、道府県が当該寄附金を財源に行う補助（次号において「補助」という。）の金額を超えない範囲において行う補助（次号において「上乗せ補助」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が二五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　前号に規定する補助又は上乗せ補助を受けようとする起業家の事業についての審査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設を整備する道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）

算式

$A \times 0.5$

算式の符号

A　民間事業者等（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこ及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。）の製造、卸売又は輸入をする者を除く。）が実施する屋外分煙施設の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が当該補助の対象となる整備に要する経費に0.5を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額）又は2,500,000円のいずれか少ない額

二　次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設の整備に対する補助をする道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）

算式

$A \times 0.5$

算式の符号

A　民間事業者等（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこ及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。）の製造、卸売又は輸入をする者を除く。）が実施する屋外分煙施設の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が当該補助の対象となる整備に要する経費に0.5を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額）又は2,500,000円のいずれか少ない額

地域運営組織の経営力強化のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十二　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。

大規模災害により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

八十三　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。

特定大規模災害等（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第二号に規定する特定大規模災害等をいう。）により被災した鉄道事業者が国の補助金を受けて実施する代替輸送運行に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十四　森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

三　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

四　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の交付金を受けて実施する特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十五　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。

八十三　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。

大規模災害により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

八十四　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。

特定大規模災害等（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第九号に規定する特定大規模災害等をいう。）により被災した鉄道事業者が国の補助金を受けて実施する代替輸送運行に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十五　森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

三　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

四　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の交付金を受けて実施する特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十六　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5

算式の符号

A　災害時における外国人への情報伝達及び外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十七　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十八　鳥獣の駆除に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　鳥獣（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条の規定に基づき事業実施地区内の市町村が定める被害防止計画において同計画の対象とされているものに限る。次号において同じ。）の広域捕獲活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　鳥獣の広域捕獲活動のための人材育成等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

八十九　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する被災者見守り・相談支援等事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

九十　利水ダム等の事前放流による損失の補塡に要する経費があること。

河川法第五十一条の二に規定する利水ダム等の事前放流による損失の補塡に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5

算式の符号

A　災害時における外国人への情報伝達及び外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の補助金を受けて施行する文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　鳥獣（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条の規定に基づき事業実施地区内の市町村が定める被害防止計画において同計画の対象とされているものに限る。次号において同じ。）の広域捕獲活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　鳥獣の広域捕獲活動のための人材育成等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

国の補助金を受けて施行する被災者見守り・相談支援等事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

河川法第五十一条の二に規定する利水ダム等の事前放流による損失の補塡に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

九十一　都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十二　緊急消防援助隊の派遣又は出動準備に伴う経費があること。

被災地域への緊急消防援助隊の派遣又は出動準備に伴う経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

九十三　特定都市河川浸水被害対策推進事業又は官民連携浸水対策下水道事業のために国が補助金を交付する民間事業者等に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十四　私立専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定した課程に係る費用の補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十五　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第一項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地（所有者不明土地対策計画に基づき所有者不明土地の発生の抑制のために対策を講ずべきとされたものに限る。）の対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十六　地域公共交通の再構築に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「地域公共交通活性化再生法」という。）第二十四条第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する鉄道事業再構築事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額

九十二　都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十三　緊急消防援助隊の派遣又は出動準備に伴う経費があること。

被災地域への緊急消防援助隊の派遣又は出動準備に伴う経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

九十四　特定都市河川浸水被害対策推進事業又は官民連携浸水対策下水道事業のために国が補助金を交付する民間事業者等に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十五　私立専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定した課程に係る費用の補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十六　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第一項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地（所有者不明土地対策計画に基づき所有者不明土地の発生の抑制のために対策を講ずべきとされたものに限る。）の対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十七　地域公共交通の再構築に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「地域公共交通活性化再生法」という。）第二十四条第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する鉄道事業再構築事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額

二　地域公共交通活性化再生法第十四条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた道路運送高度化実施計画、同法第二十七条の三第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域旅客運送サービス継続実施計画又は同法第二十七条の十五第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する道路運送高度化事業、地域旅客運送サービス継続事業又は地域公共交通利便増進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

国の交付金を受けて実施する建築物火災安全改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の交付金を受けて実施する特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。以下この号において同じ。）の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　地方単独事業として実施する特定外来生物の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　地方自治法第252条の２第１項に規定する連携協約（以下「連携協約」という。）に基づき市町村（指定都市、中核市及び都道府県庁所在地を除く。以下この号において同じ。）に派遣する専門人材の募集に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。）

B　連携協約に基づき市町村に派遣する専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が専門人材一人につき6,372,000円を超えるときは、6,372,000円とする。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　火山災害警戒地域（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第一項に規定する火山災害警戒地域をいう。以下同じ。）の指定を受けている道府県において、国から火山防災専門人材として証明を受けた者の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は三、四〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

九十七　建築物火災安全改修事業に要する経費があること。

九十八　特定外来生物の防除等に要する経費があること。

九十九　連携協約に基づく専門人材の確保に要する経費があること。

百　火山防災人材の活用及び育成に要する経費があること。

二　地域公共交通活性化再生法第十四条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた道路運送高度化実施計画、同法第二十七条の三第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域旅客運送サービス継続実施計画又は同法第二十七条の十五第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する道路運送高度化事業、地域旅客運送サービス継続事業又は地域公共交通利便増進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

国の交付金を受けて実施する建築物火災安全改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の交付金を受けて実施する特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。以下この号において同じ。）の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　地方単独事業として実施する特定外来生物の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　地方自治法第252条の２第１項に規定する連携協約（以下「連携協約」という。）に基づき市町村（指定都市、中核市及び都道府県庁所在地を除く。以下この号において同じ。）に派遣する専門人材の募集に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。）

B　連携協約に基づき市町村に派遣する専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が専門人材一人につき6,223,000円を超えるときは、6,223,000円とする。）

九十八　建築物火災安全改修事業に要する経費があること。

九十九　特定外来生物の防除等に要する経費があること。

百　連携協約に基づく専門人材の確保に要する経費があること。

［新設］

二　火山災害警戒地域の指定を受けている道府県において、当該道府県における火山防災に関する専門的な知識を有する職員の育成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5＋B×0.8

算式の符号

A　当該道府県と市町村等（市町村又は市町村が組織する一部事務組合若しくは広域連合をいう。以下この号において同じ。）との間又は市町村等相互の間の公共施設の集約化若しくは複合化又は施設の機能の統合（以下この号において「集約化等」という。）に伴う施設及び機能の廃止を含む。）に向けた調査検討に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）

B　当該道府県と市町村等との間の公共施設（公営住宅及び公営企業に係る施設を除く。）の集約化等の円滑化のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該施設の供用が開始された年度（施設の機能の統合の場合には、当該統合が決定した年度）以降5箇年度に限るものとし、当該5箇年度の期間において、集約化等1件につき62,500,000円を上限とする。）

百一　広域的な公共施設の集約化等に向けた調査検討及び集約化等の円滑化に要する経費があること。

［新設］

ふるさとﾐﾆﾗｲｶﾚｯｼﾞの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一五、〇〇〇、〇〇〇円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に五、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

百二　ふるさとﾐﾆﾗｲｶﾚｯｼﾞの実施に要する経費があること。

［新設］

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　二地域居住希望者等に対する情報発信及び相談窓口の設置、二地域居住等の機会創出並びに二地域居住者等の受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　二地域居住コーディネーターの設置、二地域居住希望者等に対する相談対応等の実施及び二地域居住者等に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

私立専修学校高等課程において、特別の支援を必要とする生徒及び不登校生徒への支援に係る費用の補助に要する経費として総務大臣が調査した額（一校当たり二、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

百三　二地域居住・関係人口施策に要する経費があること。

［新設］

百四　私立専修学校高等課程におけ

る特別の支援を必要とする生徒等への支援に係る費用の補助に要する経費があること。		
百五　地域の産業界等と連携協定等を締結して行う公立高等学校等における学科の新設等に要する経費があること。	当該道府県が設置する公立高等学校等において地域の産業界等と連携協定等を締結して学科の新設等を行うために要する経費として総務大臣が調査した額（当該経費が生じた年度以降三箇年度に限るものとし、当該三箇年度の期間において、一校当たり五〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。	［新設］
百六　医療的ケア看護職員配置事業に要する経費があること。	国が補助金を交付する学校法人に対して、私立幼稚園の医療的ケア看護職員配置事業のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。	［新設］
百七　地方公共団体による小規模事業者支援推進事業者支援推進事業に要する経費があること。	国の補助金を受けて施行する地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（局地激甚災害の復旧に係る事業に限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額とする。	［新設］
百八　指定管理鳥獣の捕獲等に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額から第二条第一項第一号の表第五十七号によつて算定した額を控除した額とする。 一　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の捕獲又は専門人材の配置等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣の調査、研究等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額	［新設］

三　単独事業として実施する指定管理鳥獣の捕獲等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　単独事業として実施する指定管理鳥獣の調査、研究又は専門人材の配置等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　次に掲げる事情を考慮して定める額

イ　災害復旧に要する経費が多額であること。

ロ　防災対策に要する経費が多額であること。

ハ　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

ニ　地域医療の確保等に要する経費が多額であること。

ホ　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

ヘ　低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。

ト　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

チ　へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。

リ　自然環境の保全に要する経費が多額であること。

ヌ　エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。

ル　公害対策に要する経費が多額であること。

ヲ　不法投棄対策に要する経費が多額であること。

ワ　地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。

カ　鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。

ヨ　交通安全対策に要する経費が多額であること。

タ　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

レ　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

ソ　ダム対策に要する経費が多額であること。

ツ　地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。

ネ　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

ナ　農林水産業の振興に要する経費が多額であること。

ラ　ため池があるため、特別の財政需要があること。

ム　北方領土問題対策に要する経費が多額であること。

ウ　隣保館に要する経費が多額であること。

ヰ　高等学校奨学事業に要する経費が多額であること。

ノ　小規模事業経営支援事業に要する経費が多額であること。

オ　住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。

ク　道府県の知事又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。

ヤ　関東ローム地帯にある道路に要する経費が多額であること。

マ　その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

二　次に掲げる事情を考慮して定める額

イ　災害復旧に要する経費が多額であること。

ロ　防災対策に要する経費が多額であること。

ハ　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

ニ　地域医療の確保等に要する経費が多額であること。

ホ　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

ヘ　低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。

ト　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

チ　へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。

リ　自然環境の保全に要する経費が多額であること。

ヌ　エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。

ル　公害対策に要する経費が多額であること。

ヲ　不法投棄対策に要する経費が多額であること。

ワ　地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。

カ　鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。

ヨ　交通安全対策に要する経費が多額であること。

タ　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

レ　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

ソ　ダム対策に要する経費が多額であること。

ツ　地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。

ネ　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

ナ　農林水産業の振興に要する経費が多額であること。

ラ　ため池があるため、特別の財政需要があること。

ム　北方領土問題対策に要する経費が多額であること。

ウ　隣保館に要する経費が多額であること。

ヰ　高等学校奨学事業に要する経費が多額であること。

ノ　小規模事業経営支援事業に要する経費が多額であること。

オ　住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。

ク　道府県の知事又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。

ヤ　関東ローム地帯にある道路に要する経費が多額であること。

マ　その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

三　次に掲げる額の合算額

イ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第三号の規定により算定した額

ロ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第三号イの表第四十五号の規定により算定した額（農地転用の許可等に係るものに限る。）

四　第二条第一項第二号の額から同項第一号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

3　第二条第一項第一号及び第二号に掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第一号の額に、第二条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第三号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

三　次に掲げる額の合算額

イ　当該年度の六月分及び十二月分に係る超過支給額並びに当該年度の六月分及び十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額の合算額を基礎として算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において同じ。）

ロ　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者に対して当該年度に支給された通勤手当の額

ハ　退職することを理由として特別昇給した職員に対して当該年度に支給された退職手当の額のうち、当該特別昇給により増加した額

ニ　当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する寒冷地手当の支給総額（以下「寒冷地手当支給総額」という。）が、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第二条に定める額を当該道府県の条例に規定する寒冷地手当の額とみなして計算した寒冷地手当の支給総額（以下「みなし寒冷地手当支給総額」という。）を上回る道府県について、寒冷地手当支給総額からみなし寒冷地手当支給総額を控除して得た額

ホ　当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する地域手当の支給総額（以下「地域手当支給総額」という。）が、一般職給与法第十一条の三第二項に定める割合（当該割合が人事院規則九―四九（地域手当）別表第一に定められていない地域にあつては、「地域手当支給基準を満たす地域の一覧について」（平成二十六年九月二日付け総務省給与能率推進室第十号通知）における地域手当の指定基準により算定した割合）を当該道府県の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当の支給総額（以下「みなし地域手当支給総額」という。）を上回る道府県（地域手当支給総額がみなし地域手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）について、地域手当支給総額からみなし地域手当支給総額を控除して得た額

ヘ　各道府県の区域内の市町村について次条第一項第三号イの表第四十六号の規定により算定した額（農地転用の許可等に係るものに限る。）

四　第二条第一項第二号の額から同項第一号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

3　第二条第一項第一号及び第二号に掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第一号の額に、第二条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第三号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

（市町村に係る三月分の算定方法）

第五条　各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号イの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 前条第一項第一号の表第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二　大火災があつたこと。	
三　公共施設火災があつたこと。	
四　不発弾等の処理に要する経費があること。	
五　渇水対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六　被災地域の応援等に要する経費があること。	当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度に行つた応援等に要した経費を含み、第三条第一項第一号イの表第六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
七　鉱害対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは、「一・〇」と読み替えるものとする。

項目	額
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

（市町村に係る三月分の算定方法）

第五条　各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号イの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 前条第一項第一号の表第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二　大火災があつたこと。	
三　公共施設火災があつたこと。	
四　不発弾等の処理に要する経費があること。	
五　渇水対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六　被災地域の応援等に要する経費があること。	当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度に行つた応援等に要した経費を含み、第三条第一項第一号イの表第六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
七　鉱害対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは、「一・〇」と読み替えるものとする。

項目	額
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

八　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。

九　家畜伝染病対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

十　被災水産業者対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第五十一号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第七号」と読み替えるものとする。

十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

十二　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第六十五号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第八号」と読み替えるものとする。

十三　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

八　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。

九　家畜伝染病対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

十　被災水産業者対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第五十一号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第七号」と読み替えるものとする。

十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

十二　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第六十五号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第八号」と読み替えるものとする。

十三　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

十四　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十五　赤潮対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第四十一号」とあるのは、「第三条第一項第一号イの表第九号」と読み替えるものとする。
十六　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十七　緊急消防援助隊の派遣に伴う経費があること。	前条第一項第一号の表第九十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十八　緊急消防援助隊の受入れに要する経費があること。	緊急消防援助隊の受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
十九　消防団員の災害出動に係る経費があること。	前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に発生した災害に関する出動に係るものとして市町村が支給した非常勤消防団員の出動報酬及び費用弁償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号ロの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　イの表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額

十四　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十五　赤潮対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第四十一号」とあるのは、「第三条第一項第一号イの表第九号」と読み替えるものとする。
十六　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第九十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十七　緊急消防援助隊の派遣に伴う経費があること。	前条第一項第一号の表第九十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十八　緊急消防援助隊の受入れに要する経費があること。	緊急消防援助隊の受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
十九　消防団員の災害出動に係る経費があること。	前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に発生した災害に関する出動に係るものとして市町村が支給した非常勤消防団員の出動報酬及び費用弁償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号ロの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　イの表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第三条第一項第一号ロの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　前条第一項第一号の表第二号二に規定する算定方法に準じて算定した額

二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。

三　災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。

四　活動火山対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第三条第一項第一号ロの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　前条第一項第一号の表第二号二に規定する算定方法に準じて算定した額

二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。

三　災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。

四　活動火山対策に要する経費があること。

当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害等について、第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.8＋B×0.8＋C×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

B　当該年度において単独事業として実施する防災営農施設整備事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

C　当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業（Bに係る事業を除く。）に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）

前条第一項第一号の表第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第五十二号」とあるのは、「第三条第一項第一号ロの表第四号」と読み替えるものとする。

五　文化財の災害復旧に要する経費があること。

六　除排雪に要する経費があること。

指定都市にあつては、次の第一号の規定によつて算定した額（この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.8＋B×0.8＋C×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

B　当該年度において単独事業として実施する防災営農施設整備事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

C　当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業（Bに係る事業を除く。）に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）

前条第一項第一号の表第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第五十二号」とあるのは、「第三条第一項第一号ロの表第四号」と読み替えるものとする。

指定都市にあつては、次の第一号の規定によつて算定した額（この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて

得た額とし、当該額が負数となるときは、零とする。）とし、その他の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）のうち、いずれか大きい額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

二　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.75－B

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

二　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第三条第一項第二号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。	前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該

得た額とし、当該額が負数となるときは、零とする。）とし、その他の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）のうち、いずれか大きい額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

二　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.75－B

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

二　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第三条第一項第二号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。	前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該

年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。

二　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。

三　当該年度の四月二日以降において児童相談所を設置した中核市について前々年度の児童虐待相談対応件数の変更によりなおども子育て費の増額があること。

予防接種法第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該市町村が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×5,654,000円＋B×2,842,000円）×C

算式の符号

A　当該年度の４月２日から同年度の３月31日までの間において児童相談所を設置した中核市について、当該市の児童相談所における前々年度の虐待相談対応件数に準ずる件数として総務大臣が調査した件数を児童福祉法施行令第３条第１項第１号ロ(1)の件数とみなして計算した同号ロの数

B　Aのうち、指導教育担当児童福祉司（児童福祉法第13条第５項に規定する指導教育担当児童福祉司をいう。以下同じ。）の人数

C　当該４月２日以降の児童相談所の設置の日から同年度の３月31日までの日数に365分の１（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、366分の１）を乗じて得た数（小数点以下３位未満は、四捨五入する。）

三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第二号二、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十三号一、第四十三号、第四十四号、第四十六号、第四十七号、第四十八号一、第五十一号、第五十三号、第五十四号、第五十九号、第六十二号から第六十四号まで、第七十号から第七十三号まで、第七十七号、第八十三号、第八十九号、第九十号、第九十三号、第百二号、第百三号一、第百四号、第百六号及び第百七号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　特定の疾病対策に要する経費があること。	特定の疾病について当該年度において実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。

二　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。

予防接種法第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該市町村が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。

［新設］

三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第二号二、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十三号一、第三十九号、第四十四号、第四十五号、第四十七号、第四十八号、第四十九号一、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第六十号、第六十三号から第六十五号まで、第七十一号から第七十四号まで、第七十八号、第八十四号、第九十号、第九十一号及び第九十四号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　特定の疾病対策に要する経費があること。	特定の疾病について当該年度において実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。

三　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。

四　医師を搭乗させた救急自動車の運営に要する経費があること。

当該年度において、当該市町村が医師を搭乗させた救急自動車を運営するために要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。

五　密集市街地の防災街区の整備に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B＋C）×0.8＋D×0.72

算式の符号

A　建築物の建替えに係る補助（密集市街地整備法第29条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額（国の補助金の額を限度とする。）

B　移転料の支払に係る補助（密集市街地整備法第29条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額（国の補助金の額を限度とする。）

C　市町村借上住宅の家賃の減額（密集市街地整備法第22条第２項において準用する同法第21条第３項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額

D　阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた市町村が国の補助金を受けて施行する密集市街地整備促進事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。

三　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。

四　医師を搭乗させた救急自動車の運営に要する経費があること。

当該年度において、当該市町村が医師を搭乗させた救急自動車を運営するために要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。

五　密集市街地の防災街区の整備に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B＋C）×0.8＋D×0.72

算式の符号

A　建築物の建替えに係る補助（密集市街地整備法第29条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額（国の補助金の額を限度とする。）

B　移転料の支払に係る補助（密集市街地整備法第29条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額（国の補助金の額を限度とする。）

C　市町村借上住宅の家賃の減額（密集市街地整備法第22条第２項において準用する同法第21条第３項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額

D　阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた市町村が国の補助金を受けて施行する密集市街地整備促進事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額とする。

七　離島航空路線の運行維持に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

八　包括外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（当該額が、指定都市及び中核市にあつては、二〇、二〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二〇、二〇〇、〇〇〇円とし、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、七、七〇〇、〇〇〇円を超えるときは、七、七〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

九　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

個別外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に係る額が、指定都市及び中核市にあつては、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定し、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する市町村にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、財政健全化計画等を複数策定しなければならない市町村又は一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした市町村等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、指定都市及び中核市にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、指定都市及び中核市以外の市、町村並びに一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

十　中小企業対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

六　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額とする。

七　離島航空路線の運行維持に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

八　包括外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（当該額が、指定都市及び中核市にあつては、二〇、二〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二〇、二〇〇、〇〇〇円とし、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、七、七〇〇、〇〇〇円を超えるときは、七、七〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

九　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

個別外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に係る額が、指定都市及び中核市にあつては、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定し、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する市町村にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、財政健全化計画等を複数策定しなければならない市町村又は一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした市町村等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、指定都市及び中核市にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、指定都市及び中核市以外の市、町村並びに一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

十　中小企業対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

十一　病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十二　明日香村整備計画に基づく事業の実施に要する経費があること。	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十号）による改正後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第四条第二項の規定により作成される明日香村整備計画に基づき明日香村が実施する事業のうち、同法第五条の規定により国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）
十三　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額
十四　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。
十五　特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。	国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。
十六　観光立国の推進に要する経費があること。	国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

十一　病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十二　明日香村整備計画に基づく事業の実施に要する経費があること。	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十号）による改正後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第四条第二項の規定により作成される明日香村整備計画に基づき明日香村が実施する事業のうち、同法第五条の規定により国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）
十三　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額
十四　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。
十五　特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。	国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。
十六　観光立国の推進に要する経費があること。	国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

十七　災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。

十八　農業共済事業に要する経費があること。

十九　公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二条に基づき当該市町村が行う農業共済事業に要する事務費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額とする。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。

一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$$A \times B \times (1 - (0.015 / C))$$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金（繰上償還に係るものを除く。以下同じ。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（第３条第１項第３号イの表第37号及び第40号（以下この号及び次号において「公債費負担格差是正等」という。）の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

二　公債費負担適正化計画（実質公債費比率による許可団体が実質公債費負担の適正な管理のための取組を計画的に行うために自主的に策定する計画をいう。）を実施する市町村のうち、策定年度から五年度以内に実質公債費比率を

十七　災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。

十八　農業共済事業に要する経費があること。

十九　公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二条に基づき当該市町村が行う農業共済事業に要する事務費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額とする。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。

一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$$A \times B \times (1 - (0.015 / C))$$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金（繰上償還に係るものを除く。以下同じ。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（第３条第１項第３号イの表第38号及び第41号（以下この号及び次号において「公債費負担格差是正等」という。）の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

二　公債費負担適正化計画（実質公債費比率による許可団体が実質公債費負担の適正な管理のための取組を計画的に行うために自主的に策定する計画をいう。）を実施する市町村のうち、策定年度から五年度以内に実質公債費比率を

十八・〇パーセント未満に引き下げる市町村又はこれに準ずる市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$A \times B \times (1 - (0.015 / C)) \times 0.5$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

二十　病院内保育所の運営に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十一　耐震改修事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十二　アスベスト改修事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十三　集落対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十四　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十八・〇パーセント未満に引き下げる市町村又はこれに準ずる市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

$A \times B \times (1 - (0.015 / C)) \times 0.5$

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

二十　病院内保育所の運営に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十一　耐震改修事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十二　アスベスト改修事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十三　集落対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十四　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　地域おこし協力隊員の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ×0.8＋Ｂ×0.5＋Ｃ×0.8＋Ｄ×0.2＋Ｅ×0.8

算式の符号

Ａ　定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

Ｂ　定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｅ　ＡからＤまでに掲げるもののほか、定住自立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十七　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）又は五、九〇〇、〇〇〇円（地域力創造に先進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたものを活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円）のいずれか少ない額とする。

二十八　指定暴力団対策に要する経費があること。

二十五　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

二十六　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　地域おこし協力隊員の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ×0.8＋Ｂ×0.5＋Ｃ×0.8＋Ｄ×0.2＋Ｅ×0.8

算式の符号

Ａ　定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

Ｂ　定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｅ　ＡからＤまでに掲げるもののほか、定住自立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十七　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）又は五、六〇〇、〇〇〇円（地域力創造に先進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたものを活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円）のいずれか少ない額とする。

二十八　指定暴力団対策に要する経費があること。

二十五　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

二十六　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十六号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十六号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式　A×α

算式の符号

A　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）

イ　過疎法第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項又は第42条に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額

ロ　過疎市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

α　１から財政力指数（小数点以下２位未満は、四捨五入する。）を２で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）（指定都市以外の市町村にあつては、0.8とする。）

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十九条の規定に基づく非常勤職員に対する公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

二十九　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

三十　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。

三十一　非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式　A×α

算式の符号

A　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）

イ　過疎法第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項又は第42条に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額

ロ　過疎市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

α　１から財政力指数（小数点以下２位未満は、四捨五入する。）を２で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）（指定都市以外の市町村にあつては、0.8とする。）

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十九条の規定に基づく非常勤職員に対する公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

二十九　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

三十　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。

三十一　非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十二　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

三十三　電気通信に関する施設の維持管理に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　離島地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域、過疎法第二条第一項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三条第一項及び第二項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十一条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条若しくは第四十四条第四項に規定する過疎地域又は過疎法附則第五条に規定する特定市町村の区域（過疎法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む区域において、市町村若しくは一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費（次号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する離島伝送用専用線設備維持管理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

三十四　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十二　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

三十三　電気通信に関する施設の維持管理に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　離島地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域、過疎法第二条第一項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三条第一項及び第二項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十一条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条若しくは第四十四条第四項に規定する過疎地域又は過疎法附則第五条に規定する特定市町村の区域（過疎法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む区域において、市町村若しくは一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費（次号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する離島伝送用専用線設備維持管理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

三十四　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

三十五　地域鉄道支援に要する経費があること。

三十六　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

三十七　水防団員の退職報償金に要する経費があること。

三十八　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

［削る］

三十九　地域活性化起業人の受入れ等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　市町村が単独事業として実施するラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 0.5 + B + C \times 0.5$

算式の符号

A　地域活性化起業人の受入れの開始の日までに必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

B　地域活性化起業人の受入れの開始の日からその終了の日までの期間に必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（企業派遣型地域活性化起業人については、当該額が5,900,000円を超えるときは5,900,000円とし、副業型地域活性化起業人及びシニア型地域活性化起業人については、当該額が2,000,000円を超えるときは2,000,000円とする。）

三十五　地域鉄道支援に要する経費があること。

三十六　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

三十七　水防団員の退職報償金に要する経費があること。

三十八　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

三十九　分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。

四十　地域活性化起業人の受入れ等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　市町村が単独事業として実施するラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 0.5 + B + C \times 0.5$

算式の符号

A　地域活性化起業人の受入れの開始の日までに必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

B　地域活性化起業人の受入れの開始の日からその終了の日までの期間に必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（企業派遣型地域活性化起業人については、当該額が5,600,000円を超えるときは5,600,000円とし、副業型地域活性化起業人については、当該額が2,000,000円を超えるときは2,000,000円とする。）

C　地域活性化起業人の提案した事業の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第九条第二項」とあるのは「第九条第一項」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「九五、八〇〇円」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。

四十一　奄美群島振興に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四十二　小規模学童保育に要する経費があること。

単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

四十三　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十四　空き家対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十五　権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

項目	額
道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務	一六、〇〇〇円

C　地域活性化起業人の提案した事業の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第九条第二項」とあるのは「第九条第一項」と、「一一七、〇〇〇円」とあるのは「九二、〇〇〇円」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。

四十一　多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四十二　奄美群島振興に要する経費があること。

単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

四十三　小規模学童保育に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十四　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十五　空き家対策に要する経費があること。

四十六　権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

項目	額
道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務	一六、〇〇〇円

四十六　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四十七　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために当該市町村が当該年度に支出した額（奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該年度に出えんした額を含む。）及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては〇・三とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第五十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十八　移住・定住対策に要する経費があること。

四十九　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

五十　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十七　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四十八　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために当該市町村が当該年度に支出した額（奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該年度に出えんした額を含む。）及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては〇・三とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第五十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十九　移住・定住対策に要する経費があること。

五十　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

五十一　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十一　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費があること。

五十二　連携中枢都市圏構想の推進に要する経費があること。

五十三　地方創生の推進に要する経費があること。

五十四　投票所への移動支援等に要する経費があること。

五十五　病害虫等の防除に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 0.8 + B \times 0.5 + C \times 0.8 + D \times 0.2 + E \times 0.8$

算式の符号

A　連携中枢都市圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

B　連携中枢都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　連携中枢都市圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中枢都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E　AからDまでに掲げるもののほか、連携中枢都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第六十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「0.5」とあるのは「0.8」と、「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。

市町村の議会の議員及び長の選挙について、前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第二十八号」とあるのは、「第三条第一項第三号ロの表第八号」と読み替えるものとする。

五十二　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費があること。

五十三　連携中枢都市圏構想の推進に要する経費があること。

五十四　地方創生の推進に要する経費があること。

五十五　投票所への移動支援等に要する経費があること。

五十六　病害虫等の防除に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 0.8 + B \times 0.5 + C \times 0.8 + D \times 0.2 + E \times 0.8$

算式の符号

A　連携中枢都市圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

B　連携中枢都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　連携中枢都市圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中枢都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E　AからDまでに掲げるもののほか、連携中枢都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「0.5」とあるのは、「0.8」と読み替えるものとする。

市町村の議会の議員及び長の選挙について、前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第二十八号」とあるのは、「第三条第三号ロの表第九号」と読み替えるものとする。

五十六　貝毒対策に要する経費があること。
五十七　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。
五十八　湖沼の水質保全に要する経費があること。
五十九　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。
六十　塩害対策に要する経費があること。
六十一　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第六十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

五十七　貝毒対策に要する経費があること。
五十八　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。
五十九　湖沼の水質保全に要する経費があること。
六十　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。
六十一　塩害対策に要する経費があること。
六十二　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

六十二　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。

六十三　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費があること。

六十四　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

六十五　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費があること。

六十六　再編推進事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5＋B×0.7

算式の符号

A　国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の補助金を受けて施行する再編推進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該補助金及び地方債を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十三　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。

六十四　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費があること。

六十五　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

六十六　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費があること。

六十七　再編推進事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第七十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5＋B×0.7

算式の符号

A　国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の補助金を受けて施行する再編推進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該補助金及び地方債を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十七　沖縄離島活性化推進事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する沖縄離島活性化推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十八　医療的ケア児保育支援事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十九　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

七十　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

七十一　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは、「〇・八」と読み替えるものとする。

七十二　屋外分煙施設の整備等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

七十三　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十八　沖縄離島活性化推進事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する沖縄離島活性化推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十九　医療的ケア児保育支援事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七十　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

七十一　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

七十二　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは、「〇・八」と読み替えるものとする。

七十三　屋外分煙施設の整備等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

七十四　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七十四　高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費があること。

高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一一二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一一二〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

七十五　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七十六　地域における多文化共生の推進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.8＋Ｂ×0.5

算式の符号

Ａ　国の交付金を受けて実施する在留外国人に対する情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　国の補助金を受けて施行する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　次の算式によつて算定した額

算式

（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）×0.5

算式の符号

Ａ　行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　多文化共生アドバイザーの活用及び多文化共生地域会議の開催に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　災害時における外国人への情報伝達及び外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七十五　高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費があること。

高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

七十六　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七十七　地域における多文化共生の推進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.8＋Ｂ×0.5

算式の符号

Ａ　国の交付金を受けて実施する在留外国人に対する情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　国の補助金を受けて施行する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　次の算式によつて算定した額

算式

（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）×0.5

算式の符号

Ａ　行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　多文化共生アドバイザーの活用及び多文化共生地域会議の開催に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　災害時における外国人への情報伝達及び外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七十七　高度無線環境整備推進事業に要する経費があること。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（地方公共団体を除く。）が国の補助金を受けて実施する高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十八　アイヌ政策の推進に要する経費があること。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十五条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十九　消防団員の活動環境整備に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費（現に普通自動車免許を受けていない者が準中型自動車免許を取得する場合及び現に普通自動車免許を受けている者が中型自動車免許又は大型自動車免許を取得する場合にあつては、普通自動車免許を受けている者の準中型自動車免許の取得に係る経費に相当する額）に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　消防団員が災害に対処するため出動した際に生じた自動車又は原動機付自転車に係る損害に対する共済事業に係る市町村の分担金及び保険事業に係る市町村の保険料の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　消防団員が無人航空機操縦士（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の四十二に規定する一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士をいう。）の資格を取得するために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・七を乗じて得た額とする。

一　林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

三　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

八十　森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。

七十八　高度無線環境整備推進事業に要する経費があること。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（地方公共団体を除く。）が国の補助金を受けて実施する高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十九　アイヌ政策の推進に要する経費があること。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十五条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十　消防団員の活動環境整備に要する経費があること。

次の各号によつて算出した額の合算額とする。

一　消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費（現に普通自動車免許を受けていない者が準中型自動車免許を取得する場合及び現に普通自動車免許を受けている者が中型自動車免許又は大型自動車免許を取得する場合にあつては、普通自動車免許を受けている者の準中型自動車免許の取得に係る経費に相当する額）に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　消防団員が災害に対処するため出動した際に生じた自動車又は原動機付自転車に係る損害に対する共済事業に係る市町村の分担金及び保険事業に係る市町村の保険料の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［新設］

八十一　森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・七を乗じて得た額とする。

一　林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

三　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

四　森林所有者等から当該市町村への森林の寄附を促進することを目的として行う測量及び調査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第八十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

八十一　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。

八十二　特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十三　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四　森林所有者等から当該市町村への森林の寄附を促進することを目的として行う測量及び調査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

八十二　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。

八十三　特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十四　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

八十四　夜間中学の設置促進・充実事業等に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業及び学びの多様化学校の設置促進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十五　地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費があること。

地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

八十六　防災集団移転促進事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）に基づき国の補助金を受けて施行する防災集団移転促進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から地方債及び都道府県貸付金を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額

二　当該事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額

三　当該事業に要する経費の財源に充てるため、都道府県から借り入れた都道府県貸付金の当該年度における当該市町村の元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

八十七　森林病害虫等防除事業に要する経費があること。

第三条第一項第三号ロの表第八号に規定する算定方法に準じて算定した額（同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）とする。

八十八　有害鳥獣の駆除に要する経費があること。

第三条第一項第三号ロの表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額（同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）とする。

八十九　特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

八十四　夜間中学の設置促進・充実事業等に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業及び不登校児童生徒に対する支援推進事業（学びの多様化学校の設置促進）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十五　地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費があること。

地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

八十六　防災集団移転促進事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）に基づき国の補助金を受けて施行する防災集団移転促進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から地方債及び都道府県貸付金を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額

二　当該事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額

三　当該事業に要する経費の財源に充てるため、都道府県から借り入れた都道府県貸付金の当該年度における当該市町村の元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

八十七　森林病害虫等防除事業に要する経費があること。

第三条第一項第三号ロの表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額（同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）とする。

八十八　有害鳥獣の駆除に要する経費があること。

第三条第一項第三号ロの表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額（同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）とする。

九十　特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

九十　所有者不明土地等対策に要する経費があること。

九十一　地域の未来予測に基づく広域連携に要する経費があること。

九十二　地域公共交通の再構築に要する経費があること。

九十三　建築物火災安全改修事業に要する経費があること。

九十四　特定外来生物の防除等に要する経費があること。

九十五　消防団員の年額報酬等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　地域の未来予測の複数の市町村による共同作成等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地域の未来予測に基づく広域連携の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第九十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第九十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第九十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

一　消防団員のうち、「団員」の階級にある者について、次の算式によつて算定した額

算式

［{60,245円×（A／36,500円）}－（28,797,000円×B×C×D／100,000人）×2］×0.5

C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、A／36,500円に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、60,245円×A／36,500円、28,797,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

九十一　所有者不明土地等対策に要する経費があること。

九十二　地域の未来予測に基づく広域連携に要する経費があること。

九十三　地域公共交通の再構築に要する経費があること。

九十四　建築物火災安全改修事業に要する経費があること。

九十五　特定外来生物の防除等に要する経費があること。

九十六　消防団員の年額報酬等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　地域の未来予測の複数の市町村による共同作成等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地域の未来予測に基づく広域連携の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第九十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第九十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第九十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

一　消防団員のうち、「団員」の階級にある者について、次の算式によつて算定した額

算式

［{59,555円×（A／36,500円）}－（28,467,000円×B×C×D／100,000人）×2］×0.5

C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、A／36,500円に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、59,555円×A／36,500円、28,467,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

算式の符号
A　当該年度の「団員」階級の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額
B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ａに規定する測定単位の数値
C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｃに規定する段階補正係数
D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｄに規定する密度補正Ⅰ係数

ⅱ　消防団員のうち、「班長」以上の階級にある者について、次の算式によつて算定した額

算式
{（A＋23,745円）×E－（6,820,000円×B×C×D／100,000人）}×0.5
C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、（A＋23,745円）×E、6,820,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

算式の符号
A　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。）（当該額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。）
算式
a／b
算式の符号
a　当該年度の「班長」階級以上の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額
b　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数
B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ａに規定する測定単位の数値
C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｃに規定する段階補正係数
D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｄに規定する密度補正Ⅰ係数
E　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数

次の算式によつて算定した額とする。

算式
（A＋B＋C）×0.5

算式の符号
A　連携協約に基づき他の市町村（指定都市、中核市及び都道府県庁所在地を除く。以下この号において同じ。）に派遣する専門人材の募集に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。）

九十六　連携協約に基づく専門人材の確保に要するソフト経費

算式の符号
A　当該年度の「団員」階級の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額
B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ａに規定する測定単位の数値
C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｃに規定する段階補正係数
D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｄに規定する密度補正Ⅰ係数
ⅱ　消防団員のうち、「班長」以上の階級にある者について、次の算式によつて算定した額
算式
{（A＋23,055円）×E－（6,748,000円×B×C×D／100,000人）}×0.5
C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、（A＋23,055円）×E、6,748,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

算式の符号
A　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。）（当該額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。）
算式
a／b
算式の符号
a　当該年度の「班長」階級以上の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額
b　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数
B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ａに規定する測定単位の数値
C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｃに規定する段階補正係数
D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｄに規定する密度補正Ⅰ係数
E　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数
次の算式によつて算定した額とする。
算式
（A＋B＋C）×0.5
算式の符号
A　連携協約に基づき他の市町村（指定都市、中核市及び都道府県庁所在地を除く。以下この号において同じ。）に派遣する専門人材の募集に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。）

九十七　連携協約に基づく専門人材の確保に要するソフト経費

Ｂ　連携協約に基づき他の市町村に派遣する専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が専門人材一人につき5,878,000円を超えるときは、5,878,000円とする。） Ｃ　連携協約に基づき市町村が他の地方公共団体から派遣を受けた専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額は、専門人材一人につき、都道府県から派遣を受ける場合には6,372,000円、それ以外の場合には5,878,000円を上限とし、連携協約に基づき当該人材を受け入れる市町村における一の職につき派遣初年度に限る。）	Ｂ　連携協約に基づき他の市町村に派遣する専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が専門人材一人につき5,659,000円を超えるときは、5,659,000円とする。） Ｃ　連携協約に基づき市町村が他の地方公共団体から派遣を受けた専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額は、専門人材一人につき、都道府県から派遣を受ける場合には6,223,000円、それ以外の場合には5,659,000円を上限とし、連携協約に基づき当該人材を受け入れる市町村における一の職につき派遣初年度に限る。）
九十七　小学校又は中学校のプレハブ校舎の建設等に要する経費があること。	［新設］
次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　児童生徒の増加又は災害による校舎の損壊のため、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において、小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設等を行つた市町村について、次の算式によつて算定した額に、指定都市（特別区を含む。）にあつては〇・五を、その他の市町村にあつては〇・七を乗じて得た額 算式 A×94,000円＋B×128,000円＋C×33,000円 算式の符号 A　当該市町村が建設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設面積 B　当該市町村が移設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の移設面積 C　当該市町村が借用した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の借用面積 二　当該年度の十月一日から三月三十一日までの間において、前号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「94,000円」とあるのは「47,000円」と、「128,000円」とあるのは「64,000円」と、「33,000円」とあるのは「16,000円」と読み替えるものとする。 前条第一項第一号の表第百号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。	［新設］
九十八　火山防災人材の活用及び育成に要する経費があること。	

九十九　児童相談所の設置の準備に要する経費があること。

児童相談所を設置しようとする中核市について、次の算式によって算定した額（児童相談所を設置しようとする日以前二箇年に限る。）とする。

算式

（Ａ×565,000円＋Ｂ×2,842,000円）×Ｃ×0.5

算式の符号

Ａ　児童福祉法施行令第３条第１項第１号イの数及び同号に定める数を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）を合算した数

Ｂ　Ａのうち、指導教育担当児童福祉司の人数

Ｃ　児童相談所の設置の準備に要する経費が生じる日数として総務大臣が調査した数に365分の１（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、366分の１）を乗じて得た数（小数点以下３位未満は、四捨五入する。）

［新設］

百　地域運営組織及び指定地域共同活動団体の形成・運営支援に要する経費があること。

地域運営組織及び地方自治法第二百六十条の四十九第二項の指定地域共同活動団体の形成及び運営のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

［新設］

百一　広域的な公共施設の集約化等に向けた調査検討及び集約化等の円滑化に要する経費があること。

次の算式によって算定した額とする。

算式

Ａ×0.5＋Ｂ×0.8

算式の符号

Ａ　当該市町村と都道府県又は他の市町村等（市町村又は市町村が組織する一部事務組合若しくは広域連合をいう。以下この号において同じ。）との間の公共施設の集約化若しくは複合化又は施設の機能の統合（以下この号において「集約化等」という。）、これに伴う施設及び機能の廃止を含む。）に向けた調査検討に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）

Ｂ　当該市町村と他の市町村等との間の公共施設（公営住宅及び公営企業に係る施設を除く。）の集約化等の円滑化のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該施設の供用が開始された年度（施設の機能の統合の場合には、当該統合が決定した年度）以降５箇年度に限るものとし、当該５箇年度の期間において、集約化等１件につき62,500,000円を上限とする。）

［新設］

百二　ふるさとワーライカレッジの実施に要する経費があること。

前条第１項第１号の表第百二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第百三号一に規定する算定方法に準じて算定した額

二　前条第一項第一号の表第百三号二に規定する算定方法に準じて算定した額

百三　二地域居住・関係人口施策に要する経費があること。

百四　郵便局等に事務を取り扱わせるための初期投資に要する経費があること。

［新設］

当該市町村が過疎地（日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）第四条第五項に規定する過疎地をいう。）に所在する郵便局（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第一条に規定する郵便局をいう。）又は公共サービス実施民間事業者（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第二条第八項に規定する公共サービス実施民間事業者をいう。）（以下この号において「郵便局等」という。）に対して次の各号に掲げる事務等（国の補助金等を受けて行うものを除く。）を取り扱わせるための初期投資に要する経費（地方債を財源として充てた額を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第一項各号に掲げる事務

二　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第一項各号に掲げる業務

三　前二号に掲げる事務又は業務を行う郵便局等における住民が情報通信機器を活用して行う官公署への相談の支援等に関する事務

四　第一号及び第二号に掲げる事務又は業務を行う郵便局等における住民の買物のための支援等の住民の日常生活の支援に関する事務

百五　消防職員による無人航空機操縦士の資格取得に要する経費があること。

［新設］

第七十九号三に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「消防団員」とあるのは「消防職員」と、「無人航空機操縦士（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の四十二に規定する一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士をいう。）」とあるのは「一等無人航空機操縦士（航空法第百三十二条の四十二に規定する一等無人航空機操縦士をいう。）」と読み替えるものとする。

百六　地域の産業界等と連携協定等を締結して行う公立高等学校等における学科の新設等に要する経費があること。

［新設］

前条第一項第一号の表第百五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

百七　公立高等学校等と協定等を締結して行う人材育成に要する経費があること。

当該市町村が地域の公立高等学校等と協定等を締結して行う産業界等との連携による人材育成に要する経費として総務大臣が調査した額（一校当たり五、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

百八　医療的ケア看護職員配置事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第百六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

百九　指定管理鳥獣の捕獲等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第百八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、「第二条第一項第一号の表第五十七号」とあるのは、「第三条第一項第三号イの表第七十二号」と読み替えるものとする。

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(1)　災害復旧に要する経費が多額であること。

林野火災に要する経費が多額であること。

(2)　防災対策に要する経費が多額であること。

(3)　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

(4)　人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。

(5)　地域医療の確保等に要する経費が多額であること。

(6)　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

(7)　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

(8)　山村振興対策に要する経費が多額であること。

(9)　へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。

(10)　交通安全対策に要する経費が多額であること。

(11)　青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。

(12)　博物館があるため、特別の財政需要があること。

(13)　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

(14)　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

(15)　ダム対策に要する経費が多額であること。

(16)　地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。

(17)　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

(18)　消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。

(19)　農林水産業の振興に要する経費が多額であること。

(20)

［新設］

［新設］

［新設］

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(1)　災害復旧に要する経費が多額であること。

［新設］

(2)　防災対策に要する経費が多額であること。

(3)　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

(4)　人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。

(5)　地域医療の確保等に要する経費が多額であること。

(6)　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

(7)　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

(8)　山村振興対策に要する経費が多額であること。

(9)　へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。

(10)　交通安全対策に要する経費が多額であること。

(11)　青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。

(12)　博物館があるため、特別の財政需要があること。

(13)　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

(14)　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

(15)　ダム対策に要する経費が多額であること。

(16)　地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。

(17)　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

(18)　消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。

(19)　農林水産業の振興に要する経費が多額であること。

ため池があるため、特別の財政需要があること。
北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
自然環境の保全に要する経費が多額であること。
エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。
公害対策に要する経費が多額であること。
不法投棄対策に要する経費が多額であること。
地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。
下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
隣保館に要する経費が多額であること。
住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

四　第三条第一項第四号の額から同項第三号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

五　第三条第一項第五号の額から、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と同項第二号の額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「各道府県」とあるのは「各市町村」と、「当該道府県」とあるのは「当該市町村」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

3　第三条第一項第一号から第五号までに掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号イに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号イの額に、第三条第一項第一号ロに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号ロの額に、第三条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第二号の額に、第三条第一項第三号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第三号の額に、第三条第一項第四号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第四号イの額に、第三条第一項第五号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第五号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

ため池があるため、特別の財政需要があること。
北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
自然環境の保全に要する経費が多額であること。
エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。
公害対策に要する経費が多額であること。
不法投棄対策に要する経費が多額であること。
地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。
下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
隣保館に要する経費が多額であること。
住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

四　次に掲げる額の合算額

イ　前条第一項第三号の額の算定方法に準じて算定した額

ロ　第三条第一項第四号の額から同項第三号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

五　第三条第一項第五号の額から、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と同項第二号の額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「各道府県」とあるのは「各市町村」と、「当該道府県」とあるのは「当該市町村」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

3　第三条第一項第一号から第五号までに掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号イに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号イの額に、第三条第一項第一号ロに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号ロの額に、第三条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第二号の額に、第三条第一項第三号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第三号の額に、第三条第一項第四号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第四号イの額に、第三条第一項第五号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第五号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

附　則

（道府県に係る三月分の算定方法の特例）

第六条　令和七年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号、第四号、第七号、第九号、第十二号から第十四号まで、第二十一号から第二十三号まで、第二十六号、第二十七号、第三十号、第三十一号、第三十四号及び第三十五号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　当該年度において普通交付税に関する省令第二十七条第四号により過大に係る額として算定した額が、同条第一号から第三号までの規定により算定した額を超える場合における当該超える額

二　次によつて算定した額の合算額

イ　水俣病問題の最終的かつ全面的解決に伴い、一時金支払資金に係る金融支援を行うとともに水俣病の発生によつて経済的かつ社会的に深刻な影響を受けた地域（以下「水俣病影響地域」という。）の協調及び発展に関する事業を推進することにより、当該地域の再生及び振興に寄与することを目的とする旧民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。）に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額（水俣病影響地域の再生及び振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人の当該施設の設置に係る支援に必要な資金に充てるべきものとして出資するために借り入れた地方債にあつては、当該年度における元利償還金の額）に〇・八を乗じて得た額

ロ　水俣及び芦北地域における環境配慮型の先端技術の研究開発を支援することにより、水俣病影響地域の振興及び発展に寄与することを目的とする旧民法法人に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・八を乗じて得た額

ハ　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

ニ　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成十二年度から当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成十二年八月以降に発行について同意又は許可を得た地方債に限る。）の当該年度における元利償還金（当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

ホ　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

附　則

（道府県に係る三月分の算定方法の特例）

第六条　令和六年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号、第四号、第八号、第十一号、第十四号から第十六号まで、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第三十一号、第三十五号、第三十六号及び第四十一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　当該年度において普通交付税に関する省令第二十七条第四号により過大に係る額として算定した額が、同条第一号から第三号までの規定により算定した額を超える場合における当該超える額

二　次によつて算定した額の合算額

イ　水俣病問題の最終的かつ全面的解決に伴い、一時金支払資金に係る金融支援を行うとともに水俣病の発生によつて経済的かつ社会的に深刻な影響を受けた地域（以下「水俣病影響地域」という。）の協調及び発展に関する事業を推進することにより、当該地域の再生及び振興に寄与することを目的とする旧民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。）に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額（水俣病影響地域の再生及び振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人の当該施設の設置に係る支援に必要な資金に充てるべきものとして出資するために借り入れた地方債にあつては、当該年度における元利償還金の額）に〇・八を乗じて得た額

ロ　水俣及び芦北地域における環境配慮型の先端技術の研究開発を支援することにより、水俣病影響地域の振興及び発展に寄与することを目的とする旧民法法人に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・八を乗じて得た額

ハ　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

ニ　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成十二年度から当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成十二年八月以降に発行について同意又は許可を得た地方債に限る。）の当該年度における元利償還金（当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

ホ　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

へ　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

三　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号。以下「高齢者居住安定確保法施行令」という。）第五条、第六条第三号又は第八条第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

四　国が補助金を交付する鉄道事業者等に対して、旅客施設に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

五　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第九条第二項に規定する同意特定鉄道の整備を促進することを目的として行う同法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除く。）への出資又は貸付けのため借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・一を乗じて得た額

六　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助金を受けて施行する沖縄振興特別措置法第九十五条第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部連携促進特別振興事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ハ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部特別振興対策事業の財源に充てるため平成二十一年度までに借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額

ニ　沖縄県不発弾等安全基金の造成のための出えんに要する経費（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ホ　国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ヘ　国の補助金を受けて実施する沖縄こどもの貧困緊急対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ト　国の補助金を受けて施行する沖縄観光景観形成支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

チ　国の補助金を受けて施行する沖縄持続可能な交通環境構築推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

へ　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

三　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号。以下「高齢者居住安定確保法施行令」という。）第六条第三号又は第八条第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

四　国が補助金を交付する鉄道事業者等に対して、旅客施設に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

五　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第九条第二項に規定する同意特定鉄道の整備を促進することを目的として行う同法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除く。）への出資又は貸付けのため借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・一を乗じて得た額

六　国の補助金を受けて施行する沖縄振興特別措置法第九十五条第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

リ　国の補助金を受けて施行する沖縄離島住民交通コスト負担軽減事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ヌ　国の補助金を受けて施行する沖縄農林水産物条件不利性解消事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ル　国の補助金を受けて施行する沖縄型スタートアップ拠点化推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ヲ　国の補助金を受けて施行する沖縄航空関連産業クラスター形成促進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［削る］

七　当該年度の道府県における運輸事業振興助成交付金の交付予定額から同年度の当該道府県の基準財政需要額の算定に用いた当該交付金に係る額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

［削る］

八　子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

九　森林法第十条の五の規定に基づき当該道府県の区域内の市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該道府県が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十　中国残留邦人の帰国援護に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十一　配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十二　複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための回線の整備、データの移行、コンサルタントによる導入支援、導入後の実務処理に係る研修及びコンサルタントによる新システム安定稼働のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三　国の行う里山林の多面的機能の維持・向上と里山林の資源の活用を通じた地域の活性化に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う里山林活性化による多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部連携促進特別振興事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部特別振興対策事業の財源に充てるため平成二十一年度までに借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額

八　当該年度の道府県における運輸事業振興助成交付金の交付予定額から同年度の当該道府県の基準財政需要額の算定に用いた当該交付金に係る額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

九　沖縄県不発弾等安全基金の造成のための出えんに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）に〇・五を乗じて得た額

十　子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十一　森林法第十条の五の規定に基づき当該道府県の区域内の市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該道府県が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十二　中国残留邦人の帰国援護に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三　配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十四　複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための回線の整備、データの移行、コンサルタントによる導入支援、導入後の実務処理に係る研修及びコンサルタントによる新システム安定稼働のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十五　国の行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う森林・山村多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十四　国の行う水産業及び漁村の多面的機能の強化に資する活動への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う漁場生産力・水産多面的機能強化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［削る］

十五　国の行う離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十六　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により、激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業において、道府県が災害査定に関連した事務の外部委託に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十七　令和四年福島県沖を震源とする地震のため社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業の基幹事業に限る。）を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十八　令和元年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

十九　令和三年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十　令和四年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十一　国が実施する新資源管理導入円滑化等推進事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として実施する減船及び休漁漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［削る］

二十二　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十三　国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（分収林特別措置法第二条第一項に規定する分収造林契約（次条第五項第十九号において「分収造林契約」という。）及び同法第二条第二項に規定する分収育林契約（次条第五項第十九号において「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額

十六　国の行う水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う水産多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十七　国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十八　国の行う離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十九　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により、激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業において、道府県が災害査定に関連した事務の外部委託に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十　令和四年福島県沖を震源とする地震のため社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業の基幹事業に限る。）を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十一　令和元年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十二　令和三年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十三　令和四年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十四　国が実施する新資源管理導入円滑化等推進事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として実施する減船及び休漁漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十五　国の補助金を受けて実施する沖縄子供の貧困緊急対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十六　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十七　国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（分収林特別措置法第二条第一項に規定する分収造林契約（次条第五項第二十四号において「分収造林契約」という。）及び同法第二条第二項に規定する分収育林契約（次条第五項第二十四号において「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額

二十四　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

二十五　令和二年七月豪雨のため国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（当該道府県が補助金として支出する額に対する国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額

二十六　自治体行政のスマート化に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.3＋（Ｂ＋Ｃ）×0.5

算式の符号

Ａ　当該道府県が行うＲＰＡの導入に要する経費（Ｂに掲げるものを除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　当該道府県が他の地方公共団体と共同で行うＲＰＡの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　当該道府県における職員向けテレワークの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十七　国が補助金を交付する自動車運送事業者等に対して、車両（バス車両の整備において、車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、移動等円滑化のために必要な措置を講ずる場合に限る。）に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

［削る］

二十八　当該道府県が実施する原油価格対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十九　令和三年度に北海道で発生した赤潮のため国が補助金を交付する漁業者団体等が組織する協議会に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額

［削る］

二十八　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

二十九　令和二年七月豪雨のため国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（当該道府県が補助金として支出する額に対する国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額

三十　自治体行政のスマート化に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.3＋（Ｂ＋Ｃ）×0.5

算式の符号

Ａ　当該道府県が行うＲＰＡの導入に要する経費（Ｂに掲げるものを除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　当該道府県が他の地方公共団体と共同で行うＲＰＡの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　当該道府県における職員向けテレワークの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三十一　国が補助金を交付する自動車運送事業者等に対して、車両（バス車両の整備において、車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、移動等円滑化のために必要な措置を講ずる場合に限る。）に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

三十二　次によつて算定した額の合算額

イ　当該道府県が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた警察費に係る補正後の測定単位の数値に単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇〇一を乗じて得た額

［新設］

三十三　令和三年度に北海道で発生した赤潮のため国が補助金を交付する漁業者団体等が組織する協議会に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額

三十四　福徳岡ノ場噴火に伴う軽石漂着対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十　第二条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号一の表中「二、二一〇、〇〇〇円」とあるのは「二、三一六、〇〇〇円」と、「四四五、〇〇〇円」とあるのは「四六二、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五六一、〇〇〇円」とあるのは「一、〇七六、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、五一四、〇〇〇円」とあるのは「一一、二五九、〇〇〇円」と、同号四の表中「六、五九四、〇〇〇円」とあるのは「六、九一三、〇〇〇円」と、「五、二七四、〇〇〇円」とあるのは「三、六五四、〇〇〇円」と、「二、九二五、〇〇〇円」と、同号五中「一、五九九、〇〇〇円」と読み替えるものとする。）から第二条第一項第一号の表第九号の規定により算定した額を控除した額

三十一　第二条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号一の表中「二、二一〇、〇〇〇円」とあるのは「二、三一六、〇〇〇円」と、「一、六一三、〇〇〇円」とあるのは「一、六二九、〇〇〇円」と、「四四五、〇〇〇円」とあるのは「四六二、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五六一、〇〇〇円」とあるのは「一、〇七六、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、五一四、〇〇〇円」とあるのは「一一、二五九、〇〇〇円」と、同号四の表中「六、五九四、〇〇〇円」とあるのは「六、九一三、〇〇〇円」と、「五、二七四、〇〇〇円」とあるのは「三、六五四、〇〇〇円」と、「二、九二五、〇〇〇円」と、同号五中「一、五九九、〇〇〇円」と読み替えるものとする。）から第二条第一項第一号の表第九号の規定により算定した額を控除した額

三十二　附則第四条第一項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「53,000円」とあるのは「55,000円」と、「41,000円」とあるのは「43,000円」と、「57,000円」とあるのは「59,000円」と、「23,000円」とあるのは「24,000円」と読み替えるものとする。）から附則第四条第一項第一号の規定により算定した額を控除した額

［削る］

三十三　災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する都道府県立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに高等学校及び中等教育学校の後期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（令和七年度における当該災害に係るもの又は令和六年能登半島地震に係るものに限る。）

三十四　道府県の行う職員に対する研修（当該道府県の人材育成に関する基本方針に基づく新たな政策課題に係るものであつて、当該道府県の区域内の市町村又は区域外の市町村の職員をその対象に含むものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十五　［昭和100年］関連施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十五　第二条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号一の表中「二、一七四、〇〇〇円」とあるのは「二、二一〇、〇〇〇円」と、「三七五、〇〇〇円」とあるのは「四四五、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五四九、〇〇〇円」とあるのは「一、五六一、〇〇〇円」と、「一、〇三三、〇〇〇円」とあるのは「一、〇四一、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、二三八、〇〇〇円」とあるのは「一〇、五一四、〇〇〇円」と、同号四の表中「六、五〇〇、〇〇〇円」とあるのは「六、五九四、〇〇〇円」と、「五、二〇〇、〇〇〇円」とあるのは「三、四三五、〇〇〇円」とあるのは「二、七五〇、〇〇〇円」と、同号五中「一、五七五、〇〇〇円」とあるのは「一、五九九、〇〇〇円」と読み替えるものとする。）から第二条第一項第一号の表第九号の規定により算定した額を控除した額

三十六　第二条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号一の表中「二、一七四、〇〇〇円」とあるのは「二、二一〇、〇〇〇円」と、「一、五二三、〇〇〇円」とあるのは「一、六一三、〇〇〇円」と、「三七五、〇〇〇円」とあるのは「四四五、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五四九、〇〇〇円」とあるのは「一、〇四一、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、二三八、〇〇〇円」とあるのは「一〇、五一四、〇〇〇円」と、同号四の表中「六、五〇〇、〇〇〇円」とあるのは「六、六九四、〇〇〇円」と、「五、二七四、〇〇〇円」とあるのは「三、四八五、〇〇〇円」と、「二、七五〇、〇〇〇円」とあるのは「二、九二五、〇〇〇円」と、同号五中「一、五七五、〇〇〇円」とあるのは「一、六七七、〇〇〇円」と読み替えるものとする。）から第二条第一項第一号の表第九号の規定により算定した額を控除した額

三十七　附則第四条第一項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「45,000円」とあるのは「46,000円」と、「64,000円」とあるのは「66,000円」と、「31,000円」とあるのは「32,000円」と読み替えるものとする。）から附則第四条第一項第一号の規定により算定した額を控除した額

三十八　国の補助金を受けて施行する沖縄観光人材不足緊急対策事業及び沖縄観光景観形成支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十九　国の補助金を受けて施行する沖縄持続可能な交通環境構築推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四十　災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する都道府県立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに高等学校及び中等教育学校の後期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（令和六年度における当該災害に係るもの又は令和六年能登半島地震に係るものに限る。）

四十一　道府県の行う職員に対する研修（当該道府県の人材育成に関する基本方針に基づく新たな政策課題に係るものであつて、当該道府県の区域内の市町村又は区域外の市町村の職員をその対象に含むものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［新設］

三十六　令和七年八月六日からの大雨並びに令和七年台風第十二号及び第十五号のため農地利用効率化等支援交付金を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

三十七　国の行う国際漁業再編対策事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として行う減船漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

2　平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十三条第一項の規定により実施する処分等措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

3　令和元年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4　令和七年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

［削る］

［新設］

2　平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十三条第一項の規定により実施する処分等措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

3　令和元年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4　令和六年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　令和六年度に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号イの規定にかかわらず、次に掲げる事由により当該年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額とする。

一　一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下この号及び次号において「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二　期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つていること。

［削る］

5‖　令和六年度から令和十一年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、救急安心センター事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

6‖　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、国の補助金等を受けて実施する盛土の安全性を把握するための調査及び防災対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（国の補助率が三分の二となる場合にあつては〇・七、十分の七となる場合にあつては〇・八）を乗じて得た額を加えた額とする。

7‖　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、旧公害防止対策事業（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項に規定する公害防止対策事業と同種であり、かつ、一体として実施される事業をいう。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額を加えた額とする。

［削る］

8‖　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該道府県におけるデジタル化（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会の形成に資する取組をいう。以下同じ。）の取組の中核となる職員の育成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額を加えた額とする。

6‖　令和六年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当の支給総額（以下この項において「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第六項から第八項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下この項において「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額

7‖　令和六年度から令和十一年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、救急安心センター事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

8‖　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、国の補助金等を受けて実施する盛土の安全性を把握するための調査及び防災対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（国の補助率が三分の二となる場合にあつては〇・七、十分の七となる場合にあつては〇・八）を乗じて得た額を加えた額とする。

9‖　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、旧公害防止対策事業（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項に規定する公害防止対策事業と同種であり、かつ、一体として実施される事業をいう。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額を加えた額とする。

10‖　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額に〇・七を乗じて得た額

イ　市町村のデジタル化（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会の形成に資する取組をいう。以下同じ。）の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を任用等するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該外部人材等一人当たりの当該額が二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは当該外部人材等一人当たり二〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

ロ　市町村のデジタル化の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を募集するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　当該道府県におけるデジタル化の取組の中核となる職員の育成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

［新設］

9　令和五年度から令和十一年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額に〇・七を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、令和七年度から令和九年度までの間に限り、第二号中「一、〇〇〇、〇〇〇円」とあるのは、「三、〇〇〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

一　市町村のデジタル化の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を任用等するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該外部人材等一人当たりの当該額が二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは当該外部人材等一人当たり二〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　市町村のデジタル化の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を募集するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

10　令和五年度から令和八年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第一項に規定する協議会が策定する地域職業訓練実施計画に基づき、当該道府県が地方単独事業として行う地域におけるリスキリングの推進に関する事業（将来において成長発展が期待される分野における事業であつて、中小企業等の経営者、従業員等に対して行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

11　令和六年度及び令和七年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　消防学校における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　令和七年に開催される国際博覧会における万博国際交流自治体として登録された道府県による交流計画の実施に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

12　令和七年度から令和十七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　大規模下水道管路特別重点調査等事業実施要綱（令和七年三月十八日付け国水下第五十二号）に規定する下水道管路の緊急調査（以下この項において「緊急調査」という。）に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

二　一般会計において実施する緊急調査に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［新設］

11　令和五年度から令和八年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第一項に規定する協議会が策定する地域職業訓練実施計画に基づき、当該道府県が地方単独事業として行う地域におけるリスキリングの推進に関する事業（将来において成長発展が期待される分野における事業であつて、中小企業等の経営者、従業員等に対して行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

12　令和六年度及び令和七年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　消防学校における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　令和七年に開催される国際博覧会における万博国際交流自治体として登録された道府県による交流計画の実施に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［新設］

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

第七条　令和七年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　前条第一項第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

三　前条第一項第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

四　前条第一項第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

［削る］

五　国の補助金を受けて実施する災害公営住宅の家賃低廉化事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

六　前条第一項第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

2　平成二十九年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、健全化法第二条第六号に規定する財政の再生が長期にわたり図られてきており、そのまま継続されれば、人口の著しい減少及び少子高齢化が更に進み、地域社会における活力が低下し続け、地域の自立的発展に支障が生ずる事態になるおそれがある場合に、当該事態になることを防止するため、財政再生計画について健全化法第十条第三項の規定による総務大臣の同意を得た健全化法第九条第四項に規定する財政再生団体が行う事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

3　令和七年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額又は次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一　特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第三十九号）による改正前の特別交付税に関する省令第五条第一項第一号ロの表第三号に係る算定額の著しい変動を緩和するために必要な額として総務大臣が算定した額

二　災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに高等学校及び中等教育学校の後期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第三条第一項第三号イの表第五十九号及び同表第六十一号の規定により算定した額（令和七年度における当該災害に係るもの又は令和六年能登半島地震に係るものに限る。）を控除した額

三　令和七年十一月十八日大分県大分市に発生した火災について、第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは「〇・九五」と読み替えるものとし、第五条第一項第一号ロの表第三号の規定は適用しない。

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

第七条　令和六年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　前条第一項第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

三　前条第一項第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額

四　前条第一項第三十三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

五　前条第一項第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

六　国の補助金を受けて実施する災害公営住宅の家賃低廉化事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

［新設］

2　平成二十九年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、健全化法第二条第六号に規定する財政の再生が長期にわたり図られてきており、そのまま継続されれば、人口の著しい減少及び少子高齢化が更に進み、地域社会における活力が低下し続け、地域の自立的発展に支障が生ずる事態になるおそれがある場合に、当該事態になることを防止するため、財政再生計画について健全化法第十条第三項の規定による総務大臣の同意を得た健全化法第九条第四項に規定する財政再生団体が行う事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

3　令和六年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額又は次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一　特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第三十九号）による改正前の特別交付税に関する省令第五条第一項第一号ロの表第三号に係る算定額の著しい変動を緩和するために必要な額として総務大臣が算定した額

二　災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに高等学校及び中等教育学校の後期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第三条第一項第三号イの表第六十号及び同表第六十二号の規定により算定した額（令和六年度における当該災害に係るもの又は令和六年能登半島地震に係るものに限る。）を控除した額

［新設］

4　令和七年度に限り、第五条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、普通交付税に関する省令第三十四条（ただし書を除く。）の規定により算定した額が負となる場合における当該負となる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　令和七年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第二号、第三号、第七号、第十三号、第十五号、第十六号、第十八号、第十九号、第二十一号、第二十二号、第二十五号から第二十九号までに掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　文化財等の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）による保存、発信等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（当該額が三六、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、三六、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　高齢者居住安定確保法施行令第五条、第六条第三号又は第八条第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

三　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四　前条第一項第五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・一」とあるのは、「〇・三」と読み替えるものとする。

五　次によつて算定した額の合算額

イ　へき地保健医療事業実施計画に基づく前年度分のへき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため令和七年十月一日以降に借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額

ロ　附則第五条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「57,000円」とあるのは「59,000円」と、「23,000円」とあるのは「24,000円」と読み替えるものとする。）から附則第五条第二項第二号の規定により算定した額を控除した額

六　次によつて算定した額の合算額

イ　前条第一項第六号イに規定する算定方法に準じて算定した額

4　令和六年度に限り、第五条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、普通交付税に関する省令第三十四条（ただし書を除く。）の規定により算定した額が負となる場合における当該負となる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　令和六年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第二号、第三号、第八号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第三十一号及び第三十三号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　文化財等の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）による保存、発信等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（当該額が三六、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、三六、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　高齢者居住安定確保法施行令第一条、第四条、第六条第一号若しくは第二号又は第八条第一号若しくは第二号に規定する賃貸住宅の建設又は整備に要する費用のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第五条、第六条第三号又は第八条第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

三　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四　前条第一項第五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・一」とあるのは、「〇・三」と読み替えるものとする。

五　次によつて算定した額の合算額

イ　へき地保健医療事業実施計画に基づく前年度分のへき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため令和六年十月一日以降に借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額

ロ　附則第五条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「52,000円」とあるのは「54,000円」と、「31,000円」とあるのは「32,000円」と読み替えるものとする。）から附則第五条第二項第二号の規定により算定した額を控除した額

六　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助金を受けて実施する沖縄振興特別措置法第九十五条第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて実施する沖縄振興特定事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ハ　前条第一項第六号ロに規定する算定方法に準じて算定した額

ニ　前条第一項第六号ハに規定する算定方法に準じて算定した額

ホ　前条第一項第六号ホに規定する算定方法に準じて算定した額

ヘ　国の交付金を受けて施行する拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ト　前条第一項第六号ヘに規定する算定方法に準じて算定した額

チ　前条第一項第六号チに規定する算定方法に準じて算定した額

リ　国の補助金を受けて施行する沖縄安全対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［削る］

七　森林法第十条の五の規定に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

八　地方公営企業法第二条第一項第七号に規定するガス事業として実施する経年管対策事業に係る経費のうち、一般会計がガス事業特別会計に出資するために借り入れた地方債（平成二十年度から平成二十七年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

九　前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額

十　前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の三第三項に規定する市町村基本計画の作成に要する経費、同法第三条第二項に規定する配偶者暴力相談支援センターが行う同条第三項に規定する業務に要する経費及びストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他の施設による支援に要する経費並びに緊急時における安全の確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十二　地方税法附則第十七条の二第一項に規定する修正基準に基づく固定資産の価格の修正のため、宅地の価格の下落状況の把握に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

十三　前条第一項第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

十四　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第九条に基づき指定都市が実施する事務に要する経費として、当該年度において当該指定都市が認定又は仮認定をした法人の数に五〇三、〇九七円を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて実施する沖縄振興特定事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額

八　森林法第十条の五の規定に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

九　地方公営企業法第二条第一項第七号に規定するガス事業として実施する経年管対策事業に係る経費のうち、一般会計がガス事業特別会計に出資するために借り入れた地方債（平成二十年度から平成二十七年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

十　前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一　前条第一項第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

十二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の三第三項に規定する市町村基本計画の作成に要する経費、同法第三条第二項に規定する配偶者暴力相談支援センターが行う同条第三項に規定する業務に要する経費及びストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他の施設による支援に要する経費並びに緊急時における安全の確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三　地方税法附則第十七条の二第一項に規定する修正基準に基づく固定資産の価格の修正のため、宅地の価格の下落状況の把握に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

十四　前条第一項第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

十五　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第九条に基づき指定都市が実施する事務に要する経費として、当該年度において当該指定都市が認定又は仮認定をした法人の数に四八五、八八七円を乗じて得た額

十五　前条第一項第十三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十六　前条第一項第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

［削る］

十七　前条第一項第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

［削る］

［削る］

［削る］

十八　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

十九　国土保全対策として当該市町村が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（分収造林契約及び分収育林契約に係るものにあつては、〇・二）を乗じて得た額

二十　前条第一項第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十一　前条第一項第二十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

二十二　前条第一項第二十七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

［削る］

二十三　前条第一項第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

十六　前条第一項第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十七　前条第一項第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十八　前条第一項第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

十九　前条第一項第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

二十　住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十一　国の交付金を受けて施行する拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十二　前条第一項第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十三　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十四　国土保全対策として当該市町村が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（分収造林契約及び分収育林契約に係るものにあつては、〇・二）を乗じて得た額

二十五　前条第一項第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十六　前条第一項第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

二十七　前条第一項第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

二十八　次によつて算定した額の合算額

イ　当該市町村が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る測定単位の数値に、段階補正係数に密度補正Ⅰ係数及び普通態様補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）並びに単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇一を乗じて得た額

［新設］

二十四　総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額に〇・五を乗じて得た額

項目	額
プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第三項に規定するプラスチック使用製品廃棄物をいう。以下この号において同じ。）の分別収集物の質量（トン）	八八、〇〇〇円
プラスチック使用製品廃棄物の分別収集物のうち再商品化物の質量（トン）	六四、〇〇〇円

二十五　前条第一項第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十六　前条第一項第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

［削る］

二十七　次に掲げる額の合算額に〇・五を乗じて得た額

イ　市区町村の行う職員に対する研修（当該市区町村の人材育成に関する基本方針に基づく新たな政策課題に係るものであつて、当該市区町村の職員又は他の市区町村の職員をその対象にするものに限る。）に要する経費（当該経費に係る負担金として当該年度において支出する額を含む。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　前条第一項第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「都道府県」と、「経費」とあるのは「経費に係る負担金として当該年度において支出する額」と読み替えるものとする。

二十八　前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十九　総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額に〇・五を乗じて得た額

項目	額
生ごみの分別収集物の質量（トン）	二〇、〇〇〇円
生ごみの分別収集物のうち再資源化物の質量（トン）	一七、〇〇〇円
剪定枝の分別収集物の質量（トン）	三、〇〇〇円
剪定枝の分別収集物のうち再資源化物の質量（トン）	一〇、〇〇〇円
廃食用油の分別収集物の質量（トン）	二七、〇〇〇円

6　平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

一　前条第二項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　前条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十四　総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額に〇・五を乗じて得た額

項目	額
プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第三項に規定するプラスチック使用製品廃棄物をいう。以下この号において同じ。）の分別収集物の質量（トン）	八四、〇〇〇円
プラスチック使用製品廃棄物の分別収集物のうち再商品化物の質量（トン）	六三、〇〇〇円

二十五　前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十六　前条第一項第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十七　前条第一項第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十八　次に掲げる額の合算額に〇・五を乗じて得た額

イ　市区町村の行う職員に対する研修（当該市区町村の人材育成に関する基本方針に基づく新たな政策課題に係るものであつて、当該市区町村の職員又は他の市区町村の職員をその対象にするものに限る。）に要する経費（当該経費に係る負担金として当該年度において支出する額を含む。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　前条第一項第四十一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「都道府県」と、「経費」とあるのは「経費に係る負担金として当該年度において支出する額」と読み替えるものとする。

二十九　総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額に〇・五を乗じて得た額

項目	額
生ごみの分別収集物の質量（トン）	二〇、〇〇〇円
生ごみの分別収集物のうち再資源化物の質量（トン）	一七、〇〇〇円
剪定枝の分別収集物の質量（トン）	三、〇〇〇円
剪定枝の分別収集物のうち再資源化物の質量（トン）	一〇、〇〇〇円
廃食用油の分別収集物の質量（トン）	二七、〇〇〇円

6　平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

一　前条第二項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　前条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十　前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十一　前条第一項第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十二　前条第一項第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十三　次に掲げる額の合算額に〇・五を乗じて得た額

イ　市区町村の行う職員に対する研修（当該市区町村の人材育成に関する基本方針に基づく新たな政策課題に係るものであつて、当該市区町村の職員又は他の市区町村の職員をその対象にするものに限る。）に要する経費（当該経費に係る負担金として当該年度において支出する額を含む。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　前条第一項第四十一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「都道府県」と、「経費」とあるのは「経費に係る負担金として当該年度において支出する額」と読み替えるものとする。

［新設］

［新設］

7　令和元年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

8　令和六年度から令和十一年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第五項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

9　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第六項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

10　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する消防団救助能力向上資機材緊急整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　次に掲げる額の合算額に〇・七を乗じて得た額

イ　ＣＩＯ補佐官等として外部人材を任用等するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　ＣＩＯ補佐官等として外部人材を募集するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

四　前条第七項に規定する算定方法に準じて算定した額

［削る］

7　令和元年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

8　令和六年度から令和十一年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第七項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

9　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第八項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

10　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する消防団救助能力向上資機材緊急整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　次に掲げる額の合算額に〇・七を乗じて得た額

イ　ＣＩＯ補佐官等として外部人材を任用等するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　ＣＩＯ補佐官等として外部人材を募集するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

11　四　前条第九項に規定する算定方法に準じて算定した額

令和五年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　前条第十項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号イ及びロ中「経費」とあるのは「経費（当該経費に係る負担金として当該年度において支出する額を含む。）」と読み替えるものとする。

二　前条第十項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

11 令和五年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第八項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。この場合において、同項中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

12 令和五年度から令和十一年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第九項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。この場合において、同項第一号及び第二号中「経費」とあるのは、「経費（当該経費に係る負担金として当該年度において支出する額を含む。）」と読み替えるものとする。

13 令和五年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第十項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

14 令和六年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和七年に開催される国際博覧会における万博国際交流自治体として登録された市町村による交流計画の実施に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

15 令和七年度から令和十七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一 前条第十二項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「経費」とあるのは「経費又は都道府県が実施する緊急調査に対する法令に基づく負担金」と読み替えるものとする。

二 前条第十二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

16 令和七年度に限り、第五条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 団体営土地改良事業に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額

二 閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

［削る］

17 令和七年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して三月に交付すべき特別交付税の額は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額に同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から、次の第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一 当該年度における地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一・二三を乗じて得た額又は基準財政需要額に四十三億一千九百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額

二 第三条第一項の規定によつて算定した額から附則第五条第十六項の規定によつて算定した額を控除した額

［新設］

12 令和五年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第十一項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

［新設］

13 令和六年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和七年に開催される国際博覧会における万博国際交流自治体として登録された市町村による交流計画の実施に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

［新設］

14 令和六年度に限り、第五条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 団体営土地改良事業に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額

二 閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

15 令和六年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロからホまで並びに前条第五項及び第六項の規定に準じて算定した額とする。

16 令和六年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して三月に交付すべき特別交付税の額は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額に同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から、次の第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一 当該年度における地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一・二三を乗じて得た額又は基準財政需要額に三十四億八千三百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額

二 第三条第一項の規定によつて算定した額から附則第五条第十七項の規定によつて算定した額を控除した額

（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十条　令和七年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

三　東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第三号によつて算定した額を控除した額

四　東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第四号によつて算定した額を控除した額

五　特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第五号によつて算定した額を控除した額

六　特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第六号によつて算定した額を控除した額

七　原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第七号によつて算定した額を控除した額

八　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第八条第一項第八号によつて算定した額を控除した額

2　令和七年度に限り、第四条第一項第一号の表第一号、第五号、第十六号、第三十八号、第三十九号、第四十五号及び第七十号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十一条　令和七年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十条　令和六年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

三　東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第三号によつて算定した額を控除した額

四　東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第四号によつて算定した額を控除した額

五　特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第五号によつて算定した額を控除した額

六　特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第六号によつて算定した額を控除した額

七　原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第七号によつて算定した額を控除した額

八　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第八条第一項第八号によつて算定した額を控除した額

2　令和六年度に限り、第四条第一項第一号の表第一号、第五号、第十六号、第三十八号、第三十九号、第四十五号及び第七十一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十一条　令和六年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

三　前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第三号」とあるのは、「附則第九条第一項第三号」と読み替えるものとする。

四　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第四号」とあるのは、「附則第九条第一項第四号」と読み替えるものとする。

五　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第五号によつて算定した額を控除した額

六　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第六号によつて算定した額を控除した額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第七号」とあるのは、「附則第九条第一項第七号」と読み替えるものとする。

八　前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第八号」とあるのは、「附則第九条第一項第八号」と読み替えるものとする。

2　令和七年度に限り、第五条第一項第一号イの表第一号、第六号、第十一号及び第十三号、同項第一号ロの表第一号及び第五号並びに同項第二号の表第一号並びに附則第七条第三項第二号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（令和六年能登半島地震等に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十五条　［略］

2　令和七年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和六年能登半島地震等により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額から、令和五年度省令附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額を控除した額

二　［略］

（令和六年能登半島地震等に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十六条　令和七年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［削る］

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

三　前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第三号」とあるのは、「附則第九条第一項第三号」と読み替えるものとする。

四　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第四号」とあるのは、「附則第九条第一項第四号」と読み替えるものとする。

五　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第五号によつて算定した額を控除した額

六　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第六号によつて算定した額を控除した額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第七号」とあるのは、「附則第九条第一項第七号」と読み替えるものとする。

八　前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第八号」とあるのは、「附則第九条第一項第八号」と読み替えるものとする。

2　令和六年度に限り、第五条第一項第一号イの表第一号、第六号、第十一号及び第十三号、同項第一号ロの表第一号及び第五号並びに同項第二号の表第一号並びに附則第七条第三項第二号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（令和六年能登半島地震等に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十五条　［同上］

2　令和七年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和六年能登半島地震等により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額から、旧省令附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額を控除した額

二　［同上］

（令和六年能登半島地震等に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十六条　令和六年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　新潟県、富山県、石川県及び福井県について、第二条第一項第一号の表第四号一に規定する算定方法に準じて算定した額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十四条第一項第一号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十四条第一号の規定により算定した額

［削る］

一　新潟県、富山県、石川県及び福井県について、第二条第一項第一号の表第四号三に規定する算定方法に準じて算定した額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十四条第一項第一号により算定した額

ロ　附則第十四条第一項第一号イの額

ハ　附則第十四条第一項第一号ロの額

二　地域福祉推進支援臨時特例交付金を受けて実施する事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

［削る］

［削る］

三　農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

四　国の補助金を受けて実施する共同利用漁船等復旧支援対策事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

五　国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（当該県が補助金として支出する額に対する国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額

六　石川県について、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員等の宿泊場所の確保その他の支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

［削る］

七　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助を受けて実施する宅地液状化防止事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

ロ　新潟県及び富山県について、令和六年能登半島地震のため地方単独事業として行う被災した宅地の液状化防止対策に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　前号の県について、第二条第一項第一号の表第四号二に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号二中「一七、六〇〇円（石川県にあつては、三五、九〇〇円）」とあるのは、「一七、六〇〇円（石川県にあつては、三五、九〇〇円）」と読み替えるものとする。）から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十四条第一項第二号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十四条第二号の規定により算定した額

三　第一号の県について、第二条第一項第一号の表第四号三に規定する算定方法に準じて算定した額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十四条第一項第三号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十四条第三号の規定により算定した額

［新設］

四　地域福祉推進支援臨時特例交付金を受けて実施する事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

五　国の補助金を受けて実施する福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業（障害分）に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

六　国の補助金を受けて実施する福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業（介護分）に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

七　農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

八　国の補助金を受けて実施する共同利用漁船等復旧支援対策事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

九　国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（当該県が補助金として支出する額に対する国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額

十　石川県について、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員等の宿泊場所の確保その他の支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十一　新潟県及び富山県について、令和六年能登半島地震のため地方単独事業として行う被災した宅地の液状化防止対策に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

［新設］

（令和六年能登半島地震等に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十七条　令和七年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［削る］

［削る］

一　令和六年能登半島地震等のためケーブルテレビ事業者等が国の補助金を受けて実施するケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業及び高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　前条第三号に規定する算定方法に準じて算定した額

三　次によつて算定した額の合算額

イ　前条第七号イに規定する算定方法に準じて算定した額

ロ　新潟県及び富山県の区域内の市町村について、前条第七号ロに規定する算定方法に準じて算定した額

2　令和七年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震について、国の補助金を受けて実施する災害等廃棄物処理事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額から附則第十五条第二項第二号の規定により算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額を加えた額とする。

（令和六年能登半島地震等に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十七条　令和六年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和六年能登半島地震等により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号一の規定に準じて算定した額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十五条第一項第一号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十五条第一項第一号の規定により算定した額

二　前号の市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号二の規定に準じて算定した額（この場合において、同号二中「二三、五〇〇円」とあるのは「二三、五〇〇円（令和六年総務省告示第九十号（災害対策基本法施行令の規定に基づき令和六年能登半島地震による災害に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を定める件）により告示した団体及び災害対策基本法第百二条第一項に規定する地方債を起こすことができると見込まれる地方公共団体として総務大臣が調査した団体（以下この号において「指定団体等」という。）にあつては、六八、〇〇〇円」と、「一七六、七〇〇円」とあるのは「一七六、七〇〇円（指定団体等にあつては、四八、四〇〇円）」と、「八八、二〇〇円」とあるのは「八八、二〇〇円（指定団体等にあつては、二八、四〇〇円）」と読み替えるものとする。）から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十五条第一項第二号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十五条第一項第二号の規定により算定した額

三　令和六年能登半島地震等のためケーブルテレビ事業者等が国の補助金を受けて実施するケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業及び高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　前条第七号に規定する算定方法に準じて算定した額

五　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助を受けて実施する宅地液状化防止事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

ロ　新潟県及び富山県の区域内の市町村について、前条第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

2　令和六年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前項第一号の市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額

二　令和六年能登半島地震について、国の補助金を受けて実施する災害等廃棄物処理事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額から附則第十五条第二項第二号の規定により算定した額を控除した額

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十号

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第五十一条、旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第六条及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号）第五条の規定に基づき、総合法律支援法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十六日

法務大臣　平口　洋

総合法律支援法施行規則等の一部を改正する省令

（総合法律支援法施行規則の一部改正）

第一条　総合法律支援法施行規則（平成二十七年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（民事法律扶助事業の立替金に係る会計処理の特例） **第十五条**　支援センターは、法第三十条第一項第二号の業務において、報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権については、これを取得した時点においては、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を繰延運営費交付金（資産）として計上するものとし、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用に相当する額を繰延運営費交付金（資産）戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点においては、繰延運営費交付金（資産）を運営費交付金債務に振り替えるものとする。	（民事法律扶助事業の立替金に係る会計処理の特例） **第十五条**　支援センターは、法第三十条第一項第二号の業務において、報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権については、これを取得した時点においては、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点においては、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えるものとする。

（旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律施行規則（平成二十四年法務省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（東日本大震災法律援助事業の立替金に係る会計処理の特例） **第三条**　日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、法第三条第一項第一号の業務において、報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権については、これを取得した時点においては、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を繰延運営費交付金（資産）として計上するものとし、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用に相当する額を繰延運営費交付金（資産）戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点においては、繰延運営費交付金（資産）を運営費交付金債務に振り替えるものとする。	（東日本大震災法律援助事業の立替金に係る会計処理の特例） **第三条**　日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、法第三条第一項第一号の業務において、報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権については、これを取得した時点においては、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点においては、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えるものとする。

（特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律施行規則（令和六年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定被害者法律援助事業の立替金に係る会計処理の特例） **第三条**　日本司法支援センターは、法第三条第一項第一号の業務において報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権及び同項第二号に規定する民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務において当該業務の実施に係る費用を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権について、これらを取得した時点において、当該立替に係る金額に相当する額を繰延運営費交付金（資産）として計上するものとし、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点において、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用に相当する額を繰延運営費交付金（資産）戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点において、繰延運営費交付金（資産）を運営費交付金債務に振り替えるものとする。	（特定被害者法律援助事業の立替金に係る会計処理の特例） **第三条**　日本司法支援センターは、法第三条第一項第一号の業務において報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権及び同項第二号に規定する民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務において当該業務の実施に係る費用を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権について、これらを取得した時点において、当該立替に係る金額に相当する額を資産見返運営費交付金として計上するものとし、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点において、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点において、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えるものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○外務省令第一号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十六日

外務大臣　茂木　敏充

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

	種別 ＼ 国又は地別 ／ 単位	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国	中華人民共和国（香港特別行政区）	ネパール	パキスタン
		インド・ルピー	ルピア	リエル	シンガポール・ドル	スリランカ・ルピー	バーツ	ウォン	元	香港・ドル	ネパール・ルピー	パキスタン・ルピー
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	3,300	630,000	155,000	50	11,400	1,270	52,000	270	300	5,280	10,750
3	一般入国査証	1,750	330,000	80,000	26	6,000	670	27,000	145	160	2,780	5,660
4	数次入国査証	3,450	660,000	160,000	53	12,000	1,340	55,000	285	320	5,560	11,320
5	通過査証	400	80,000	20,000	6	1,400	160	6,000	35	40	650	1,320
6	再入国の許可の有効期間の延長	1,750	330,000	80,000	26	6,000	670	27,000	145	160	2,780	5,660
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	1,450	270,000	70,000	22	5,000	560	23,000	120	130	2,310	4,720
8	国籍証明	2,550	480,000	120,000	39	8,800	980	40,000	210	230	4,070	8,300
9	在留証明	700	130,000	30,000	11	2,400	270	11,000	55	60	1,110	2,260
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	700	130,000	30,000	11	2,400	270	11,000	55	60	1,110	2,260
11	職業証明	1,150	220,000	55,000	18	4,000	450	18,000	95	110	1,850	3,770
12	翻訳証明	2,550	480,000	120,000	39	8,800	980	40,000	210	230	4,070	8,300
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	2,600	490,000	120,000	39	9,000	1,000	41,000	215	240	4,170	8,490
	ロ.その他のもの	1,000	190,000	45,000	15	3,400	380	15,000	80	90	1,570	3,210
14	遺骨証明	1,450	270,000	70,000	22	5,000	560	23,000	120	130	2,310	4,720
15	原産地証明	2,550	480,000	120,000	39	8,800	980	40,000	210	230	4,070	8,300
16	日本品の外国輸入証明	2,200	420,000	105,000	33	7,600	850	35,000	180	200	3,520	7,170
17	船内遺留品目録証明	500	100,000	25,000	8	1,800	200	8,000	45	50	830	1,700
18	航行報告証明	750	140,000	35,000	11	2,600	290	12,000	60	70	1,200	2,450
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	1,200	230,000	55,000	18	4,200	470	19,000	100	110	1,940	3,960

	国又は地別 / 種別 / 単位	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モルディブ	モンゴル	ラオス	オーストラリア
		タカ	ドル	フィリピン・ペソ	ブルネイ・ドル	ドン	リンギ	チャット	ルフィヤ	トウグリク	キップ	オーストラリア・ドル
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	4,630	38	2,200	50	980,000	170	80,300	580	136,000	826,000	59
3	一般入国査証	2,440	20	1,150	26	520,000	90	42,300	310	71,000	435,000	31
4	数次入国査証	4,880	40	2,300	53	1,030,000	175	84,500	610	143,000	870,000	63
5	通過査証	570	5	250	6	120,000	20	9,900	70	17,000	101,000	7
6	再入国の許可の有効期間の延長	2,440	20	1,150	26	520,000	90	42,300	310	71,000	435,000	31
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	2,030	17	950	22	430,000	75	35,200	260	60,000	362,000	26
8	国籍証明	3,580	30	1,700	39	760,000	130	62,000	450	105,000	638,000	46
9	在留証明	980	8	450	11	210,000	35	16,900	120	29,000	174,000	13
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	980	8	450	11	210,000	35	16,900	120	29,000	174,000	13
11	職業証明	1,630	13	750	18	340,000	60	28,200	200	48,000	290,000	21
12	翻訳証明	3,580	30	1,700	39	760,000	130	62,000	450	105,000	638,000	46
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	3,660	30	1,750	39	780,000	130	63,400	460	107,000	652,000	47
	ロ.その他のもの	1,380	11	650	15	290,000	50	23,900	170	40,000	246,000	18
14	遺骨証明	2,030	17	950	22	430,000	75	35,200	260	60,000	362,000	26
15	原産地証明	3,580	30	1,700	39	760,000	130	62,000	450	105,000	638,000	46
16	日本品の外国輸入証明	3,090	26	1,450	33	660,000	110	53,500	390	90,000	551,000	40
17	船内遺留品目録証明	730	6	350	8	160,000	25	12,700	90	21,000	130,000	9
18	航行報告証明	1,060	9	500	11	220,000	40	18,300	130	31,000	188,000	14
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	1,710	14	800	18	360,000	60	29,600	210	50,000	304,000	22

	国又は地別 / 種別 / 単位	キリバス	サモア	ソロモン	トンガ	ニューカレドニア	ニュージーランド	バヌアツ	パプアニューギニア	パラオ	フィジー	マーシャル
		キリバス・ドル	サモア・タラ	ソロモン・ドル	パ・アンガ	パシフィック・フラン	ニュージーランド・ドル	バツ	キナ	ドル	フィジー・ドル	ドル
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	59	108	317	92	4,100	66	4,670	158	38	88	38
3	一般入国査証	31	57	167	48	2,160	34	2,460	83	20	46	20
4	数次入国査証	63	113	333	97	4,315	69	4,920	167	40	92	40
5	通過査証	7	13	39	11	505	8	575	19	5	11	5
6	再入国の許可の有効期間の延長	31	57	167	48	2,160	34	2,460	83	20	46	20
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	26	47	139	40	1,800	29	2,050	69	17	38	17
8	国籍証明	46	83	244	71	3,165	51	3,605	122	30	68	30
9	在留証明	13	23	67	19	865	14	985	33	8	18	8
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	13	23	67	19	865	14	985	33	8	18	8
11	職業証明	21	38	111	32	1,440	23	1,640	56	13	31	13
12	翻訳証明	46	83	244	71	3,165	51	3,605	122	30	68	30
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	47	85	250	73	3,235	52	3,690	125	30	69	30
	ロ.その他のもの	18	32	94	27	1,225	20	1,395	47	11	26	11
14	遺骨証明	26	47	139	40	1,800	29	2,050	69	17	38	17
15	原産地証明	46	83	244	71	3,165	51	3,605	122	30	68	30
16	日本品の外国輸入証明	40	72	211	61	2,735	44	3,115	106	26	58	26
17	船内遺留品目録証明	9	17	50	15	645	10	740	25	6	14	6
18	航行報告証明	14	25	72	21	935	15	1,065	36	9	20	9
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	22	40	117	34	1,510	24	1,720	58	14	32	14

	種別 ＼ 国又は地別 単位	ミクロネシア	アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	キューバ	グアテマラ	コスタリカ	コロンビア	ジャマイカ
		ドル	ドル	カナダ・ドル	アルゼンチン・ペソ	ウルグアイ・ペソ	ドル	キューバ・ペソ	ケッツアル	コスタリカ・コロン	コロンビア・ペソ	ジャマイカ・ドル
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	38	38	53	43,800	1,600	38	909	300	19,700	158,500	5,950
3	一般入国査証	20	20	28	23,100	840	20	478	158	10,300	83,500	3,150
4	数次入国査証	40	40	56	46,200	1,680	40	957	316	20,700	166,500	6,250
5	通過査証	5	5	7	5,400	200	5	112	37	2,400	19,500	750
6	再入国の許可の有効期間の延長	20	20	28	23,100	840	20	478	158	10,300	83,500	3,150
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	17	17	23	19,200	700	17	399	132	8,600	69,500	2,600
8	国籍証明	30	30	41	33,800	1,240	30	702	232	15,200	122,000	4,600
9	在留証明	8	8	11	9,200	340	8	191	63	4,100	33,500	1,250
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	8	8	11	9,200	340	8	191	63	4,100	33,500	1,250
11	職業証明	13	13	19	15,400	560	13	319	105	6,900	55,500	2,100
12	翻訳証明	30	30	41	33,800	1,240	30	702	232	15,200	122,000	4,600
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	30	30	42	34,600	1,260	30	718	237	15,500	125,000	4,700
	ロ.その他のもの	11	11	16	13,100	480	11	271	89	5,900	47,000	1,750
14	遺骨証明	17	17	23	19,200	700	17	399	132	8,600	69,500	2,600
15	原産地証明	30	30	41	33,800	1,240	30	702	232	15,200	122,000	4,600
16	日本品の外国輸入証明	26	26	36	29,200	1,060	26	606	200	13,100	105,500	3,950
17	船内遺留品目録証明	6	6	8	6,900	260	6	144	47	3,100	25,000	950
18	航行報告証明	9	9	12	10,000	360	9	207	68	4,500	36,000	1,350
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	14	14	20	16,200	580	14	335	111	7,200	58,500	2,200

	種別 ＼ 国又は地別 単位	チリ	ドミニカ共和国	トリニダード・トバゴ	ニカラグア	ハイチ	パナマ	パラグアイ	バルバドス	ブラジル	ベネズエラ	ベリーズ
		チリ・ペソ	ドミニカ・ペソ	トリニダード・トバゴ・ドル	コルドバ	グルド	バルボア	ガラニ	バルバドス・ドル	ヘアル	ボリバル・ソベラノ	ベリーズ・ドル
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	35,500	2,345	260	1,400	5,000	38	300,000	77	220	3,770	77
3	一般入国査証	19,000	1,235	135	737	2,630	20	158,000	41	116	1,990	41
4	数次入国査証	37,500	2,470	275	1,474	5,260	40	316,000	81	230	3,970	81
5	通過査証	4,500	290	30	172	610	5	37,000	9	26	460	9
6	再入国の許可の有効期間の延長	19,000	1,235	135	737	2,630	20	158,000	41	116	1,990	41
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	15,500	1,030	115	614	2,190	17	132,000	34	96	1,660	34
8	国籍証明	27,500	1,810	200	1,081	3,860	30	232,000	59	170	2,910	59
9	在留証明	7,500	495	55	295	1,050	8	63,000	16	46	790	16
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	7,500	495	55	295	1,050	8	63,000	16	46	790	16
11	職業証明	12,500	825	90	491	1,750	13	105,000	27	76	1,320	27
12	翻訳証明	27,500	1,810	200	1,081	3,860	30	232,000	59	170	2,910	59
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	28,000	1,850	205	1,106	3,950	30	237,000	61	174	2,980	61
	ロ.その他のもの	10,500	700	75	418	1,490	11	89,000	23	66	1,130	23
14	遺骨証明	15,500	1,030	115	614	2,190	17	132,000	34	96	1,660	34
15	原産地証明	27,500	1,810	200	1,081	3,860	30	232,000	59	170	2,910	59
16	日本品の外国輸入証明	24,000	1,565	175	934	3,330	26	200,000	51	146	2,520	51
17	船内遺留品目録証明	5,500	370	40	221	790	6	47,000	12	34	600	12
18	航行報告証明	8,000	535	60	319	1,140	9	68,000	18	50	860	18
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	13,000	865	95	516	1,840	14	111,000	28	80	1,390	28

	国又は地別 / 種別 / 単位	ペルー	ボリビア	ホンジュラス	メキシコ	アイスランド	アイルランド	アゼルバイジャン	アルバニア	アルメニア	イタリア	ウクライナ
		ソル	ボリヴィアーノ	レンピラ	メキシコ・ペソ	アイスランド・クローネ	ユーロ	アゼルバイジャン・マナト	レク	ドラム	ユーロ	フリヴニャ
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	139	259	988	750	4,950	34	65	3,400	15,000	34	1,590
3	一般入国査証	73	136	520	390	2,600	18	34	1,800	7,890	18	840
4	数次入国査証	146	273	1,040	790	5,200	36	68	3,600	15,790	36	1,675
5	通過査証	17	32	121	90	600	4	8	400	1,840	4	195
6	再入国の許可の有効期間の延長	73	136	520	390	2,600	18	34	1,800	7,890	18	840
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	61	114	433	330	2,150	15	28	1,500	6,580	15	700
8	国籍証明	107	200	763	580	3,850	27	50	2,600	11,580	27	1,230
9	在留証明	29	55	208	160	1,050	7	14	700	3,160	7	335
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	29	55	208	160	1,050	7	14	700	3,160	7	335
11	職業証明	49	91	347	260	1,750	12	23	1,200	5,260	12	560
12	翻訳証明	107	200	763	580	3,850	27	50	2,600	11,580	27	1,230
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	110	205	780	590	3,900	27	51	2,700	11,840	27	1,255
	ロ.その他のもの	41	77	295	220	1,500	10	19	1,000	4,470	10	475
14	遺骨証明	61	114	433	330	2,150	15	28	1,500	6,580	15	700
15	原産地証明	107	200	763	580	3,850	27	50	2,600	11,580	27	1,230
16	日本品の外国輸入証明	93	173	659	500	3,300	23	43	2,200	10,000	23	1,060
17	船内遺留品目録証明	22	41	156	120	800	5	10	500	2,370	5	250
18	航行報告証明	32	59	225	170	1,150	8	15	800	3,420	8	365
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	51	95	364	280	1,850	13	24	1,200	5,530	13	585

	国又は地別 / 種別 / 単位	ウズベキスタン	英国	エストニア	オーストリア	オランダ	カザフスタン	北マケドニア	キプロス	ギリシャ	キルギス	クロアチア
		ソム	スターリング・ポンド	ユーロ	ユーロ	ユーロ	テンゲ	デナル	ユーロ	ユーロ	キルギス・ソム	ユーロ
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	475,000	29	34	34	34	19,650	2,110	34	34	3,330	34
3	一般入国査証	250,000	15	18	18	18	10,350	1,110	18	18	1,750	18
4	数次入国査証	500,000	31	36	36	36	20,700	2,220	36	36	3,510	36
5	通過査証	58,000	4	4	4	4	2,400	260	4	4	410	4
6	再入国の許可の有効期間の延長	250,000	15	18	18	18	10,350	1,110	18	18	1,750	18
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	208,000	13	15	15	15	8,600	930	15	15	1,460	15
8	国籍証明	367,000	23	27	27	27	15,150	1,630	27	27	2,570	27
9	在留証明	100,000	6	7	7	7	4,150	440	7	7	700	7
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	100,000	6	7	7	7	4,150	440	7	7	700	7
11	職業証明	167,000	10	12	12	12	6,900	740	12	12	1,170	12
12	翻訳証明	367,000	23	27	27	27	15,150	1,630	27	27	2,570	27
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	375,000	23	27	27	27	15,500	1,670	27	27	2,630	27
	ロ.その他のもの	142,000	9	10	10	10	5,850	630	10	10	990	10
14	遺骨証明	208,000	13	15	15	15	8,600	930	15	15	1,460	15
15	原産地証明	367,000	23	27	27	27	15,150	1,630	27	27	2,570	27
16	日本品の外国輸入証明	317,000	19	23	23	23	13,100	1,410	23	23	2,220	23
17	船内遺留品目録証明	75,000	5	5	5	5	3,100	330	5	5	530	5
18	航行報告証明	108,000	7	8	8	8	4,500	480	8	8	760	8
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	175,000	11	13	13	13	7,250	780	13	13	1,230	13

	種別 ＼ 国又は地別 ／ 単位	コソボ	ジョージア	スイス	スウェーデン	スペイン	スロバキア	スロベニア	セルビア	タジキスタン	チェコ	デンマーク
		ユーロ	ラリ	スイス・フラン	スウェーデン・クローネ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	セルビア・ディナール	タジキスタン・ソモニ	コルナ	デンマーク・クローネ
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	34	106	32	380	34	34	34	4,000	380	850	260
3	一般入国査証	18	56	17	200	18	18	18	2,100	200	450	135
4	数次入国査証	36	111	34	400	36	36	36	4,200	400	900	275
5	通過査証	4	13	4	50	4	4	4	500	47	100	30
6	再入国の許可の有効期間の延長	18	56	17	200	18	18	18	2,100	200	450	135
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	15	46	14	170	15	15	15	1,800	167	370	115
8	国籍証明	27	81	25	290	27	27	27	3,100	293	660	200
9	在留証明	7	22	7	80	7	7	7	800	80	180	55
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	7	22	7	80	7	7	7	800	80	180	55
11	職業証明	12	37	11	130	12	12	12	1,400	133	300	90
12	翻訳証明	27	81	25	290	27	27	27	3,100	293	660	200
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	27	83	25	300	27	27	27	3,200	300	670	205
	ロ.その他のもの	10	31	10	110	10	10	10	1,200	113	250	75
14	遺骨証明	15	46	14	170	15	15	15	1,800	167	370	115
15	原産地証明	27	81	25	290	27	27	27	3,100	293	660	200
16	日本品の外国輸入証明	23	70	21	250	23	23	23	2,700	253	570	175
17	船内遺留品目録証明	5	17	5	60	5	5	5	600	60	130	40
18	航行報告証明	8	24	7	90	8	8	8	900	87	190	60
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	13	39	12	140	13	13	13	1,500	140	310	95

	種別 ＼ 国又は地別 ／ 単位	ドイツ	トルクメニスタン	ノルウェー	バチカン	ハンガリー	フィンランド	フランス	ブルガリア	ベラルーシ	ベルギー	ポーランド
		ユーロ	トルクメニスタン・マナト	ノルウェー・クローネ	ユーロ	フォリント	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ベラルーシ・ルーブル	ユーロ	ズロティ
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	34	133	405	34	13,900	34	34	34	119	34	146
3	一般入国査証	18	70	215	18	7,300	18	18	18	63	18	77
4	数次入国査証	36	140	430	36	14,600	36	36	36	125	36	154
5	通過査証	4	16	50	4	1,700	4	4	4	15	4	18
6	再入国の許可の有効期間の延長	18	70	215	18	7,300	18	18	18	63	18	77
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	15	58	180	15	6,100	15	15	15	52	15	64
8	国籍証明	27	102	315	27	10,700	27	27	27	92	27	113
9	在留証明	7	28	85	7	2,900	7	7	7	25	7	31
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	7	28	85	7	2,900	7	7	7	25	7	31
11	職業証明	12	47	145	12	4,900	12	12	12	42	12	51
12	翻訳証明	27	102	315	27	10,700	27	27	27	92	27	113
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	27	105	320	27	11,000	27	27	27	94	27	115
	ロ.その他のもの	10	40	120	10	4,100	10	10	10	35	10	44
14	遺骨証明	15	58	180	15	6,100	15	15	15	52	15	64
15	原産地証明	27	102	315	27	10,700	27	27	27	92	27	113
16	日本品の外国輸入証明	23	88	270	23	9,300	23	23	23	79	23	97
17	船内遺留品目録証明	5	21	65	5	2,200	5	5	5	19	5	23
18	航行報告証明	8	30	95	8	3,200	8	8	8	27	8	33
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	13	49	150	13	5,100	13	13	13	44	13	54

	種別 ＼ 国又は地別	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ポルトガル	マルタ	モルドバ	ラトビア	リトアニア	ルーマニア	ルクセンブルク	ロシア	アフガニスタン	アラブ首長国連邦
	単位	コンヴェルティビルナ・マルカ	ユーロ	ユーロ	モルドバ・レイ	ユーロ	ユーロ	レイ	ユーロ	ルーブル	アフガニー	ディルハム
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	67	34	34	673	34	34	175	34	3,310	2,700	140
3	一般入国査証	35	18	18	354	18	18	90	18	1,740	1,400	75
4	数次入国査証	71	36	36	708	36	36	180	36	3,490	2,800	145
5	通過査証	8	4	4	83	4	4	20	4	410	350	15
6	再入国の許可の有効期間の延長	35	18	18	354	18	18	90	18	1,740	1,400	75
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	29	15	15	295	15	15	75	15	1,450	1,150	60
8	国籍証明	52	27	27	519	27	27	135	27	2,560	2,050	105
9	在留証明	14	7	7	142	7	7	35	7	700	550	30
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	14	7	7	142	7	7	35	7	700	550	30
11	職業証明	24	12	12	236	12	12	60	12	1,160	950	50
12	翻訳証明	52	27	27	519	27	27	135	27	2,560	2,050	105
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	53	27	27	531	27	27	135	27	2,620	2,100	110
	ロ.その他のもの	20	10	10	201	10	10	50	10	990	800	40
14	遺骨証明	29	15	15	295	15	15	75	15	1,450	1,150	60
15	原産地証明	52	27	27	519	27	27	135	27	2,560	2,050	105
16	日本品の外国輸入証明	45	23	23	449	23	23	115	23	2,210	1,800	95
17	船内遺留品目録証明	11	5	5	106	5	5	25	5	520	400	20
18	航行報告証明	15	8	8	153	8	8	40	8	760	600	30
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	25	13	13	248	13	13	65	13	1,220	1,000	50

	種別 ＼ 国又は地別	イエメン	イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア	シリア	トルコ	バーレーン
	単位	イエメン・リアル	シェケル	イラク・ディナール	リアル	オマーン・リアル	カタール・リヤール	クウェート・ディナール	リヤール	シリア・ポンド	トルコ・リラ	バーレーン・ディナール
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	20,350	136	52,000	26,000,000	14.5	139	11.75	145	4,550	1,465	14.5
3	一般入国査証	10,700	71	27,000	13,500,000	7.5	73	6.25	75	2,400	770	7.5
4	数次入国査証	21,450	143	55,000	27,500,000	15.5	146	12.25	150	4,800	1,540	15.0
5	通過査証	2,500	17	6,000	3,000,000	2.0	17	1.50	20	550	180	2.0
6	再入国の許可の有効期間の延長	10,700	71	27,000	13,500,000	7.5	73	6.25	75	2,400	770	7.5
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	8,950	60	23,000	11,500,000	6.5	61	5.25	65	2,000	645	6.5
8	国籍証明	15,700	105	40,000	20,000,000	11.5	107	9.00	110	3,500	1,130	11.0
9	在留証明	4,300	29	11,000	5,500,000	3.0	29	2.50	30	950	310	3.0
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	4,300	29	11,000	5,500,000	3.0	29	2.50	30	950	310	3.0
11	職業証明	7,150	48	18,000	9,000,000	5.0	49	4.00	50	1,600	515	5.0
12	翻訳証明	15,700	105	40,000	20,000,000	11.5	107	9.00	110	3,500	1,130	11.0
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	16,050	107	41,000	20,500,000	11.5	110	9.25	115	3,600	1,155	11.5
	ロ.その他のもの	6,050	40	15,000	7,500,000	4.5	41	3.50	45	1,350	435	4.5
14	遺骨証明	8,950	60	23,000	11,500,000	6.5	61	5.25	65	2,000	645	6.5
15	原産地証明	15,700	105	40,000	20,000,000	11.5	107	9.00	110	3,500	1,130	11.0
16	日本品の外国輸入証明	13,550	90	35,000	17,500,000	10.0	93	7.75	95	3,050	975	9.5
17	船内遺留品目録証明	3,200	21	8,000	4,000,000	2.5	22	1.75	25	700	230	2.5
18	航行報告証明	4,650	31	12,000	6,000,000	3.5	32	2.75	35	1,050	335	3.5
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	7,500	50	19,000	9,500,000	5.5	51	4.25	55	1,700	540	5.5

	種別＼国又は地別・単位	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	エリトリア	ガーナ	ガボン	カメルーン
		ヨルダン・ディナール	レバノン・ポンド	アルジェリア・ディナール	クワンザ	ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル	ナクファ	ガーナ・セディ	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	27	3,400,000	5,100	35,600	139,000	1,900	5,000	577	518	23,000	23,000
3	一般入国査証	14	1,800,000	2,700	18,800	73,000	1,000	2,632	304	273	12,000	12,000
4	数次入国査証	29	3,500,000	5,400	37,500	146,000	2,000	5,263	607	545	24,000	24,000
5	通過査証	3	400,000	600	4,400	17,000	230	614	71	64	3,000	3,000
6	再入国の許可の有効期間の延長	14	1,800,000	2,700	18,800	73,000	1,000	2,632	304	273	12,000	12,000
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	12	1,500,000	2,300	15,600	61,000	830	2,193	253	227	10,000	10,000
8	国籍証明	21	2,600,000	4,000	27,500	107,000	1,470	3,860	445	400	18,000	18,000
9	在留証明	6	700,000	1,100	7,500	29,000	400	1,053	121	109	5,000	5,000
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	6	700,000	1,100	7,500	29,000	400	1,053	121	109	5,000	5,000
11	職業証明	10	1,200,000	1,800	12,500	49,000	670	1,754	202	182	8,000	8,000
12	翻訳証明	21	2,600,000	4,000	27,500	107,000	1,470	3,860	445	400	18,000	18,000
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	21	2,600,000	4,100	28,100	110,000	1,500	3,947	455	409	18,000	18,000
	ロ.その他のもの	8	1,000,000	1,500	10,600	41,000	570	1,491	172	155	7,000	7,000
14	遺骨証明	12	1,500,000	2,300	15,600	61,000	830	2,193	253	227	10,000	10,000
15	原産地証明	21	2,600,000	4,000	27,500	107,000	1,470	3,860	445	400	18,000	18,000
16	日本品の外国輸入証明	18	2,200,000	3,400	23,800	93,000	1,270	3,333	385	345	15,000	15,000
17	船内遺留品目録証明	4	500,000	800	5,600	22,000	300	789	91	82	4,000	4,000
18	航行報告証明	6	800,000	1,200	8,100	32,000	430	1,140	132	118	5,000	5,000
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	10	1,200,000	1,900	13,100	51,000	700	1,842	213	191	8,000	8,000

	種別＼国又は地別・単位	ギニア	ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セーシェル	セネガル	タンザニア	チュニジア
		ギニア・フラン	ケニア・シリング	ＣＦＡフラン	コンゴ・フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	セーシェル・ルピー	ＣＦＡフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	335,000	4,950	23,000	107,500	1,000	6,800	82,600	570	23,000	98,000	116
3	一般入国査証	176,000	2,600	12,000	56,600	526	3,600	43,500	300	12,000	52,000	61
4	数次入国査証	353,000	5,200	24,000	113,200	1,053	7,100	87,000	600	24,000	103,000	122
5	通過査証	41,000	600	3,000	13,200	123	800	10,100	70	3,000	12,000	14
6	再入国の許可の有効期間の延長	176,000	2,600	12,000	56,600	526	3,600	43,500	300	12,000	52,000	61
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	147,000	2,150	10,000	47,200	439	3,000	36,200	250	10,000	43,000	51
8	国籍証明	259,000	3,850	18,000	83,000	772	5,200	63,800	440	18,000	76,000	90
9	在留証明	71,000	1,050	5,000	22,600	211	1,400	17,400	120	5,000	21,000	24
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	71,000	1,050	5,000	22,600	211	1,400	17,400	120	5,000	21,000	24
11	職業証明	118,000	1,750	8,000	37,700	351	2,400	29,000	200	8,000	34,000	41
12	翻訳証明	259,000	3,850	18,000	83,000	772	5,200	63,800	440	18,000	76,000	90
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	265,000	3,900	18,000	84,900	789	5,400	65,200	450	18,000	78,000	92
	ロ.その他のもの	100,000	1,500	7,000	32,100	298	2,000	24,600	170	7,000	29,000	35
14	遺骨証明	147,000	2,150	10,000	47,200	439	3,000	36,200	250	10,000	43,000	51
15	原産地証明	259,000	3,850	18,000	83,000	772	5,200	63,800	440	18,000	76,000	90
16	日本品の外国輸入証明	224,000	3,300	15,000	71,700	667	4,500	55,100	380	15,000	66,000	78
17	船内遺留品目録証明	53,000	800	4,000	17,000	158	1,100	13,000	90	4,000	16,000	18
18	航行報告証明	76,000	1,150	5,000	24,500	228	1,500	18,800	130	5,000	22,000	27
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	124,000	1,850	8,000	39,600	368	2,500	30,400	210	8,000	36,000	43

	種別＼国又は地別・単位	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス
		ナイラ	ナミビア・ドル	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	プラ	アリアリ	マラウイ・クワチャ	ＣＦＡフラン	ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	59,400	691	23,000	23,000	520	173,000	66,300	23,000	690	167,600	1,750
3	一般入国査証	31,300	364	12,000	12,000	275	91,000	34,900	12,000	365	88,200	920
4	数次入国査証	62,500	727	24,000	24,000	545	182,000	69,800	24,000	730	176,500	1,850
5	通過査証	7,300	85	3,000	3,000	65	21,000	8,100	3,000	85	20,600	220
6	再入国の許可の有効期間の延長	31,300	364	12,000	12,000	275	91,000	34,900	12,000	365	88,200	920
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	26,000	303	10,000	10,000	225	76,000	29,100	10,000	305	73,500	770
8	国籍証明	45,800	533	18,000	18,000	400	133,000	51,200	18,000	535	129,400	1,350
9	在留証明	12,500	145	5,000	5,000	110	36,000	14,000	5,000	145	35,300	370
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	12,500	145	5,000	5,000	110	36,000	14,000	5,000	145	35,300	370
11	職業証明	20,800	242	8,000	8,000	180	61,000	23,300	8,000	245	58,800	620
12	翻訳証明	45,800	533	18,000	18,000	400	133,000	51,200	18,000	535	129,400	1,350
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	46,900	545	18,000	18,000	410	136,000	52,300	18,000	545	132,400	1,380
	ロ.その他のもの	17,700	206	7,000	7,000	155	52,000	19,800	7,000	205	50,000	520
14	遺骨証明	26,000	303	10,000	10,000	225	76,000	29,100	10,000	305	73,500	770
15	原産地証明	45,800	533	18,000	18,000	400	133,000	51,200	18,000	535	129,400	1,350
16	日本品の外国輸入証明	39,600	461	15,000	15,000	345	115,000	44,200	15,000	460	111,800	1,170
17	船内遺留品目録証明	9,400	109	4,000	4,000	80	27,000	10,500	4,000	110	26,500	280
18	航行報告証明	13,500	158	5,000	5,000	120	39,000	15,100	5,000	160	38,200	400
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	21,900	255	8,000	8,000	190	64,000	24,400	8,000	255	61,800	650

	種別＼国又は地別・単位	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
		ウギア	メティカル	ディラム	リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	1,500	2,450	355	204	57,000
3	一般入国査証	800	1,290	190	107	30,000
4	数次入国査証	1,600	2,580	375	214	60,000
5	通過査証	200	300	45	25	7,000
6	再入国の許可の有効期間の延長	800	1,290	190	107	30,000
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	650	1,070	155	89	25,000
8	国籍証明	1,150	1,890	275	157	44,000
9	在留証明	300	520	75	43	12,000
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	300	520	75	43	12,000
11	職業証明	550	860	125	71	20,000
12	翻訳証明	1,150	1,890	275	157	44,000
13	署名又は印章の証明					
	イ.官公署に係るもの	1,200	1,930	280	161	45,000
	ロ.その他のもの	450	730	105	61	17,000
14	遺骨証明	650	1,070	155	89	25,000
15	原産地証明	1,150	1,890	275	157	44,000
16	日本品の外国輸入証明	1,000	1,630	240	136	38,000
17	船内遺留品目録証明	250	390	55	32	9,000
18	航行報告証明	350	560	80	46	13,000
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	550	900	130	75	21,000

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別／単位 ＼ 国又は地別／支払方法	クレジットカード	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国
	円	インド・ルピー	ルピア	リエル	シンガポール・ドル	スリランカ・ルピー	バーツ	ウォン	元
一般入国査証	832	500	90,000	20,000	7	1,660	190	8,000	40
数次入国査証	832	500	90,000	20,000	7	1,660	190	8,000	40
通過査証	76	50	10,000	5,000	1	160	20	1,000	5

中華人民共和国（香港特別行政区）	ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モルディブ
香港・ドル	ネパール・ルピー	パキスタン・ルピー	タカ	ドル	フィリピン・ペソ	ブルネイ・ドル	ドン	リンギ	チャット	ルフィヤ
40	770	1,570	680	6	300	7	140,000	25	11,700	80
40	770	1,570	680	6	300	7	140,000	25	11,700	80
10	70	140	60	1	50	1	10,000	5	1,100	10

モンゴル	ラオス	オーストラリア	キリバス	サモア	ソロモン	トンガ	ニューカレドニア	ニュージーランド	バヌアツ	パプアニューギニア
トウグリク	キップ	オーストラリア・ドル	キリバス・ドル	サモア・タラ	ソロモン・ドル	パ・アンガ	パシフィック・フラン	ニュージーランド・ドル	バツ	キナ
20,000	121,000	9	9	16	46	13	600	10	680	23
20,000	121,000	9	9	16	46	13	600	10	680	23
2,000	11,000	1	1	1	4	1	55	1	60	2

パラオ	フィジー	マーシャル	ミクロネシア	アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	キューバ	グアテマラ
ドル	フィジー・ドル	ドル	ドル	ドル	カナダ・ドル	アルゼンチン・ペソ	ウルグアイ・ペソ	ドル	キューバ・ペソ	ケッツアル
6	13	6	6	6	8	6,400	240	6	133	44
6	13	6	6	6	8	6,400	240	6	133	44
1	1	1	1	1	1	600	20	1	12	4

コスタリカ	コロンビア	ジャマイカ	チリ	ドミニカ共和国	トリニダード・トバゴ	ニカラグア	ハイチ	パナマ	パラグアイ	バルバドス
コスタリカ・コロン	コロンビア・ペソ	ジャマイカ・ドル	チリ・ペソ	ドミニカ・ペソ	トリニダード・トバゴ・ドル	コルドバ	グルド	バルボア	ガラニ	バルバドス・ドル
2,900	23,000	850	5,000	340	40	204	730	6	44,000	11
2,900	23,000	850	5,000	340	40	204	730	6	44,000	11
300	2,000	100	500	30	5	19	70	1	4,000	1

ブラジル	ベネズエラ	ベリーズ	ペルー	ボリビア	ホンジュラス	メキシコ	アイスランド	アイルランド	アゼルバイジャン	アルバニア
ヘアル	ボリバル・ソベラノ	ベリーズ・ドル	ソル	ボリヴィアーノ	レンピラ	メキシコ・ペソ	アイスランド・クローネ	ユーロ	アゼルバイジャン・マナト	レク
32	550	11	20	38	144	110	700	5	9	500
32	550	11	20	38	144	110	700	5	9	500
2	50	1	2	3	13	10	50	1	1	100

アルメニア	イタリア	ウクライナ	ウズベキスタン	英国	エストニア	オーストリア	オランダ	カザフスタン	北マケドニア	キプロス
ドラム	ユーロ	フリヴニャ	ソム	スターリング・ポンド	ユーロ	ユーロ	ユーロ	テンゲ	デナル	ユーロ
2,190	5	230	69,000	4	5	5	5	2,850	310	5
2,190	5	230	69,000	4	5	5	5	2,850	310	5
200	1	20	6,000	1	1	1	1	250	30	1

ギリシャ	キルギス	クロアチア	コソボ	ジョージア	スイス	スウェーデン	スペイン	スロバキア	スロベニア	セルビア
ユーロ	キルギス・ソム	ユーロ	ユーロ	ラリ	スイス・フラン	スウェーデン・クローネ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	セルビア・ディナール
5	490	5	5	15	5	60	5	5	5	600
5	490	5	5	15	5	60	5	5	5	600
1	40	1	1	1	1	10	1	1	1	100

タジキスタン	チェコ	デンマーク	ドイツ	トルクメニスタン	ノルウェー	バチカン	ハンガリー	フィンランド	フランス	ブルガリア
タジキスタン・ソモニ	コルナ	デンマーク・クローネ	ユーロ	トルクメニスタン・マナト	ノルウェー・クローネ	ユーロ	フォリント	ユーロ	ユーロ	ユーロ
55	120	40	5	19	60	5	2,000	5	5	5
55	120	40	5	19	60	5	2,000	5	5	5
5	10	5	1	2	5	1	200	1	1	1

ベラルーシ	ベルギー	ポーランド	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ポルトガル	マルタ	モルドバ	ラトビア	リトアニア	ルーマニア	ルクセンブルク
ベラルーシ・ルーブル	ユーロ	ズロティ	コンヴェルティビルナ・マルカ	ユーロ	ユーロ	モルドバ・レイ	ユーロ	ユーロ	レイ	ユーロ
17	5	21	10	5	5	98	5	5	25	5
17	5	21	10	5	5	98	5	5	25	5
2	1	2	1	1	1	9	1	1	5	1

ロシア	アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア
ルーブル	アフガニー	ディルハム	イエメン・リアル	シェケル	イラク・ディナール	リアル	オマーン・リアル	カタール・リヤール	クウェート・ディナール	リヤール
480	400	20	2,950	20	8,000	4,000,000	2.0	20	1.75	20
480	400	20	2,950	20	8,000	4,000,000	2.0	20	1.75	20
40	50	5	250	2	1,000	500,000	0.5	2	0.25	5

シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	エリトリア
シリア・ポンド	トルコ・リラ	バーレーン・ディナール	ヨルダン・ディナール	レバノン・ポンド	アルジェリア・ディナール	クワンザ	ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル	ナクファ
650	215	2.0	4	500,000	700	5,200	20,000	280	730	84
650	215	2.0	4	500,000	700	5,200	20,000	280	730	84
50	20	0.5	1	100,000	100	500	2,000	30	67	8

ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セーシェル
ガーナ・セディ	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	ギニア・フラン	ケニア・シリング	ＣＦＡフラン	コンゴ・フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	セーシェル・ルピー
76	3,000	3,000	49,000	700	3,000	15,700	146	1,000	12,100	83
76	3,000	3,000	49,000	700	3,000	15,700	146	1,000	12,100	83
7	1,000	1,000	4,000	50	1,000	1,400	13	100	1,100	8

セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ
ＣＦＡフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール	ナイラ	ナミビア・ドル	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	プラ	アリアリ	マラウイ・クワチャ	ＣＦＡフラン
3,000	14,000	17	8,700	101	3,000	3,000	75	25,000	9,700	3,000
3,000	14,000	17	8,700	101	3,000	3,000	75	25,000	9,700	3,000
1,000	1,000	2	800	9	1,000	1,000	5	2,000	900	1,000

南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー	ウギア	メティカル	ディラム	リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
100	24,500	260	200	360	50	30	8,300
100	24,500	260	200	360	50	30	8,300
10	2,200	20	50	30	5	3	800

附　則

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○外務省令第二号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の二第一項及び第二項並びに旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十六日

外務大臣　茂木　敏充

国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
インド	ｲﾝﾄﾞ･ﾙﾋﾟｰ	9,400	12,900	9,200	12,650	6,550	10,000	6,300	9,750
インドネシア	ﾙﾋﾟｱ	1,790,000	2,450,000	1,750,000	2,410,000	1,240,000	1,900,000	1,200,000	1,860,000
カンボジア	ﾘｴﾙ	440,000	605,000	430,000	590,000	305,000	470,000	295,000	455,000
シンガポール	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ･ﾄﾞﾙ	143	196	139	192	99	152	96	148
スリランカ	ｽﾘﾗﾝｶ･ﾙﾋﾟｰ	32,600	44,600	31,800	43,800	22,600	34,600	21,800	33,800
タイ	ﾊﾞｰﾂ	3,630	4,970	3,540	4,880	2,520	3,850	2,430	3,760
大韓民国	ｳｫﾝ	148,000	203,000	145,000	199,000	103,000	157,000	99,000	154,000
中華人民共和国（香港を除く。）	元	775	1,060	755	1,045	540	825	520	805
香港	香港･ﾄﾞﾙ	860	1,170	840	1,150	590	910	570	890
ネパール	ﾈﾊﾟｰﾙ･ﾙﾋﾟｰ	15,090	20,650	14,720	20,280	10,460	16,020	10,090	15,650
パキスタン	ﾊﾟｷｽﾀﾝ･ﾙﾋﾟｰ	30,750	42,080	30,000	41,320	21,320	32,640	20,570	31,890
バングラデシュ	ﾀｶ	13,250	18,130	12,930	17,800	9,190	14,070	8,860	13,740
東ティモール	ﾄﾞﾙ	109	150	107	147	76	116	73	113
フィリピン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ･ﾍﾟｿ	6,250	8,600	6,100	8,400	4,350	6,650	4,200	6,500
ブルネイ	ﾌﾞﾙﾈｲ･ﾄﾞﾙ	143	196	139	192	99	152	96	148
ベトナム	ﾄﾞﾝ	2,810,000	3,840,000	2,740,000	3,780,000	1,950,000	2,980,000	1,880,000	2,910,000
マレーシア	ﾘﾝｷﾞ	480	655	470	645	330	510	320	495
ミャンマー	ﾁｬｯﾄ	229,600	314,100	223,900	308,500	159,200	243,700	153,500	238,000
モルディブ	ﾙﾌｨﾔ	1,660	2,280	1,620	2,230	1,150	1,770	1,110	1,720
モンゴル	ﾄｳｸﾞﾘｸ	388,000	531,000	379,000	521,000	269,000	412,000	260,000	402,000
ラオス	ｷｯﾌﾟ	2,362,000	3,232,000	2,304,000	3,174,000	1,638,000	2,507,000	1,580,000	2,449,000

アジア

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
インド	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	3,650	7,100	3,400	6,900	3,650	7,100	3,400	6,900	900	1,450
インドネシア	ﾙﾋﾟｱ	690,000	1,350,000	650,000	1,310,000	690,000	1,350,000	650,000	1,310,000	180,000	270,000
カンボジア	ﾘｴﾙ	170,000	330,000	160,000	320,000	170,000	330,000	160,000	320,000	45,000	70,000
シンガポール	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	55	108	52	104	55	108	52	104	14	22
スリランカ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	12,600	24,600	11,800	23,800	12,600	24,600	11,800	23,800	3,200	5,000
タイ	ﾊﾞｰﾂ	1,400	2,740	1,310	2,650	1,400	2,740	1,310	2,650	360	560
大韓民国	ｳｫﾝ	57,000	112,000	54,000	108,000	57,000	112,000	54,000	108,000	15,000	23,000
中華人民共和国（香港を除く。）	元	300	585	280	565	300	585	280	565	75	120
香港	香港・ﾄﾞﾙ	330	650	310	630	330	650	310	630	80	130
ネパール	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	5,830	11,390	5,460	11,020	5,830	11,390	5,460	11,020	1,480	2,310
パキスタン	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ	11,890	23,210	11,130	22,450	11,890	23,210	11,130	22,450	3,020	4,720
バングラデシュ	ﾀｶ	5,120	10,000	4,800	9,670	5,120	10,000	4,800	9,670	1,300	2,030
東ティモール	ﾄﾞﾙ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
フィリピン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	2,400	4,750	2,250	4,600	2,400	4,750	2,250	4,600	600	950
ブルネイ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	55	108	52	104	55	108	52	104	14	22
ベトナム	ﾄﾞﾝ	1,090,000	2,120,000	1,020,000	2,050,000	1,090,000	2,120,000	1,020,000	2,050,000	280,000	430,000
マレーシア	ﾘﾝｷﾞ	185	360	175	350	185	360	175	350	45	75
ミャンマー	ﾁｬｯﾄ	88,700	173,200	83,100	167,600	88,700	173,200	83,100	167,600	22,500	35,200
モルディブ	ﾙﾌｨﾔ	640	1,260	600	1,210	640	1,260	600	1,210	160	260
モンゴル	ﾄｳｸﾞﾘｸ	150,000	293,000	140,000	283,000	150,000	293,000	140,000	283,000	38,000	60,000
ラオス	ｷｯﾌﾟ	913,000	1,783,000	855,000	1,725,000	913,000	1,783,000	855,000	1,725,000	232,000	362,000

大洋州

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
オーストラリア	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ﾄﾞﾙ	170	232	166	228	118	180	114	176
キリバス	ｷﾘﾊﾞｽ・ﾄﾞﾙ	170	232	166	228	118	180	114	176
サモア	ｻﾓｱ・ﾀﾗ	308	421	300	413	213	326	206	319
ソロモン	ｿﾛﾓﾝ・ﾄﾞﾙ	906	1,239	883	1,217	628	961	606	939
トンガ	ﾊﾟ・ｱﾝｶﾞ	263	360	256	353	182	279	176	273
ニューカレドニア	ﾊﾟｼﾌｨｯｸ・ﾌﾗﾝ	11,725	16,045	11,440	15,755	8,130	12,445	7,840	12,160
ニュージーランド	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾄﾞﾙ	187	256	183	252	130	199	125	194
バヌアツ	ﾊﾞﾂ	13,360	18,280	13,035	17,950	9,260	14,180	8,935	13,850
パプアニューギニア	ｷﾅ	453	619	442	608	314	481	303	469
パラオ	ﾄﾞﾙ	109	150	107	147	76	116	73	113
フィジー	ﾌｨｼﾞｰ・ﾄﾞﾙ	251	343	245	337	174	266	168	260
マーシャル	ﾄﾞﾙ	109	150	107	147	76	116	73	113
ミクロネシア	ﾄﾞﾙ	109	150	107	147	76	116	73	113

大洋州

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
オーストラリア	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ･ﾄﾞﾙ	66	128	61	124	66	128	61	124	17	26
キリバス	ｷﾘﾊﾞｽ･ﾄﾞﾙ	66	128	61	124	66	128	61	124	17	26
サモア	ｻﾓｱ･ﾀﾗ	119	232	111	225	119	232	111	225	30	47
ソロモン	ｿﾛﾓﾝ･ﾄﾞﾙ	350	683	328	661	350	683	328	661	89	139
トンガ	ﾊﾟ･ｱﾝｶﾞ	102	198	95	192	102	198	95	192	26	40
ニューカレドニア	ﾊﾟｼﾌｨｯｸ･ﾌﾗﾝ	4,530	8,850	4,245	8,560	4,530	8,850	4,245	8,560	1,150	1,800
ニュージーランド	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ･ﾄﾞﾙ	72	141	68	137	72	141	68	137	18	29
バヌアツ	ﾊﾞﾂ	5,165	10,080	4,835	9,755	5,165	10,080	4,835	9,755	1,310	2,050
パプアニューギニア	ｷﾅ	175	342	164	331	175	342	164	331	44	69
パラオ	ﾄﾞﾙ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
フィジー	ﾌｨｼﾞｰ･ﾄﾞﾙ	97	189	91	183	97	189	91	183	25	38
マーシャル	ﾄﾞﾙ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ミクロネシア	ﾄﾞﾙ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17

北米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アメリカ合衆国	ﾄﾞﾙ	109	150	107	147	76	116	73	113
カナダ	ｶﾅﾀﾞ・ﾄﾞﾙ	152	208	149	205	106	162	102	158

北米

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アメリカ合衆国	ﾄﾞﾙ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
カナダ	ｶﾅﾀﾞ・ﾄﾞﾙ	59	115	55	111	59	115	55	111	15	23

中南米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アルゼンチン	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・ﾍﾟｿ	125, 400	171, 500	122, 300	168, 500	86, 900	133, 100	83, 800	130, 000
ウルグアイ	ｳﾙｸﾞｱｲ・ﾍﾟｿ	4, 560	6, 240	4, 460	6, 140	3, 160	4, 840	3, 060	4, 740
エクアドル	ﾄﾞﾙ	109	150	107	147	76	116	73	113
キューバ	ｷｭｰﾊﾞ・ﾍﾟｿ	2, 600	3, 557	2, 536	3, 493	1, 802	2, 759	1, 738	2, 695
グアテマラ	ｹｯﾂｱﾙ	858	1, 174	837	1, 153	595	911	574	889
コスタリカ	ｺｽﾀﾘｶ・ｺﾛﾝ	56, 200	76, 900	54, 800	75, 500	39, 000	59, 700	37, 600	58, 300
コロンビア	ｺﾛﾝﾋﾞｱ・ﾍﾟｿ	453, 000	619, 500	441, 500	608, 500	314, 000	480, 500	303, 000	469, 500
ジャマイカ	ｼﾞｬﾏｲｶ・ﾄﾞﾙ	17, 000	23, 250	16, 550	22, 800	11, 750	18, 000	11, 350	17, 600
チリ	ﾁﾘ・ﾍﾟｿ	102, 000	139, 500	99, 500	137, 000	70, 500	108, 000	68, 000	105, 500
ドミニカ共和国	ﾄﾞﾐﾆｶ・ﾍﾟｿ	6, 710	9, 175	6, 545	9, 010	4, 650	7, 120	4, 485	6, 955
トリニダード・トバゴ	ﾄﾘﾆﾀﾞｰﾄﾞ・ﾄﾊﾞｺﾞ・ﾄﾞﾙ	740	1, 015	725	995	515	785	495	770
ニカラグア	ｺﾙﾄﾞﾊﾞ	4, 005	5, 479	3, 907	5, 381	2, 776	4, 251	2, 678	4, 152
ハイチ	ｸﾞﾙﾄﾞ	14, 300	19, 560	13, 950	19, 210	9, 910	15, 180	9, 560	14, 820
パナマ	ﾊﾞﾙﾎﾞｱ	109	150	107	147	76	116	73	113
パラグアイ	ｶﾞﾗﾆ	858, 000	1, 174, 000	837, 000	1, 153, 000	595, 000	911, 000	574, 000	889, 000
バルバドス	ﾊﾞﾙﾊﾞﾄﾞｽ・ﾄﾞﾙ	220	301	215	296	153	234	147	228
ブラジル	ﾍｱﾙ	626	858	612	842	434	666	420	650
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ｿﾍﾞﾗﾉ	10, 790	14, 770	10, 530	14, 500	7, 480	11, 460	7, 220	11, 190
ベリーズ	ﾍﾞﾘｰｽﾞ・ﾄﾞﾙ	220	301	215	296	153	234	147	228
ペルー	ｿﾙ	398	544	388	534	276	422	266	412
ボリビア	ﾎﾞﾘﾋﾞｨｱｰﾉ	741	1, 014	723	995	514	786	495	768
ホンジュラス	ﾚﾝﾋﾟﾗ	2, 825	3, 865	2, 756	3, 795	1, 958	2, 998	1, 889	2, 929
メキシコ	ﾒｷｼｺ・ﾍﾟｿ	2, 140	2, 920	2, 080	2, 870	1, 480	2, 270	1, 430	2, 210

中南米

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アルゼンチン	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・ﾍﾟｿ	48,500	94,600	45,400	91,500	48,500	94,600	45,400	91,500	12,300	19,200
ウルグアイ	ｳﾙｸﾞｱｲ・ﾍﾟｿ	1,760	3,440	1,660	3,340	1,760	3,440	1,660	3,340	440	700
エクアドル	ﾄﾞﾙ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
キューバ	ｷｭｰﾊﾞ・ﾍﾟｿ	1,005	1,962	941	1,898	1,005	1,962	941	1,898	255	399
グアテマラ	ｹｯﾂｱﾙ	332	647	311	626	332	647	311	626	84	132
コスタリカ	ｺｽﾀﾘｶ・ｺﾛﾝ	21,700	42,400	20,300	41,000	21,700	42,400	20,300	41,000	5,500	8,600
コロンビア	ｺﾛﾝﾋﾞｱ・ﾍﾟｿ	175,000	341,500	164,000	330,500	175,000	341,500	164,000	330,500	44,500	69,500
ジャマイカ	ｼﾞｬﾏｲｶ・ﾄﾞﾙ	6,550	12,800	6,150	12,400	6,550	12,800	6,150	12,400	1,650	2,600
チリ	ﾁﾘ・ﾍﾟｿ	39,500	77,000	37,000	74,500	39,500	77,000	37,000	74,500	10,000	15,500
ドミニカ共和国	ﾄﾞﾐﾆｶ・ﾍﾟｿ	2,595	5,060	2,430	4,895	2,595	5,060	2,430	4,895	660	1,030
トリニダード・トバゴ	ﾄﾘﾆﾀﾞｰﾄﾞ・ﾄﾊﾞｺﾞ・ﾄﾞﾙ	285	560	270	540	285	560	270	540	75	115
ニカラグア	ｺﾙﾄﾞﾊﾞ	1,548	3,022	1,450	2,924	1,548	3,022	1,450	2,924	393	614
ハイチ	ｸﾞﾙﾄﾞ	5,530	10,790	5,180	10,440	5,530	10,790	5,180	10,440	1,400	2,190
パナマ	ﾊﾞﾙﾎﾞｱ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
パラグアイ	ｶﾞﾗﾆ	332,000	647,000	311,000	626,000	332,000	647,000	311,000	626,000	84,000	132,000
バルバドス	ﾊﾞﾙﾊﾞﾄﾞｽ・ﾄﾞﾙ	85	166	80	161	85	166	80	161	22	34
ブラジル	ﾍｱﾙ	242	474	226	458	242	474	226	458	62	96
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ﾂﾍﾞﾗﾉ	4,170	8,150	3,910	7,880	4,170	8,150	3,910	7,880	1,060	1,660
ベリーズ	ﾍﾞﾘｰｽﾞ・ﾄﾞﾙ	85	166	80	161	85	166	80	161	22	34
ペルー	ｿﾙ	154	300	144	290	154	300	144	290	39	61
ボリビア	ﾎﾞﾘﾋﾞｨｱｰﾉ	286	559	268	541	286	559	268	541	73	114
ホンジュラス	ﾚﾝﾋﾟﾗ	1,092	2,132	1,023	2,062	1,092	2,132	1,023	2,062	277	433
メキシコ	ﾒｷｼｺ・ﾍﾟｿ	830	1,610	770	1,560	830	1,610	770	1,560	210	330

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	14,150	19,400	13,850	19,050	9,850	15,050	9,500	14,700
アイルランド	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	185	253	181	249	128	197	124	192
アルバニア	ﾚｸ	9,600	13,200	9,400	13,000	6,700	10,200	6,400	10,000
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	42,890	58,680	41,840	57,630	29,740	45,530	28,680	44,470
イタリア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	4,555	6,230	4,440	6,115	3,155	4,830	3,045	4,720
ウズベキスタン	ｿﾑ	1,358,000	1,858,000	1,325,000	1,825,000	942,000	1,442,000	908,000	1,408,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	84	114	82	112	58	89	56	87
エストニア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
オーストリア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
オランダ	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	56,200	76,900	54,850	75,500	38,950	59,650	37,600	58,300
北マケドニア	ﾃﾞﾅﾙ	6,040	8,260	5,890	8,110	4,190	6,410	4,040	6,260
キプロス	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ギリシャ	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	9,530	13,040	9,300	12,810	6,610	10,120	6,370	9,880
クロアチア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
コソボ	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ジョージア	ﾗﾘ	302	413	294	406	209	320	202	313
スイス	ｽｲｽ・ﾌﾗﾝ	92	126	90	124	64	98	62	95
スウェーデン	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｸﾛｰﾈ	1,090	1,490	1,060	1,460	750	1,150	730	1,130
スペイン	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
スロバキア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
スロベニア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	5,500	10,700	5,150	10,350	5,500	10,700	5,150	10,350	1,400	2,150
アイルランド	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	72	140	67	135	72	140	67	135	18	28
アルバニア	ﾚｸ	3,700	7,300	3,500	7,000	3,700	7,300	3,500	7,000	900	1,500
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	16,580	32,370	15,530	31,320	16,580	32,370	15,530	31,320	4,210	6,580
イタリア	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	1,760	3,435	1,650	3,325	1,760	3,435	1,650	3,325	445	700
ウズベキスタン	ｿﾑ	525,000	1,025,000	492,000	992,000	525,000	1,025,000	492,000	992,000	133,000	208,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	32	63	30	61	32	63	30	61	8	13
エストニア	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
オーストリア	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
オランダ	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	21,700	42,400	20,350	41,050	21,700	42,400	20,350	41,050	5,500	8,600
北マケドニア	ﾃﾞﾅﾙ	2,330	4,560	2,190	4,410	2,330	4,560	2,190	4,410	590	930
キプロス	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
ギリシャ	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	3,680	7,190	3,450	6,960	3,680	7,190	3,450	6,960	940	1,460
クロアチア	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
コソボ	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
ジョージア	ﾗﾘ	117	228	109	220	117	228	109	220	30	46
スイス	ｽｲｽ・ﾌﾗﾝ	36	69	33	67	36	69	33	67	9	14
スウェーデン	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｸﾛｰﾈ	420	820	390	790	420	820	390	790	110	170
スペイン	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
スロバキア	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
スロベニア	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
セルビア	ｾﾙﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	11,500	15,700	11,200	15,400	8,000	12,200	7,700	11,900
タジキスタン	ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ・ｿﾓﾆ	1,087	1,487	1,060	1,460	753	1,153	727	1,127
チェコ	ｺﾙﾅ	2,440	3,330	2,380	3,270	1,690	2,590	1,630	2,530
デンマーク	ﾃﾞﾝﾏｰｸ・ｸﾛｰﾈ	740	1,015	725	995	515	785	495	770
ドイツ	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
トルクメニスタン	ﾄﾙｸﾒﾆｽﾀﾝ・ﾏﾅﾄ	379	519	370	509	263	402	253	393
ノルウェー	ﾉﾙｳｪｰ・ｸﾛｰﾈ	1,165	1,595	1,135	1,565	805	1,235	780	1,205
バチカン	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ハンガリー	ﾌｫﾘﾝﾄ	39,800	54,400	38,800	53,400	27,600	42,200	26,600	41,200
フィンランド	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
フランス	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ブルガリア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ・ﾙｰﾌﾞﾙ	340	465	331	456	235	360	227	352
ベルギー	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	418	572	408	562	290	444	279	433
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝﾊﾞｰﾁｪﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ・ﾏﾙｶ	192	262	187	258	133	204	128	199
ポルトガル	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
マルタ	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ・ﾚｲ	1,924	2,633	1,877	2,586	1,334	2,043	1,287	1,995
ラトビア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
リトアニア	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ルーマニア	ﾚｲ	495	675	480	665	340	525	330	510
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	98	134	96	132	68	104	66	102
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	9,480	12,970	9,240	12,730	6,570	10,060	6,340	9,830

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
セルビア	ｾﾙﾋﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	4,400	8,700	4,200	8,400	4,400	8,700	4,200	8,400	1,100	1,800
タジキスタン	ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ･ｿﾓﾆ	420	820	393	793	420	820	393	793	107	167
チェコ	ｺﾙﾅ	940	1,840	880	1,780	940	1,840	880	1,780	240	370
デンマーク	ﾃﾞﾝﾏｰｸ･ｸﾛｰﾈ	285	560	270	540	285	560	270	540	75	115
ドイツ	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
トルクメニスタン	ﾄﾙｸﾒﾆｽﾀﾝ･ﾏﾅﾄ	147	286	137	277	147	286	137	277	37	58
ノルウェー	ﾉﾙｳｪｰ･ｸﾛｰﾈ	450	880	420	850	450	880	420	850	115	180
バチカン	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
ハンガリー	ﾌｫﾘﾝﾄ	15,400	30,000	14,400	29,000	15,400	30,000	14,400	29,000	3,900	6,100
フィンランド	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
フランス	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
ブルガリア	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ･ﾙｰﾌﾞﾙ	131	256	123	248	131	256	123	248	33	52
ベルギー	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	162	315	151	305	162	315	151	305	41	64
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝﾊﾞｰﾁｪﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ･ﾏﾙｶ	74	145	69	140	74	145	69	140	19	29
ポルトガル	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
マルタ	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ･ﾚｲ	744	1,452	697	1,405	744	1,452	697	1,405	189	295
ラトビア	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
リトアニア	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
ルーマニア	ﾚｲ	190	375	180	360	190	375	180	360	50	75
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	38	74	36	72	38	74	36	72	10	15
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	3,660	7,150	3,430	6,920	3,660	7,150	3,430	6,920	930	1,450

中東

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アフガニスタン	ｱﾌｶﾞﾆｰ	7,650	10,450	7,450	10,300	5,300	8,100	5,100	7,950
アラブ首長国連邦	ﾃﾞｨﾙﾊﾑ	400	545	390	535	275	420	265	410
イエメン	ｲｴﾒﾝ・ﾘｱﾙ	58,200	79,650	56,800	78,200	40,350	61,800	38,950	60,350
イスラエル	ｼｪｹﾙ	388	531	379	521	269	412	260	402
イラク	ｲﾗｸ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	148,000	203,000	145,000	199,000	103,000	157,000	99,000	154,000
イラン	ﾘｱﾙ	74,000,000	101,500,000	72,500,000	99,500,000	51,500,000	78,500,000	49,500,000	77,000,000
オマーン	ｵﾏｰﾝ・ﾘｱﾙ	42.0	57.5	41.0	56.5	29.0	44.5	28.0	43.5
カタール	ｶﾀｰﾙ・ﾘﾔｰﾙ	398	544	388	534	276	422	266	412
クウェート	ｸｳｪｰﾄ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	33.50	46.00	32.75	45.25	23.25	35.75	22.50	34.75
サウジアラビア	ﾘﾔｰﾙ	410	560	400	550	285	435	275	425
シリア	ｼﾘｱ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	13,050	17,850	12,700	17,500	9,050	13,850	8,700	13,500
トルコ	ﾄﾙｺ・ﾘﾗ	4,190	5,735	4,085	5,630	2,905	4,445	2,800	4,345
バーレーン	ﾊﾞｰﾚｰﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	41.0	56.5	40.0	55.5	28.5	43.5	27.5	42.5
ヨルダン	ﾖﾙﾀﾞﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	78	106	76	104	54	82	52	80
レバノン	ﾚﾊﾞﾉﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	9,600,000	13,100,000	9,400,000	12,900,000	6,600,000	10,200,000	6,400,000	9,900,000

中東

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アフガニスタン	ｱﾌｶﾞﾆｰ	2,950	5,750	2,750	5,600	2,950	5,750	2,750	5,600	750	1,150
アラブ首長国連邦	ﾃﾞｨﾙﾊﾑ	155	300	145	290	155	300	145	290	40	60
イエメン	ｲｴﾒﾝ・ﾘｱﾙ	22,500	43,950	21,050	42,500	22,500	43,950	21,050	42,500	5,700	8,950
イスラエル	ｼｪｹﾙ	150	293	140	283	150	293	140	283	38	60
イラク	ｲﾗｸ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	57,000	112,000	54,000	108,000	57,000	112,000	54,000	108,000	15,000	23,000
イラン	ﾘｱﾙ	28,500,000	56,000,000	27,000,000	54,000,000	28,500,000	56,000,000	27,000,000	54,000,000	7,500,000	11,500,000
オマーン	ｵﾏｰﾝ・ﾘｱﾙ	16.0	31.5	15.0	30.5	16.0	31.5	15.0	30.5	4.0	6.5
カタール	ｶﾀｰﾙ・ﾘﾔｰﾙ	154	300	144	290	154	300	144	290	39	61
クウェート	ｸｳｪｰﾄ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	13.00	25.25	12.25	24.50	13.00	25.25	12.25	24.50	3.25	5.25
サウジアラビア	ﾘﾔｰﾙ	160	310	150	300	160	310	150	300	40	65
シリア	ｼﾘｱ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	5,050	9,850	4,700	9,500	5,050	9,850	4,700	9,500	1,300	2,000
トルコ	ﾄﾙｺ・ﾘﾗ	1,620	3,160	1,515	3,060	1,620	3,160	1,515	3,060	410	645
バーレーン	ﾊﾞｰﾚｰﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	16.0	31.0	15.0	30.0	16.0	31.0	15.0	30.0	4.0	6.5
ヨルダン	ﾖﾙﾀﾞﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	30	59	28	57	30	59	28	57	8	12
レバノン	ﾚﾊﾞﾉﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	3,700,000	7,200,000	3,500,000	7,000,000	3,700,000	7,200,000	3,500,000	7,000,000	900,000	1,500,000

アフリカ

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アルジェリア	ｱﾙｼﾞｪﾘｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	14,700	20,100	14,300	19,700	10,200	15,600	9,800	15,200
アンゴラ	ｸﾜﾝｻﾞ	101,900	139,400	99,400	136,900	70,600	108,100	68,100	105,600
ウガンダ	ｳｶﾞﾝﾀﾞ・ｼﾘﾝｸﾞ	398,000	544,000	388,000	534,000	276,000	422,000	266,000	412,000
エジプト	ｴｼﾞﾌﾟﾄ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	5,430	7,430	5,300	7,300	3,770	5,770	3,630	5,630
エチオピア	ﾌﾞﾙ	14,298	19,561	13,947	19,211	9,912	15,175	9,561	14,825
エリトリア	ﾅｸﾌｧ	1,650	2,257	1,609	2,217	1,144	1,751	1,103	1,711
ガーナ	ｶﾞｰﾅ・ｾﾃﾞｨ	1,482	2,027	1,445	1,991	1,027	1,573	991	1,536
ガボン	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	64,000	88,000	45,000	69,000	44,000	68,000
カメルーン	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	64,000	88,000	45,000	69,000	44,000	68,000
ギニア	ｷﾞﾆｱ・ﾌﾗﾝ	959,000	1,312,000	935,000	1,288,000	665,000	1,018,000	641,000	994,000
ケニア	ｹﾆｱ・ｼﾘﾝｸﾞ	14,150	19,400	13,850	19,050	9,850	15,050	9,500	14,700
コートジボワール	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	64,000	88,000	45,000	69,000	44,000	68,000
コンゴ民主共和国	ｺﾝｺﾞ・ﾌﾗﾝ	307,500	420,800	300,000	413,200	213,200	326,400	205,700	318,900
ザンビア	ｸﾜﾁｬ	2,860	3,912	2,789	3,842	1,982	3,035	1,912	2,965
ジブチ	ｼﾞﾌﾞﾁ・ﾌﾗﾝ	19,400	26,500	18,900	26,100	13,500	20,600	13,000	20,100
スーダン	ｽｰﾀﾞﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	236,200	323,200	230,400	317,400	163,800	250,700	158,000	244,900
セーシェル	ｾｰｼｪﾙ・ﾙﾋﾟｰ	1,630	2,230	1,590	2,190	1,130	1,730	1,090	1,690
セネガル	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	63,500	87,500	45,000	69,000	43,500	67,500

アフリカ

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アルジェリア	ｱﾙｼﾞｪﾘｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	5,700	11,100	5,300	10,700	5,700	11,100	5,300	10,700	1,400	2,300
アンゴラ	ｸﾜﾝｻﾞ	39,400	76,900	36,900	74,400	39,400	76,900	36,900	74,400	10,000	15,600
ウガンダ	ｳｶﾞﾝﾀﾞ・ｼﾘﾝｸﾞ	154,000	300,000	144,000	290,000	154,000	300,000	144,000	290,000	39,000	61,000
エジプト	ｴｼﾞﾌﾟﾄ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	2,100	4,100	1,970	3,970	2,100	4,100	1,970	3,970	530	830
エチオピア	ﾌﾞﾙ	5,526	10,789	5,175	10,439	5,526	10,789	5,175	10,439	1,404	2,193
エリトリア	ﾅｸﾌｧ	638	1,245	597	1,204	638	1,245	597	1,204	162	253
ガーナ	ｶﾞｰﾅ・ｾﾃﾞｨ	573	1,118	536	1,082	573	1,118	536	1,082	145	227
ガボン	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	24,000	48,000	25,000	49,000	24,000	48,000	6,000	10,000
カメルーン	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	24,000	48,000	25,000	49,000	24,000	48,000	6,000	10,000
ギニア	ｷﾞﾆｱ・ﾌﾗﾝ	371,000	724,000	347,000	700,000	371,000	724,000	347,000	700,000	94,000	147,000
ケニア	ｹﾆｱ・ｼﾘﾝｸﾞ	5,500	10,700	5,150	10,350	5,500	10,700	5,150	10,350	1,400	2,150
コートジボワール	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	24,000	48,000	25,000	49,000	24,000	48,000	6,000	10,000
コンゴ民主共和国	ｺﾝｺﾞ・ﾌﾗﾝ	118,900	232,100	111,300	224,500	118,900	232,100	111,300	224,500	30,200	47,200
ザンビア	ｸﾜﾁｬ	1,105	2,158	1,035	2,088	1,105	2,158	1,035	2,088	281	439
ジブチ	ｼﾞﾌﾞﾁ・ﾌﾗﾝ	7,500	14,600	7,000	14,200	7,500	14,600	7,000	14,200	1,900	3,000
スーダン	ｽｰﾀﾞﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	91,300	178,300	85,500	172,500	91,300	178,300	85,500	172,500	23,200	36,200
セーシェル	ｾｰｼｪﾙ・ﾙﾋﾟｰ	630	1,230	590	1,190	630	1,230	590	1,190	160	250
セネガル	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	23,500	47,500	25,000	49,000	23,500	47,500	6,500	10,000

アフリカ

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
タンザニア	ﾀﾝｻﾞﾆｱ・ｼﾘﾝｸﾞ	281,000	384,000	274,000	378,000	195,000	298,000	188,000	291,000
チュニジア	ﾁｭﾆｼﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	333	455	324	447	231	353	222	345
ナイジェリア	ﾅｲﾗ	169,800	232,300	165,600	228,100	117,700	180,200	113,500	176,000
ナミビア	ﾅﾐﾋﾞｱ・ﾄﾞﾙ	1,976	2,703	1,927	2,655	1,370	2,097	1,321	2,048
ブルキナファソ	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	64,000	88,000	45,000	69,000	44,000	68,000
ベナン	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	64,000	88,000	45,000	69,000	44,000	68,000
ボツワナ	ﾌﾟﾗ	1,480	2,025	1,445	1,990	1,025	1,575	990	1,535
マダガスカル	ｱﾘｱﾘ	494,000	676,000	482,000	664,000	342,000	524,000	330,000	512,000
マラウイ	ﾏﾗｳｲ・ｸﾜﾁｬ	189,500	259,300	184,900	254,700	131,400	201,200	126,700	196,500
マリ	CFAﾌﾗﾝ	65,000	89,000	64,000	88,000	45,000	69,000	44,000	68,000
南アフリカ共和国	ﾗﾝﾄﾞ	1,980	2,705	1,930	2,660	1,370	2,100	1,325	2,050
南スーダン	南ｽｰﾀﾞﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	479,400	655,900	467,600	644,100	332,400	508,800	320,600	497,100
モーリシャス	ﾓｰﾘｼｬｽ・ﾙﾋﾟｰ	5,020	6,860	4,890	6,740	3,480	5,320	3,350	5,200
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	4,300	5,900	4,200	5,800	3,000	4,600	2,900	4,450
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	7,000	9,570	6,820	9,400	4,850	7,420	4,680	7,250
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	1,020	1,395	995	1,370	705	1,080	680	1,055
リビア	ﾘﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	582	796	568	782	404	618	389	604
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ・ﾌﾗﾝ	163,000	223,000	159,000	219,000	113,000	173,000	109,000	169,000

アフリカ

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
タンザニア	ﾀﾝｻﾞﾆｱ・ｼﾘﾝｸﾞ	109,000	212,000	102,000	205,000	109,000	212,000	102,000	205,000	28,000	43,000
チュニジア	ﾁｭﾆｼﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	129	251	120	243	129	251	120	243	33	51
ナイジェリア	ﾅｲﾗ	65,600	128,100	61,500	124,000	65,600	128,100	61,500	124,000	16,700	26,000
ナミビア	ﾅﾐﾋﾞｱ・ﾄﾞﾙ	764	1,491	715	1,442	764	1,491	715	1,442	194	303
ブルキナファソ	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	24,000	48,000	25,000	49,000	24,000	48,000	6,000	10,000
ベナン	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	24,000	48,000	25,000	49,000	24,000	48,000	6,000	10,000
ボツワナ	ﾌﾟﾗ	575	1,120	535	1,080	575	1,120	535	1,080	145	225
マダガスカル	ｱﾘｱﾘ	191,000	373,000	179,000	361,000	191,000	373,000	179,000	361,000	48,000	76,000
マラウイ	ﾏﾗｳｲ・ｸﾜﾁｬ	73,300	143,000	68,600	138,400	73,300	143,000	68,600	138,400	18,600	29,100
マリ	CFAﾌﾗﾝ	25,000	49,000	24,000	48,000	25,000	49,000	24,000	48,000	6,000	10,000
南アフリカ共和国	ﾗﾝﾄﾞ	765	1,495	715	1,445	765	1,495	715	1,445	195	305
南スーダン	南ｽｰﾀﾞﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	185,300	361,800	173,500	350,000	185,300	361,800	173,500	350,000	47,100	73,500
モーリシャス	ﾓｰﾘｼｬｽ・ﾙﾋﾟｰ	1,940	3,780	1,820	3,660	1,940	3,780	1,820	3,660	490	770
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	1,650	3,250	1,550	3,150	1,650	3,250	1,550	3,150	400	650
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	2,700	5,280	2,530	5,110	2,700	5,280	2,530	5,110	690	1,070
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	395	770	370	745	395	770	370	745	100	155
リビア	ﾘﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	225	439	211	425	225	439	211	425	57	89
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ・ﾌﾗﾝ	63,000	123,000	59,000	119,000	63,000	123,000	59,000	119,000	16,000	25,000

附　則

２１　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

２２　この省令による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項及び第二項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○財務省令第七号

国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二十二条及び国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）第十三条第二項の規定に基づき、国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十六日

財務大臣　片山さつき

国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員宿舎法施行規則（昭和三十四年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（宿舎の構造及び規格） **第六条**　［略］ ２　宿舎の規格は、次の表のとおりとする。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下この項及び第一号様式において「寒冷地手当法」という。）第一条第一号に規定する地域及び同条第二号に規定する内閣総理大臣が定める官署、同法第五条において読み替えて準用する同法第一条第二号に規定する防衛大臣が定める官署又は裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において読み替えて準用する寒冷地手当法第一条第二号に規定する最高裁判所が定める官署からおおむね一キロメートル以内の区域（当該区域の全部又は一部が含まれる市町村内の町若しくは字の区域又はこれに相当する区域を含む。）における宿舎については、次の表の上欄に掲げる延べ面積（令第十三条第一項に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）に七平方メートルを加算するものとする。	（宿舎の構造及び規格） **第六条**　［同上］ ２　宿舎の規格は、次の表のとおりとする。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下この項及び第一号様式において「寒冷地手当法」という。）第一条第一号に規定する地域及び同条第二号に規定する内閣総理大臣が定める官署、同法第五条において読み替えて準用する同法第一条第二号に規定する防衛大臣が定める官署又は裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において読み替えて準用する寒冷地手当法第一条第二号に規定する最高裁判所が定める官署からおおむね一キロメートル以内の区域（当該区域の全部又は一部が含まれる市町村内の町若しくは字の区域又はこれに相当する区域を含む。）における宿舎については、次の表の上欄に掲げる延べ面積（令第十三条第一項に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）に七平方メートルを加算するものとする。

延べ面積	規格
三十平方メートル未満	a
三十平方メートル以上五十五平方メートル未満	b
［略］	［略］

延べ面積	規格
二十五平方メートル未満	a
二十五平方メートル以上五十五平方メートル未満	b
［同上］	［同上］

３　［略］

（経過年数等による有料宿舎の使用料の調整）

第十四条　［略］

２　［略］

３　国が家屋又は家屋の部分について特定修繕（耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する修繕であつて、財務大臣が定める基準に適合するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を行つた有料宿舎については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日を前二項の年数の始期とみなし、当該特定修繕を行つた日の属する月の翌々月から基準使用料の額に調整を加えるものとする。ただし、特定修繕を行つた日において当該各号に定める日を経過していないものについては、当該特定修繕を行つた日を前二項の年数の始期とする。

一　当該家屋又は家屋の部分の内装及び設備の全部又は大部分について特定修繕を行つた場合　当該家屋又は家屋の部分の建築後から二十五年を経過する日

二　当該家屋又は家屋の部分の内装及び設備のうち財務大臣が定めるものについて特定修繕を行つた場合　当該家屋又は家屋の部分の建築後から十五年を経過する日

３　［同上］

（経過年数等による有料宿舎の使用料の調整）

第十四条　［同上］

２　［同上］

［項を加える。］

4　家屋又は家屋の部分が、次の各号に掲げる構造の区分に応じ、特定修繕を行った日において建築後から当該各号に定める年数を経過している場合には、当該各号に定める年数を当該特定修繕を行った日において当該家屋又は家屋の部分が建築後経過した年数とみなして、前項の規定を適用する。

一　木造　三十年

二　組積造　三十五年

三　鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造　五十年

5　増築その他の事由によりその家屋又は家屋の部分に第一項及び第二項の年数の始期が異なる部分が存する有料宿舎については、これらの部分のうちその床面積の合計が最大のものの始期をもつて当該宿舎に係る当該各項の年数の始期とする。

（宿舎事情の報告）

第三十一条　各省各庁の長は、毎年五月一日現在の当該各省各庁における宿舎の現況及び不足数その他宿舎を必要とする事情を明らかにした書類を作成し、同年五月三十一日までに財務大臣に送付しなければならない。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［項を加える。］

3　増築その他の事由によりその家屋又は家屋の部分に前二項の年数の始期が異なる部分が存する有料宿舎については、これらの部分のうちその床面積の合計が最大のものの始期をもつて当該宿舎に係る当該各項の年数の始期とする。

（宿舎事情の報告）

第三十一条　各省各庁の長は、毎年六月一日現在の当該各省各庁における宿舎の現況及び不足数その他宿舎を必要とする事情を明らかにした書類を作成し、同年七月十日までに財務大臣に送付しなければならない。

2　［同上］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和九年三月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第六条第二項の表及び第三十一条第一項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

（施行日前に特定修繕を行った有料宿舎の使用料の調整に係る経過措置）

2　この省令による改正後の規則第十四条第三項及び第四項の規定は、令和元年六月十四日以降に特定修繕（同条第三項に規定する特定修繕をいう。以下この項において同じ。）を行った有料宿舎について適用する。この場合において、施行日前に国が家屋又は家屋の部分について特定修繕を行った有料宿舎は、施行日の前日において特定修繕を行ったものとみなす。

○厚生労働省令第二十三号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十六、第三十条の十九第一項、第三十条の二十六の規定により準用する法第三十条の十六、第三十条の二十九及び第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（帳簿の備付け等） **第四十八条の十四**　法第三十条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び合否の別 四　（略） 2～4　（略）	（帳簿の備付け等） **第四十八条の十四**　法第三十条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別 四　（略） 2～4　（略）

（キャリアコンサルタントの登録）

第四十八条の十六　法第三十条の十九第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　個人番号

２～４　（略）

（業務廃止等の報告）

第四十八条の二十三　キャリアコンサルタントがその業務を廃止し、死亡し、又は法第三十条の十九第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該キャリアコンサルタント、その相続人又はその法定代理人は、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第四十八条の二十九　法第三十条の二十六の規定により準用する法第三十条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　登録申請をした者の氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、事務所の所在地、事務所の名称及び登録の可否

四　（略）

２・３　（略）

（受検の申請等）

第六十六条　技能検定を受けようとする者は、様式第十三号により作成した技能検定受検申請書（受検地の都道府県知事（指定試験機関が技能検定試験業務を行う場合にあつては、指定試験機関）が別に様式を定める場合にはその様式により作成したもの）を受検地の都道府県知事（指定試験機関が技能検定試験業務を行う場合にあつては、指定試験機関。ただし、第六十三条の十二第一項の規定により厚生労働大臣が技能検定試験業務を行う場合にあつては、厚生労働大臣。第三項及び第四項において同じ。）に提出しなければならない。

２・３　（略）

４　次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ第一項の申請書について下欄に掲げる者を経由して、受検地の都道府県知事に提出することができる。

上欄の労働者を雇用する事業主又は当該事業主等が構成員である次の各号に掲げる団体	労働者又は労働者以外の者であつて、下欄に掲げる団体の構成員である者
一　商工会議所	
二　商工会	

（キャリアコンサルタントの登録）

第四十八条の十六　法第三十条の十九第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

（新設）

２～４　（略）

（業務廃止等の報告）

第四十八条の二十三　キャリアコンサルタントがその業務を廃止し、死亡し、又は法第三十条の十九第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該キャリアコンサルタント、その相続人又はその法定代理人は、遅滞なく、その旨を、書面により、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第四十八条の二十九　法第三十条の二十六の規定により準用する法第三十条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　登録申請をした者の氏名、生年月日、性別、住所、事務所の所在地、事務所の名称及び登録の可否

四　（略）

２・３　（略）

（受検の申請等）

第六十六条　技能検定を受けようとする者は、様式第十三号により作成した技能検定受検申請書（受検地の都道府県知事（指定試験機関が技能検定試験業務を行う場合にあつては、指定試験機関）が別に様式を定める場合にはその様式により作成したもの）を受検地の都道府県知事（指定試験機関が技能検定試験業務を行う場合にあつては、指定試験機関。ただし、第六十三条の十二第一項の規定により厚生労働大臣が技能検定試験業務を行う場合にあつては、厚生労働大臣。第三項において同じ。）に提出しなければならない。

２・３　（略）

（新設）

法第十五条の七第一項各号に掲げる施設その他職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の者の設置する施設において訓練を受けている者	学生又は生徒
三　中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。） 四　職業訓練法人 五　農業協同組合 六　漁業協同組合 七　公益社団法人 八　公益財団法人 九　前各号に掲げる法人以外の法人であつて、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの	上欄の者が訓練を受ける施設の長

（試験の合格通知）

第七十条　都道府県知事（都道府県協会が技能検定試験を実施する場合には都道府県協会とし、指定試験機関が技能検定試験業務を行う場合には指定試験機関とする。以下次条第一項において同じ。）は、技能検定の実技試験又は学科試験に合格した者に、厚生労働大臣の定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

（職業能力検定の認定）

第七十一条の二　厚生労働大臣は、事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人（以下この条において「事業主等」という。）からの申請に基づき、当該事業主等の行う職業能力検定について、その内容及び実施体制に関し、法第五十条の二に規定する基準その他の厚生労働大臣が定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

2　（略）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第二項に規定する技能実習生	上欄の者が所属する学校教育法第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する教育施設又は同法第百三十四条に規定する学校教育に類する教育を行うものの長
上欄の者の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第三十九条に規定する実習監理等を行う同法第二条第十項に規定する監理団体	

（試験の合格通知）

第七十条　都道府県知事（都道府県協会が技能検定試験を実施する場合には都道府県協会とし、指定試験機関が技能検定試験業務を行う場合には指定試験機関とする。以下次条第一項において同じ。）は、技能検定の実技試験又は学科試験に合格した者に、厚生労働大臣の定めるところにより、書面でその旨を通知しなければならない。

（職業能力検定の認定）

第七十一条の二　厚生労働大臣は、事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体（以下この条において「事業主等」という。）からの申請に基づき、当該事業主等の行う職業能力検定について、その内容及び実施体制に関し、法第五十条の二に規定する基準その他の厚生労働大臣が定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

2　（略）

様式第十二号の七（第四十八条の十六関係）

キャリアコンサルタント登録申請書

キャリアコンサルタントの登録を受けたいので、職業能力開発促進法施行規則第48条の16第２項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">フリガナ</td><td></td><td></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">１．大正
２．昭和　　年　　月　　日
３．平成
４．令和</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">氏　名</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>性別</td><td>１．男　　２．女</td></tr>
<tr><td>個人番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">勤務先</td><td>名　　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4">郵便番号（　　）
都 道
府 県
電話番号（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自宅住所</td><td colspan="4">郵便番号（　　）
都 道
府 県
電話番号（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">試験に合格した年月日</td><td></td><td>試験合格証書番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5">□　精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
□　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
□　法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、拘禁刑（※）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
□　法第30条の22第２項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者
※　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。</td></tr>
</table>

厚生労働大臣　　年　　月　　日

殿

指定登録機関代表者

氏名

<table>
<tr><td>収入印紙
（消印しないこと。）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">又は領収証書を貼ること。</td></tr>
</table>

注意

1　該当する□は、レと記入すること。

2　この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。

3　指定登録機関が行うキャリアコンサルタントの登録を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

4　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

5　この申請書には、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し（試験に合格した年月日から５年を経過した日以降に登録申請を行う場合は、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し及び講習の修了証又はこれに代わるべき書面）を添えること。

様式第十二号の七、様式第十二号の八、様式第十二号の十、様式第十二号の十一、様式第十三号及び様式第十六号を次のように改める。

様式第十二号の八（第四十八条の十八関係）

キャリアコンサルタント登録更新申請書

キャリアコンサルタントの登録の更新を受けたいので、職業能力開発促進法施行規則第48条の18の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">フリガナ</td><td></td><td></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">１．大正
２．昭和　年　月　日
３．平成
４．令和</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">氏　名</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>性　別</td><td>１．男　２．女</td></tr>
<tr><td>個人番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">勤務先</td><td>名　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4">郵便番号（　　）
都 道
府 県
電話番号（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自宅住所</td><td colspan="4">郵便番号（　　）
都 道
府 県
電話番号（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録年月日</td><td></td><td>登録番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5">□　精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
□　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
□　法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、拘禁刑（※）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
□　法第30条の22第２項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者
※　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。</td></tr>
</table>

厚生労働大臣　　年　月　日

殿

指定登録機関代表者

氏名

注意

１　該当する□は、レと記入すること。

２　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

３　この申請書には、講習の修了証又はこれに代わるべき書面を添えること。

様式第十二号の十（第四十八条の二十関係）

キャリアコンサルタント登録事項変更届出書

収入印紙 （消印しないこと。）

（ふりがな）
氏名
生年月日
住所
個人番号
登録番号
登録年月日

キャリアコンサルタントの登録の登録事項に変更がありましたので届け出ます。

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考

年　　月　　日

厚生労働大臣
殿

指定登録機関代表者

注意

１　指定登録機関が行う登録証の再交付を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。

２　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

様式第十二号の十一（第四十八条の二十一関係）

キャリアコンサルタント登録証再交付申請書

収入印紙 （消印しないこと。）	（ふりがな） 氏名 生年月日 住所 個人番号 登録番号 登録年月日

キャリアコンサルタント登録証の再交付を申請します。

理由

年　　月　　日

厚生労働大臣

殿

指定登録機関代表者

注意

１　指定登録機関が行う登録証の再交付を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。

２　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

様式第十三号（第六十六条関係）（表面）

技能検定受検申請書

技能検定を受けたいので申請します。

厚生労働大臣
厚生労働大臣指定試験機関　殿　　年　月　日　　氏名
都道府県知事

○（左票）

検定職種		等級区分		受検番号	※
選択科目	実技試験			試験場	※
	学科試験				
（ふりがな）氏名				個人番号	
生年月日、年齢及び性別	年月日（満年月）男・女	（ふりがな）住所		同居先	方

受検資格						
学歴	学校名	学科又は課程	所在地	在学期間	卒業、中退等の別	
				年月～年月（年月）		
				年月～年月（年月）		
訓練歴	訓練施設名	訓練科	所在地	訓練を受けた期間	修了、中退等の別	
				年月～年月（年月）		
				年月～年月（年月）		
職歴	事業所名	地位職名	所在地	在職期間	職務内容	
				年月～年月（年月）		
				年月～年月（年月）		
				年月～年月（年月）		
				年月～年月（年月）		
				年月～年月（年月）		

技能検定合格状況（既に合格している者のみ記入）	等級区分	検定職種	合格した年月日	受検資格	※

試験の免除								
実技試験	全部・一部	試験の免除を受ける資格に関係ある試験、検定、免許等	試験、検定、免許等の名称	合格し、又は免許を受けた年月日	免除資格判定	実技試験	※	
学科試験	全部・一部					学科試験	※	

○　　○

受付印

（右票）

検定職種		
選択科目	実技	
	学科	
等級区分		
受検番号	※	
試験場	※	
（ふりがな）氏名		
住所	同居先　方（電話　局　番）	
勤務先の名称及び所在地	（電話　局　番）	
受検資格判定 ※	免除資格判定	※実技　学科

写真

（申請前６月以内に撮影した正面脱帽半身像のものとすること。）

年　月　日撮影

手数料収納	
※　実技試験　収納済印	※　学科試験　収納済印

○

様式第十三号（第六十六条関係）（裏面）

○　　○

技能士番号		※
合格年月日		※
合格証書交付番号		※
合格証書再交付	年月日	※
	番号	※
	理由	※
合格取消し	年月日	※
	理由	※
備考		※

記入上の注意

1　※印の欄には、記入しないこと。

2　記入には、すべてインキを用い、文字はかい書で、数字は算用数字を用いて、丁寧に書くこと。特に氏名は、略字や俗字を用いないで、正確に記入すること。

3　検定職種の欄には、受検を希望する検定職種名を記入すること。

4　選択科目の欄には、実技試験又は学科試験の試験科目に選択制がとられている検定職種を受検しようとするときにのみ、受検しようとする選択科目を記入すること（特級の技能検定の受検者は記入の必要なし）。

5　生年月日、年齢及び性別の欄の性別は、該当するものを○で囲むこと。

6　学歴、訓練歴及び職歴の欄には、受検資格の基礎となるこれらの経歴を最近のものから順に記入し、書ききれないときは、適当な補助紙をつけること。

7　職歴の欄の職務内容の項には、従事していた作業をできるだけ具体的に記入すること。

8　技能検定合格状況の欄には、特級、1級又は2級の技能検定の受検者のうち、既に技能検定に合格している者が記入するものとし、合格した技能検定のうち、最上級の等級、検定職種名及び合格した年月日を記入すること。なお、特級の技能検定の受検者は、1級の技能検定合格証書の写しを必ず添付すること。

9　試験の免除の欄には、実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとするとき、該当するものを○で囲み、試験の免除を受ける資格に関係ある試験、検定、免許等の名称及び合格し、又は免許等を受けた年月日を記入すること。この場合、免除を受ける資格があることを証する書面を添付すること。

10　記入した事項に不正があつたときは、合格を取り消す場合があること。

○

○

様式第十六号（第六十九条関係）

技能検定合格証書再交付申請書

技能検定合格証書の再交付を受けたいので申請します。

年　　月　　日

住　　所

（ふりがな）
氏　　名

年　　月　　日生

個 人 番 号

厚生労働大臣
厚生労働大臣指定試験機関　　殿
都道府県知事

1　申請の理由

2　検定職種及び等級

3　技能検定合格証書の交付を受けた年月日

4　技能検定合格証書の番号

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第十三号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）及び貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百九十一号）の施行に伴い、並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する同法第十二条第一項、同項第三号及び第三項、第二十四条第二項及び同項第三号、第二十四条の二第一項、第二十四条の三第三項、第二十四条の五第一項及び第五項第二号並びに第六十条第一項、第六十七条並びに第六十九条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項並びに貨物自動車運送事業法施行令（令和七年政令第二十二号）第二条第四項及び第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令

（貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正）

第一条　貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章　（略）	第一章～第四章　（略）
第五章　貨物利用運送事業者に関する特例（第三十五条―第三十五条の十三）	第五章　貨物利用運送事業者に関する特例（第三十五条―第三十五条の五）
第六章・第七章　（略）	第六章・第七章　（略）
附則	附則
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
第十三条の十五　法第二十四条の五第五項第二号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。	**第十三条の十五**　法第二十四条の五第六項第二号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
（削る）	（法第三十六条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）
（削る）	**第三十三条の四**　第十三条の五の規定は、令第一条第三項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について準用する。
（法第三十六条第二項において準用する法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準）	（法第三十六条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）
第三十三条の四　（略）	**第三十三条の五**　令第一条第三項において準用する同条第一項の国土交通省令で定める方法は、第十三条の六第一項各号に掲げる方法とする。
（書面の交付）	2　第十三条の六第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。
第三十五条　法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第十二条第一項の国土交通省令で定める場合は、第十三条の三第一項各号に掲げる場合とする。	（法第三十六条第二項において準用する法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準）
2　法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第十二条第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、第十三条の三第二項各号に掲げるものとする。	（新設）
3　第十三条の三第三項の規定は、真荷主及び第一種貨物利用運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者（法第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。）が法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第十二条第一項の規定により書面を交付した場合について準用する。	**第三十三条の六**　（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十五条の二　法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第十二条第三項の国土交通省令で定める方法は、第十三条の四第一項各号に掲げる方法とする。

2　第十三条の四第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

（書面の交付）

第三十五条の三　法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条第二項の国土交通省令で定める場合は、第十三条の七第一項に規定する場合とする。

2　法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、第十三条の七第二項各号に掲げるものとする。

3　第十三条の七第三項の規定は、第一種貨物利用運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者が法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条第二項の規定により書面を交付した場合について準用する。

（法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第三十五条の四　第十三条の八の規定は、令第二条第四項及び第五項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について準用する。

（法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第三十五条の五　令第二条第四項及び第五項において準用する同条第一項の国土交通省令で定める方法は、第十三条の九第一項各号に掲げる方法とする。

2　（略）

（運送利用管理規程を定める第一種貨物利用運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者の行う利用運送の規模）

第三十五条の六　法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、第十三条の十に規定する規模とする。この場合において、同条中「貨物自動車利用運送」とあるのは、「利用運送（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第一項に規定する利用運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）をいう。第三十五条の七において準用する次条第一項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（運送利用管理規程の届出）

第三十五条の七　第十三条の十一の規定は、法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条の二第一項の規定による運送利用管理規程の作成又は変更の届出について準用する。この場合において、第十三条の十一第一項中「貨物自動車利用運送」とあるのは、「利用運送」と読み替えるものとする。

（運送利用管理者の選任及び解任の届出）

第三十五条の八　第十三条の十二の規定は、法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条の三第三項の規定による運送利用管理者の選任又は解任の届出について準用する。

（実運送体制管理簿の作成の対象となる貨物の重量の下限）

第三十五条の九　法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条の五第一項の国土交通省令で定める重量は、第十三条の十三に規定する重量とする。

（新設）

（書面の交付）

第三十五条　法第三十七条第一項において準用する法第二十四条第二項の国土交通省令で定める場合は、第十三条の七第一項に規定する場合とする。

2　法第三十七条第一項において準用する法第二十四条第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、第十三条の七第二項各号に掲げるものとする。

3　第十三条の七第三項の規定は、第一種貨物利用運送事業者が法第三十七条第一項において準用する法第二十四条第二項の規定により書面を交付した場合について準用する。

（法第三十七条第一項において準用する法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第三十五条の二　第十三条の八の規定は、令第二条第四項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について準用する。

（法第三十七条第一項において準用する法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第三十五条の三　令第二条第四項において準用する同条第一項の国土交通省令で定める方法は、第十三条の九第一項各号に掲げる方法とする。

2　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（実運送体制管理簿を真荷主から引き受けた貨物の運送ごとに作成することを要しない場合）

第三十五条の十　法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条の五第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、第十三条の十四に規定する場合とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第三十五条の十一　法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条の五第五項第二号の国土交通省令で定める方法は、第十三条の十五に規定する方法とする。

（法第三十七条の二第三項において準用する法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準）

第三十五条の十二　（略）

（輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請）

第三十五条の十三　（略）

（権限の委任）

第四十二条　（略）

一～十二　（略）

十三　法第二十四条の二第一項の規定による届出の受理（特別積合せ貨物運送であって、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）（法第三十七条第一項又は法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）

十四　法第二十四条の三第三項の規定による届出の受理（特別積合せ貨物運送であって、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）（法第三十七条第一項又は法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）

十五～二十七　（略）

2・3　（略）

4　法第三十六条第二項において準用する法第二十二条及び法第二十五条第二項の命令、法第三十九条の二第五項の規定による通知の受理及び同条第六項の規定による通知（いずれも貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。）、法第六十条第一項（法第三十七条第一項又は法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二項（地方実施機関に係る部分に限る。）、第四項（法第三十七条第一項又は法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五項（地方実施機関に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣の権限並びに法第六十五条第一項の勧告（貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。）及び当該勧告に係る同条第二項の意見の聴取は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

附　則

（権限の委任）

第六条　法附則第一条の二及び第一条の二の二に規定する国土交通大臣の権限（貨物軽自動車運送事業に関するものを除く。）は、地方運輸局長も行うことができる。

2　法附則第一条の二及び第一条の二の二に規定する国土交通大臣の権限（貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。）は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

（新設）

（新設）

（法第三十七条の二第三項において準用する法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準）

第三十五条の四　（略）

（輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請）

第三十五条の五　（略）

（権限の委任）

第四十二条　（略）

一～十二　（略）

十三　法第二十四条の二第一項の規定による届出の受理（特別積合せ貨物運送であって、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

十四　法第二十四条の三第三項の規定による届出の受理（特別積合せ貨物運送であって、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）

十五～二十七　（略）

2・3　（略）

4　法第三十六条第二項において準用する法第二十二条及び法第二十五条第二項の命令、法第三十九条の二第五項の規定による通知の受理及び同条第六項の規定による通知（いずれも貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。）、法第六十条第一項（法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二項（地方実施機関に係る部分に限る。）、第四項（法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五項（地方実施機関に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣の権限並びに法第六十五条第一項の勧告（貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。）及び当該勧告に係る同条第二項の意見の聴取は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

附　則

（権限の委任）

第六条　法附則第一条の二に規定する国土交通大臣の権限（貨物軽自動車運送事業に関するものを除く。）は、地方運輸局長も行うことができる。

2　法附則第一条の二に規定する国土交通大臣の権限（貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。）は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

（貨物自動車運送事業報告規則の一部改正）

第二条　貨物自動車運送事業報告規則（平成二年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第六十条第一項（法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、この省令の定めるところによる。 （臨時の報告） **第三条**　貨物自動車運送事業者、第一種貨物利用運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者（法第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。）は、前二条に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。 ２　（略）	（趣旨） **第一条**　貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第六十条第一項（法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、この省令の定めるところによる。 （臨時の報告） **第三条**　貨物自動車運送事業者又は特定第二種貨物利用運送事業者は、前二条に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。 ２　（略）

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第一（第三条及び第四条関係）

改正後	
（略）	（略）
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）	第二十四条の五第一項（第三十五条第六項、第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）	第十三条の三第三項（第三十三条の二第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の七第三項（第二十六条第三項及び第三十五条の三第三項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第一（第三条及び第四条関係）

改正前	
（略）	（略）
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）	第二十四条の五第一項（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）	第十三条の三第三項（第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の七第三項（第二十六条第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第一種貨物利用運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者であるこの省令による改正後の貨物自動車運送事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第三十五条の七において準用する新施行規則第十三条の十一第一項の規定の適用については、同項中「年度の翌年度」とあるのは「年度（令和七年四月一日以降の期間に限る。）の翌年度」とする。

法規的告示

○内閣府　文部科学省告示第二号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件の一部を改正する告示

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府文部科学省厚生労働省告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第三　職員資格 ［一～五　略］ 六　一、二及び四により置かなければならない保育士の資格を有する者については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 附　則 8　次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。	第三　職員資格 ［一～五　同上］ ［加える。］ 附　則 8　次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。 ［項を加える。］

第三の六	第三の一により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］

９　第三の六及び附則第七項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第三の六ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件の一部改正）

第二条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和六年内閣府文部科学省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） ２　子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、この告示による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第二の一の規定（満三歳以上満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この告示による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第二の一の規定（満三歳以上満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この告示の適用の日以後においても、なおその効力を有する。 ３　子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新基準第二の一の規定（満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この告示による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第二の一の規定（満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この告示の適用の日以後においても、なおその効力を有する。	**附　則** （経過措置） ２　子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この告示による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第二の一の規定は、適用しない。この場合において、この告示による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第二の一の規定は、この告示の適用の日以後においても、なおその効力を有する。 ３　前項の場合を除き、この告示の適用の日から起算して一年を超えない期間内において、新基準第二の一の規定による基準（満三歳以上満四歳未満の子ども及び満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）を参酌して定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項及び第三項に規定する都道府県又は指定都市等（同条第一項に規定する指定都市等をいう。）の条例が制定施行されるまでの間は、新基準第二の一の規定による基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなす。
備考　表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（適用期日）

１　この告示は、令和八年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、公布の日から適用する。

（経過措置）

２　この告示の適用の日から起算して一年を超えない期間内において、第一条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（以下この項において「新基準」という。）第三の六並びに附則第八項（同項の表第三の六の項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第九項の規定による基準を参酌して定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項及び第三項に規定する都道府県又は指定都市等（同条第一項に規定する指定都市等をいう。）の条例が制定施行されるまでの間は、新基準第三の六並びに附則第八項及び第九項の規定による基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなす。

その他告示

○農林水産省告示第三百八十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千二百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）で、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くろまぐろ（小型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

4,218.0トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	146.7
青森県	351.0
岩手県	113.0
宮城県	63.5
秋田県	57.0
山形県	24.2
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	108.6
東京都	16.5
神奈川県	65.2
新潟県	126.0
富山県	144.6
石川県	131.9
福井県	51.9
静岡県	60.5
愛知県	1.0

改正前

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くろまぐろ（小型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

4,218.0トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	146.7
青森県	351.0
岩手県	113.0
宮城県	63.5
秋田県	57.0
山形県	24.2
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	108.6
東京都	16.5
神奈川県	65.2
新潟県	128.0
富山県	144.6
石川県	128.7
福井県	51.9
静岡県	60.5
愛知県	1.0

三重県	65.8
京都府	68.6
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	60.8
鳥取県	11.1
島根県	137.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	132.6
徳島県	48.2
香川県	2.9
愛媛県	24.5
高知県	105.6
福岡県	17.6
佐賀県	16.1
長崎県	930.7
熊本県	39.0
大分県	14.9
宮崎県	25.5
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	708.9
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.9

三重県	65.8
京都府	66.4
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	60.8
鳥取県	19.9
島根県	137.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	130.4
徳島県	48.2
香川県	2.9
愛媛県	24.5
高知県	105.6
福岡県	17.6
佐賀県	12.9
長崎県	930.7
熊本県	39.0
大分県	14.9
宮崎県	25.5
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	708.9
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.9

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,142.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	583.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	87.3
秋田県	55.1
山形県	53.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	161.7
富山県	35.8
石川県	84.5
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	58.1
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	62.5

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,142.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	583.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	87.3
秋田県	55.1
山形県	53.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	159.7
富山県	35.8
石川県	84.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	56.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0

鳥取県	11.7
島根県	48.3
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	127.5
徳島県	7.0
香川県	0.1
愛媛県	11.1
高知県	47.0
福岡県	54.0
佐賀県	21.6
長崎県	407.2
熊本県	6.4
大分県	32.1
宮崎県	71.9
鹿児島県	35.9
沖縄県	270.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,037.5
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

鳥取県	19.2
島根県	48.3
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	126.0
徳島県	7.0
香川県	0.1
愛媛県	11.1
高知県	47.0
福岡県	54.0
佐賀県	22.6
長崎県	407.2
熊本県	6.4
大分県	32.1
宮崎県	70.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	270.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,037.5
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

○防衛省告示第六十七号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、三沢飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を次のとおり指定し、並びに同飛行場に係る第一種区域、第二種区域（同法附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を含む。第四号において同じ。）及び第三種区域（防衛施設周辺の生活周辺の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）附則第三項の規定により第三種区域とみなされた区域を含む。第四号において同じ。）の指定を次のとおり解除することとしたので、同令第十九条の規定により、告示する。ただし、これらの区域の指定及び指定の解除については、令和九年十月一日から適用する。

令和八年三月十六日

防衛大臣　小泉進次郎

一　第一種区域として指定する区域

イ　次に示す区域

三沢市五川目一丁目、五川目二丁目、五川目三丁目、五川目四丁目、大津三丁目、大津四丁目、岡三沢一丁目、岡三沢二丁目、岡三沢三丁目、岡三沢四丁目、岡三沢五丁目、岡三沢六丁目、岡三沢七丁目、岡三沢八丁目、幸町一丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、桜町一丁目、淋代一丁目、淋代二丁目、鹿中三丁目、鹿中四丁目、下久保一丁目、下久保二丁目、下久保三丁目、中央町一丁目、中央町二丁目、花園町一丁目、東岡三沢一丁目、東岡三沢二丁目、東岡三沢三丁目、平畑一丁目、平畑二丁目、堀口一丁目、堀口二丁目、堀口三丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、南山二丁目、美野原一丁目、四川目一丁目、四川目二丁目、四川目三丁目、四川目四丁目、四川目五丁目、四川目六丁目、大字大浦字淋代及び字母衣平出生並びに大字三沢字後久保、字大津、字小山田、字上野、字上屋敷、字北山、字下夕沢、字下野、字下堀、字水筒、字中平、字平畑、字南山、字向平、字山ノ神、字山ノ下及び字横沢

青森県上北郡東北町大字大浦字家ノ裏、字家ノ前、字井尻、字一本松、字榎谷地、字蛯沢、字上砂土路、字川内橋場、字川内、字上川内、字蟹沢、字上屋敷、字柏木下、字淋代、字下モ平、字下砂土路、字助十郎崎、字舘野、字立野、字中久根下、字沼端、字菱崎、字東堤尻、字寒水、字寒水頭、字母衣平出生、字明堂向及び字向山、大字上野字新堤向、字天ケ森及び字山添、上北北一丁目、上北南一丁目、上北南二丁目、上北南三丁目、上北南四丁目、旭北一丁目、旭北二丁目、旭北三丁目、旭南一丁目、旭南二丁目、旭南三丁目並びに旭南四丁目

ロ　次に示す区域のうち東北防衛局及び三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第一種区域として示す部分

十和田市大字大沢田字姥懐ノ上、字大開、字小下内及び字早坂

三沢市桜町二丁目、桜町三丁目、淋代四丁目、鹿中一丁目、鹿中二丁目、港町二丁目、港町三丁目、南山一丁目、美野原二丁目、大字犬落瀬字古間木並びに大字三沢字淋代平、字下久保、字園沢、字猫又、字浜通及び字堀口

青森県上北郡七戸町字川口

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字金沢、字内山及び字中屋敷、金矢一丁目並びに金矢三丁目

青森県上北郡東北町大字大浦字大長根、字大沢、字観音沢、字唐虫沢、字境ノ沢、字外久根、字鶴沢向、字中久根、字中津、字東道ノ上、字道ノ下、字南平、字山ノ外及び字小川原湖、大字上野字揚地ノ下、字上野、字大長根、字北谷地、字軍事屋敷、字久保、字小長根、字下田、字堤向及び字南谷地、上北北二丁目、上北北三丁目、旭北四丁目並びに字蓼内久保、字寺沢川端、字長久保及び字間手場

二　第二種区域として指定する区域

イ　次に示す区域

三沢市岡三沢五丁目、岡三沢六丁目、四川目三丁目、四川目四丁目並びに大字三沢字北山、字下堀及び字向平

青森県上北郡東北町大字大浦字淋代、字寒水及び字向山

ロ　次に示す区域のうち東北防衛局及び三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第二種区域として示す部分

三沢市五川目二丁目、岡三沢八丁目、東岡三沢一丁目、四川目一丁目、四川目二丁目、四川目五丁目、四川目六丁目、大字大浦字母衣平出生並びに大字三沢字後久保、字小山田、字上野、字上屋敷、字淋代平、字下夕沢、字下野、字水筒、字猫又、字浜通、字平畑、字山ノ下及び字横沢

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字内山

青森県上北郡東北町大字大浦字助十郎崎、字中久根下及び字母衣平出生

三　第三種区域として指定する区域

次に示す区域のうち東北防衛局及び三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第三種区域として示す部分

三沢市岡三沢五丁目、岡三沢六丁目、四川目四丁目、大字大浦字母衣平出生並びに大字三沢字小山田、字上野、字北山、字下夕沢、字下野、字猫又、字平畑、字向平及び字横沢

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字内山

青森県上北郡東北町大字大浦字淋代及び字助十郎崎

四　第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除する区域

昭和五十四年防衛施設庁告示第十九号（三沢飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件）、昭和五十六年防衛施設庁告示第二十五号（三沢飛行場に係る第一種区域を指定した件）、昭和五十八年防衛施設庁告示第十九号（三沢飛行場に係る第一種区域を指定した件）、昭和六十三年防衛施設庁告示第十五号（三沢飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件）、平成七年防衛施設庁告示第九号（三沢飛行場に係る第二種区域及び第三種区域を指定した件）及び平成十一年防衛施設庁告示第五号（三沢飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件）において第一種区域、第二種区域及び第三種区域として指定した旨を告示した区域

備考　右に掲げる区域は、令和八年三月十六日における行政区画によって表示されたものとする。

官庁報告

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

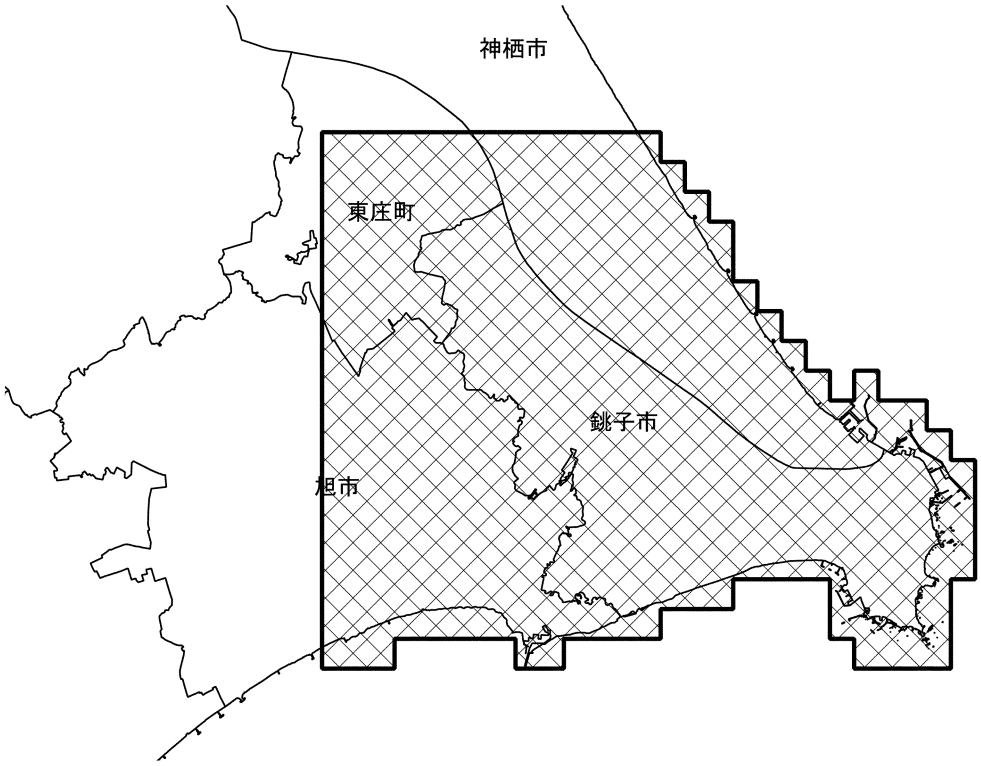
令和８年３月16日

国土交通大臣　金子　恭之

区域	種類	地上画素寸法	実施時期	整理番号	地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	20cm	令和７年	ＣＫＴ―2024―24	銚子	デジタル	95枚	
〃	12cm	〃	ＣＫＴ―2025―９	神子元島	〃	21枚	
〃	〃	〃	ＣＳＩ―2025―２	西条	〃	129枚	
〃	〃	〃	ＣＫＵ―2025―８	大築島	〃	27枚	

備考　空中写真の刊行日　令和８年３月17日

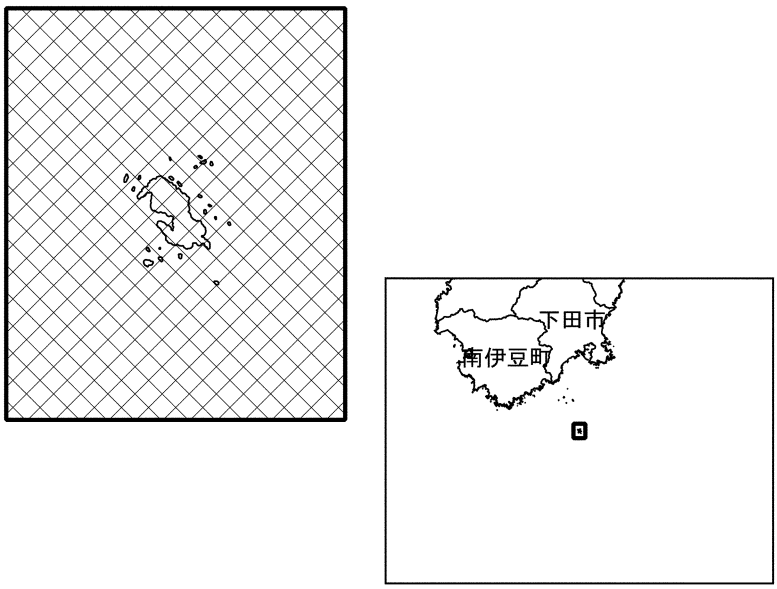
銚子地区



0　10　20 km

備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

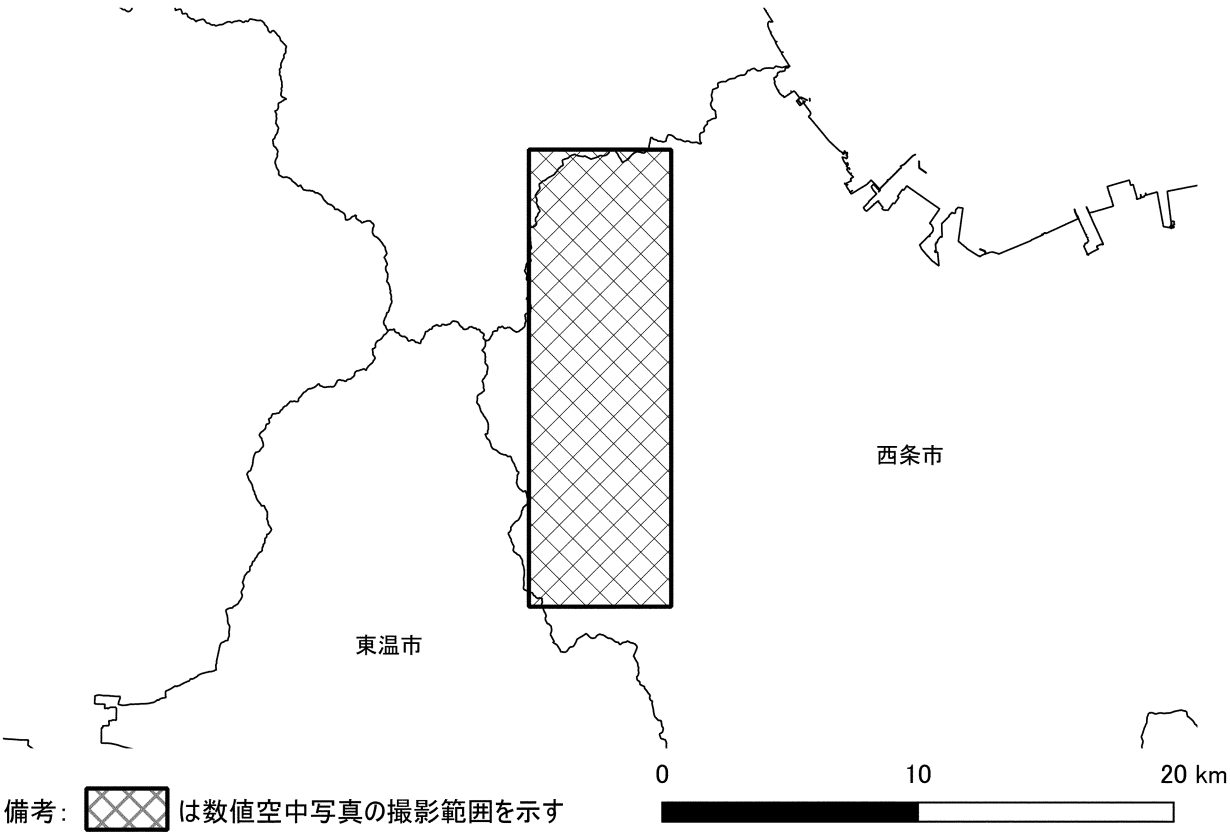
神子元島地区



0　1　2 km

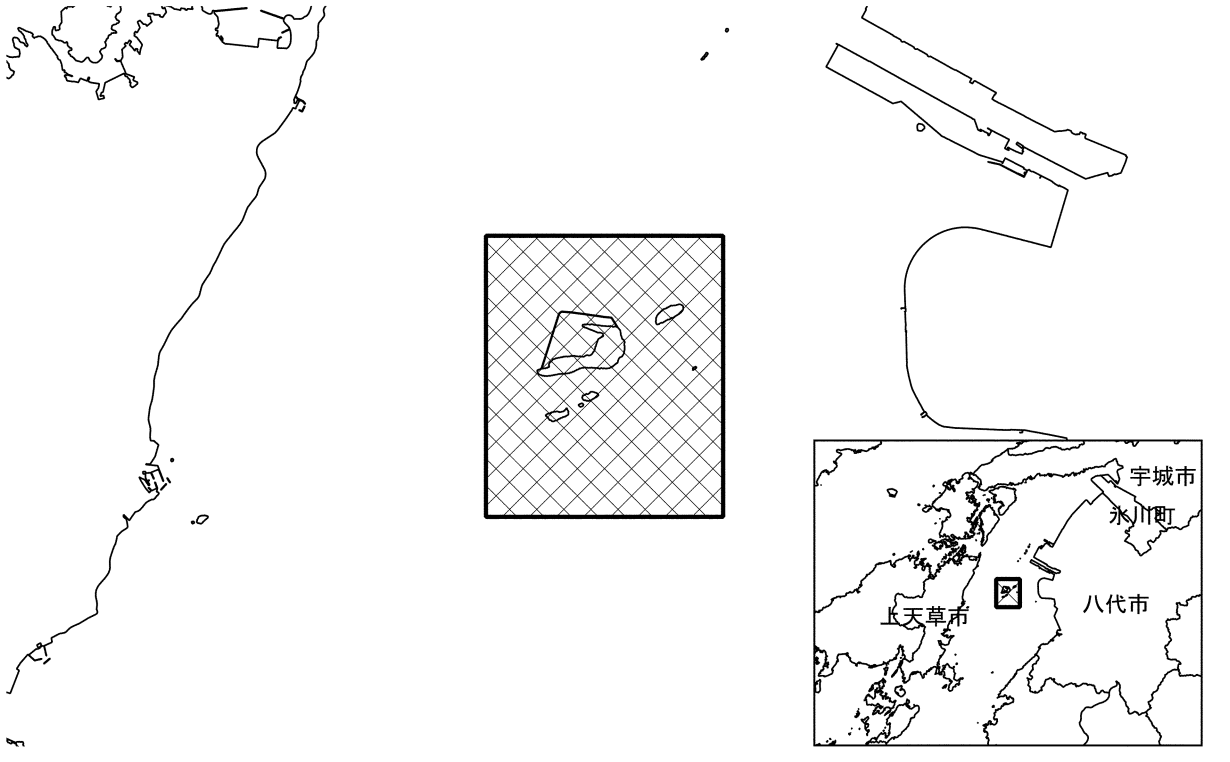
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

西条地区



備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

大築島地区



備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

諸事項

公告

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第６号

令和８年３月22日に執行する大阪都市計画事業大阪駅北大深西地区土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった宅地の所有者が選挙する委員の候補者の数及び宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者の数が、それぞれから選挙すべき委員の数をいずれもこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。

令和８年３月16日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　高原　　功

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

令和８年３月16日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

１．［２］⑴②ヤのうち、㈠を削り、同㈡イ）を㈠とし、同㈡ロ）を㈡とする。

１．［２］⑵④イのうち、「第178号」の下に「。以下「祝日法」という。」を加える。

１．［２］⑵⑥イのうち、「休日」の下に「（ただし、ハに掲げる日を除く。）」を加え、「、１月２日及び１月３日（ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第１条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、令和７年４月26日から令和７年５月６日、令和７年７月19日から令和７年７月21日、令和７年８月９日から令和７年８月17日、令和７年９月13日から令和７年９月23日、令和７年10月11日から令和７年10月13日、令和７年11月１日から令和７年11月３日、令和７年11月22日から令和７年11月24日、令和７年12月27日から令和８年１月12日、令和８年２月21日から令和８年２月23日及び令和８年３月20日から令和８年３月22日までの間を除く。）」を削り、同ロの次に次のとおり加える。

ハ　適用除外日

次に掲げる日には、本割引を適用しない。

㈠　交通混雑期の交通の分散を目的として、次に掲げる休日を含む西日本高速道路株式会社が別に定める日

イ）３日以上連続する休日

ロ）12月29日から翌年１月３日までの間の休日

ハ）祝日法第２条に定める昭和の日からこどもの日までの間の休日

ニ）祝日法第２条に定める山の日から８月15日までの間の休日

ホ）祝日法第２条に定める敬老の日

㈡　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第１条第16号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、西日本高速道路株式会社が別に定める日

１．［２］⑵⑯イのうち、「、武雄佐世保道路又は佐世保道路」を「又は武雄佐世保道路」に改める。

１．［２］⑵⑱イのうち、「第15号」を「第16号」に改める。

１．［２］⑵⑲ロのうち、「は令和７年３月22日までに限る」を「を除く」に改める。

別添３のうち、

「

	広　島
広島東	6.4

」を

「

		広　島
	高陽スマート	3.5
広島東	2.9	6.4

」に、

「阿波スマート」を「阿波市場スマート」に、

「

	福　岡
古　賀	10.6

」を

「

		福　岡
	新　宮スマート	7.6
古　賀	3.0	10.6

」に改める。

別添８のうち、

「令和７年３月22日まで

		佐世保大塔
	佐世保みなと	7.8
佐世保中央	—	7.8

令和７年３月23日以降

			佐世保大塔	
		佐世保みなと	4.9	
	佐世保中央	—	7.8	
相浦中里	5.0	—	12.8	
佐々	4.1	9.1	—	16.9

」を

「

				佐世保大塔
			佐世保みなと	4.9
		佐世保中央	—	7.8
	相浦中里	5.0	—	12.8
佐々	4.1	9.1	—	16.9

」に改める。

３．［１］⑵の次に次のとおり加える。

⑶　休日割引における適用除外日

１．［２］⑵⑥ハ㈠における「西日本高速道路株式会社が別に定める日」は、令和７年４月26日から令和７年５月６日、令和７年７月19日から令和７年７月21日、令和７年８月９日から令和７年８月17日、令和７年９月13日から令和７年９月23日、令和７年10月11日から令和７年10月13日、令和７年11月１日から令和７年11月３日、令和７年11月22日から令和７年11月24日、令和７年12月27日から令和８年１月12日、令和８年２月21日から令和８年２月23日及び令和８年３月20日から令和８年３月22日までの間の休日とする。

３．［５］に掲げる表に次のとおり加える。

中国縦貫自動車道 宝塚インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 ひょうご東条インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 加西インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
九州縦貫自動車道鹿児島線 横川インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
九州縦貫自動車道宮崎線 小林インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
九州横断自動車道長崎大分線 嬉野インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
東九州自動車道 豊前インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
東九州自動車道 津久見インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
八代日奈久道路 八代南インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月17日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 山崎インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月18日から料金の徴収期間が満了する日まで
油小路線 上鳥羽インターチェンジの入口	令和８年３月18日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 美作インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
山陽自動車道吹田山口線 加古川北インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
山陽自動車道吹田山口線 赤穂インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
山陽自動車道吹田山口線 鴨方インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
山陽自動車道吹田山口線 熊毛インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
山陽自動車道宇部下関線 埴生インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
関西国際空港線 上之郷インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
広島岩国道路 大野インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月24日から料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道松原那智勝浦線 阪南インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月25日から料金の徴収期間が満了する日まで
近畿自動車道松原那智勝浦線 海南東インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月25日から料金の徴収期間が満了する日まで
京滋バイパス 宇治西インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月25日から料金の徴収期間が満了する日まで
湯浅御坊道路 川辺インターチェンジの入口及び出口	令和８年３月26日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 北房インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 東城インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 高田インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国縦貫自動車道 六日市インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から料金の徴収期間が満了する日まで
中国横断自動車道岡山米子線 溝口インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から料金の徴収期間が満了する日まで
四国横断自動車道阿南四万十線 津田寒川インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から料金の徴収期間が満了する日まで
四国横断自動車道阿南四万十線 大豊インターチェンジの入口及び出口	令和８年４月８日から料金の徴収期間が満了する日まで

管理有料高速道路「関門トンネル」の料金の額及び徴収期間の変更公告

日本道路公団が公告した管理有料高速道路「関門トンネル」の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

令和８年３月16日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

２⑴のうち、「次表」を「次の①から③に掲げる表」に、

「

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
97.088	142.858	194.175	238.096	380.953	20.000

」を

「①　令和８年５月31日まで

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
97.088	142.858	194.175	238.096	380.953	20.000

②　令和８年６月１日から西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
145.455	209.091	272.728	336.364	545.455	20.000

③　西日本高速道路株式会社が別に定める日以降

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
190.910	272.728	354.546	445.455	718.182	27.273

」

に改める。

２⑵①ロの次に次のとおり加える。

ハ　適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

２⑵②イを次のとおり改める。

イ　割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は西日本高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の㈠又は㈡の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

㈠　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

㈡　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

また、上記㈠又は㈡の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、西日本高速道路株式会社が別に定めるものについては、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

㈱　上記において、「ＥＴＣシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年８月２日建設省令第38号。以下「省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ＥＴＣクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「６会社」という。）が公告したＥＴＣシステム利用規程第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードを、「ＥＴＣパーソナルカード」は６会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードをいう。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

北海道北見市末広町一六九番地六

有限会社ほっこう

清算人　小路　利浩

解散公告

当社は、令和八年二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

札幌市東区東苗穂十四条三丁目二三番二号

株式会社ナカヤマ

代表清算人　中山　朋美

解散公告

当社は、令和八年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

北海道紋別郡滝上町字サクルー原野基線七番地

株式会社栄スーパー

代表清算人　井上三喜男

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

北海道函館市青柳町二四番一八号

綜合通信株式会社

代表清算人　紺谷　留美

解散公告

当社は、令和八年二月十七日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

札幌市手稲区新発寒五条三丁目二番二二号

株式会社武藤建業

代表清算人　武藤　吉昭

解散公告

当組合は、令和八年二月七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

岩手県久慈市川崎町五番一〇号

協同組合久慈市民市場

代表清算人　水上　静雄

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

岩手県下閉伊郡岩泉町浅内字下栗畑六二番地一

有限会社小泉土木

清算人　小泉　久義

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

宮城県塩竈市芦畔町一〇番二八号

株式会社丸松製麺

代表清算人　松本　智明

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

山形県寒河江市仲谷地二丁目五番地の三

渡辺塗料産業株式会社

代表清算人　渡邉　茂

解散公告

当社は、令和八年三月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

福島県南会津郡南会津町田島字田部原四四番地三

有限会社室井産業

清算人　室井　義光

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

埼玉県秩父市寺尾三一四八番地六

株式会社大宙エレクトロニクス

代表清算人　中川　武征

解散公告

当社は、令和八年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷七番地二

ＰＵＲＰＲＩＳＥ株式会社

代表清算人　小池　純輝

解散公告

当社は、令和八年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

埼玉県さいたま市見沼区堀崎町七三一番地三

株式会社井上興業

代表清算人　井上　哲

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年二月二十四日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

埼玉県熊谷市上之一八五二番地二グリーン石橋

株式会社ケーエムアイ

代表清算人　亀井慎太郎

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の総社員の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

埼玉県所沢市松葉町一―五新所沢ビルＢ一Ｆ

ＴＮ合同会社

代表清算人　松宮　康平

解散公告

当社は、令和八年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

埼玉県加須市東栄二丁目一二番一六号

ＥＮＯＳＨＩＮ株式会社

代表清算人　榎本　晴一

解散公告

当社は、令和八年三月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

千葉県八街市泉台二丁目一番地八

リワーディング株式会社

代表清算人　副島　祐樹

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

千葉県木更津市笹子三四四番地

有限会社ミワ興業

代表清算人　原田　謙

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

千葉県松戸市小金上総町二一番地の三〇

株式会社本橋建装

代表清算人　本橋　功一

解散公告

当社は、令和八年三月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都台東区上野六丁目七番一六号五〇四

君清合同会社

清算人　聶　明

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都千代田区九段南一丁目五番六号りそな九段ビル五Ｆ　ＫＳフロア

Milchstra Wind Ensemble合同珎社

清算人　畠山　幸雪

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都千代田区飯田橋二丁目一番五号Ｓ－ＧｌａｎｚＫＵＤＡＮＢＬＤ．四階

株式会社ニッキー

代表清算人　岡田　高志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都千代田区飯田橋二丁目一番五号Ｓ－ＧｌａｎｚＫＵＤＡＮＢＬＤ．四階

株式会社ダブルアール

代表清算人　岡田　高志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都千代田区飯田橋二丁目一番五号Ｓ－ＧｌａｎｚＫＵＤＡＮＢＬＤ．四階

ｓａｉ株式会社

代表清算人　岡田　高志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

リデン株式会社

清算人　髙木　啓暁

解散公告

当社は、令和七年十二月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都板橋区弥生町六八－一一ＫＤＸレジデンス中板橋八〇二

ＭＣＣ　Ｄｒｅａｍ　Ｗｏｒｌｄ合同会社

代表清算人　リュウイー

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

秋田由利本荘オフショアウィンド１合同会社

清算人　三菱商事洋上風力株式会社

職務執行者　小川　道彦

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

秋田能代・三種・男鹿オフショアウィンド１合同会社

清算人　三菱商事洋上風力株式会社

職務執行者　小川　道彦

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

千葉銚子オフショアウィンド１合同会社

清算人　三菱商事洋上風力株式会社

職務執行者　小川　道彦

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都中央区銀座三丁目三番一四号啓徳ビル五階

株式会社ＥＮＢＣ

代表清算人　竹岡　正博

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都日野市平山六丁目九番地の八

株式会社神野商事

代表清算人　平山　美惠

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都新宿区西新宿八丁目一三番一一号Ｎビル

株式会社リュウール

代表清算人　神　奈々絵

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都港区赤坂二丁目一七番五九号

サンコンサルティング株式会社

代表清算人　池田　雅彦

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都渋谷区代々木二丁目三四番八号フロレスタ代々木一〇二

合同会社クラディスク

清算人　関口　明里

解散公告

当社は、令和八年三月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

合同会社ＬＩＦＴ２

清算人　いちご株式会社

職務執行者　和田　樹

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都港区南青山七丁目四番二号アトリウム青山三〇一号

株式会社ＢＡＭＢＯＯ　ＬＡＢ　ＪＡＰＡＮ

代表清算人　岡崎　聡樹

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

ＣＬＧジャパン合同会社

清算人　クリスティーナ・オリゾンド・コロコ

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

山佐ＣＣＡ３一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

山佐ＣＣＡ５リース株式会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

山佐ＣＣＡ６リース株式会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

黒岩レジデンシャル合同会社３

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

神奈川県横浜市旭区中白根二丁目九番四号

ＩＰリエゾンセイバ有限会社

清算人　近藤　康夫

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

横浜市鶴見区市場下町六番一九号

株式会社ＳＩＮＥＩ

代表清算人　金岡　英治

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

神奈川県伊勢原市板戸四六六番地

株式会社安藤建設工業

代表清算人　安藤　一広

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

横浜市都筑区中川七丁目一七番一号

有限会社ハヤカワ

清算人　早川　勝子

解散公告

当社は、この度、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

横浜市西区平沼一丁目八番九―三〇四号

ＥＪパートナーズ合同会社

清算人　池田　淳子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

神奈川県小田原市国府津五丁目一番一六号

株式会社カンジャヤー

代表清算人　長渕　靖

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
横浜市港北区高田西五丁目一二番二号
株式会社リントヴルム
代表清算人　平田　直樹

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
富山市大泉東町二丁目一四番二三号（ＭＯＫＵＢＡＢＬＤＧ二Ｆ）
株式会社エンチャントメントプロダクション
代表清算人　冨山　翔多

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
石川県金沢市彦三町一丁目七番八号
有限会社博永商会
清算人　寺田　匡

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
石川県金沢市三社町一一番三〇号三一〇号
株式会社ＮＡＴＵＲＥ
代表清算人　中川　進也

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
山梨県甲府市住吉一丁目一五番六号
有限会社アーバンハウジング
清算人　根津幸次郎

解散公告

当社は、令和八年一月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
岐阜県各務原市那加芦原町二丁目四七番地六
ＬＧＣ合同会社
清算人　永田　創

解散公告

当法人は、令和八年二月十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
岐阜県山県市青波字火焚口九一〇番地の一
特定非営利活動法人臭いの問題を解決する・よい子の会
清算人　川島　彪男

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
愛知県一宮市泉二丁目二二番九―一二〇一号エスポア一宮Ⅱ
合同会社トリニティコーポレーション
代表清算人　野々部剛司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
愛知県知多郡武豊町字鹿ノ子田一丁目一五〇番地
株式会社おさかな工房
代表清算人　鶴崎　雄二

解散公告

当社は令和八年二月二十三日総社員の同意により解散しました。当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
愛知県豊橋市松葉町二丁目六五クドウビル２―Ｂ
合同会社ライフクリエイト
清算人　伊藤　享祐

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
愛知県豊田市配津町石橋四一番地一
株式会社Ｌｉｖｏｎｅ
代表清算人　中村　孝二

解散公告

当法人は、令和八年二月十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
三重県津市芸濃町林一三一八番地
一般社団法人生活文化センターねこのて
清算人　林　佳司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
京都市中京区室町通六角下る鯉山町五三〇番地
株式会社ゑび鈴
代表清算人　鈴木　泰仁

解散公告

当社は、令和八年二月二日総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
京都府南丹市園部町若森高橋四―一
３Ｄｐｏｃｋｅｔ株式会社
代表清算人　岩永　翔伍

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
大阪府大阪市北区浮田一丁目三番一九号エステムコート梅田・天神橋Ⅳステーションフロント一〇〇一号室
合同会社クリエイトアルファ
清算人　髙山　隆文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年三月十六日
大阪市福島区玉川一丁目一四〇番地一六リベールグラン中之島テラス九〇三
ＲＨＩＮＯ株式会社
代表清算人　孫　琛

解散公告

当社は、令和八年二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪府泉佐野市市場西一丁目一五番一号
株式会社かけはし
代表清算人　山田由紀子

解散公告

当社は、令和八年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市福島区吉野四丁目一〇―一二―三〇三
株式会社Ｌｕｎｅ　Ｂｌｅｕｅ
代表清算人　渡邉麻衣子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号リベラルオリエンテ中野二〇五Ａ
順勘株式会社
代表清算人　コウ・ジョイジュンイン

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号ＩｍａｚａｔｏＴｏｗｅｒ二〇九Ｂ
維楽多株式会社
代表清算人　王　日清

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市中央区松屋町九番二〇号ローレルス
テート松屋町一一〇七Ａ
尊諾株式会社
代表清算人　安　鍾徳

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花博公館四一二Ａ
建一株式会社
代表清算人　孫　建軍

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花博公館六〇九Ａ
橙川株式会社
代表清算人　杜　沐遥

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市中央区松屋町九番二〇号ローレルス
テート松屋町一〇〇五Ａ
和音株式会社
代表清算人　趙　晶超

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東成区深江北三丁目四番二一号エクラ深江橋八〇八Ａ
新曼株式会社
代表清算人　楊　幀寓

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号リベラルオリエンテ中野四〇二Ａ
宇軒株式会社
代表清算人　曹　偉

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪府泉佐野市市場西一丁目一五番一号
株式会社かけはし
代表清算人　山田由紀子

解散公告

当社は、令和八年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市福島区吉野四丁目一〇―一二―三〇三
株式会社Ｌｕｎｅ　Ｂｌｅｕｅ
代表清算人　渡邉麻衣子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号リベラルオリエンテ中野二〇五Ａ
順勘株式会社
代表清算人　コウ・ジョイジュンイン

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号ＩｍａｚａｔｏＴｏｗｅｒ二〇九Ｂ
維楽多株式会社
代表清算人　王　日清

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市中央区松屋町九番二〇号ローレルス
テート松屋町一一〇七Ａ
尊諾株式会社
代表清算人　安　鍾徳

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花博公館四一二Ａ
建一株式会社
代表清算人　孫　建軍

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花博公館六〇九Ａ
橙川株式会社
代表清算人　杜　沐遥

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市中央区松屋町九番二〇号ローレルス
テート松屋町一〇〇五Ａ
和音株式会社
代表清算人　趙　晶超

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東成区深江北三丁目四番二一号エクラ深江橋八〇八Ａ
新曼株式会社
代表清算人　楊　幀寓

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号リベラルオリエンテ中野四〇二Ａ
宇軒株式会社
代表清算人　曹　偉

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東成区深江北三丁目四番二一号エクラ深江橋二一二Ｂ
ハクウイチ株式会社
代表清算人　王　暁燁

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号ＩｍａｚａｔｏＴｏｗｅｒ五〇七Ａ
宇田電子株式会社
代表清算人　胡　春雨

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市大正区三軒家西三丁目四番一六号
中山ビル二〇七Ａ
生命水晶株式会社
代表清算人　鄔　亦波

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号ＩｍａｚａｔｏＴｏｗｅｒ三一一Ｃ
松基株式会社
代表清算人　彭　建華

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号リベラルオリエンテ中野五〇一Ｂ

和盛株式会社

代表清算人　楊　維涛

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花博公館三〇一Ｂ

瀾悦株式会社

代表清算人　華　暁莉

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花博公館五〇三Ｂ

知本株式会社

代表清算人　夏　建福

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号リベラルオリエンテ中野三一一Ａ

君盛株式会社

代表清算人　沈　麗君

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号Ｉｍａｚａｔｏ Ｔｏｗｅｒ五〇四Ｃ

半夏株式会社

代表清算人　于　飛

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市中央区松屋町九番二〇号ローレルステート松屋町一一〇一Ａ

美思株式会社

代表清算人　王　涛

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号Ｉｍａｚａｔｏ Ｔｏｗｅｒ四〇六Ａ

恒遠株式会社

代表清算人　甄　軍

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪府八尾市跡部本町一丁目三番四号

株式会社ライス

代表清算人　飯田　寛光

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市中央区心斎橋筋一丁目二番二二号

日宝サニーサイドプレイスビル三階一号

クリニック株式会社

代表清算人　角田　啓介

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪府箕面市如意谷三丁目七―Ａ―四〇一

風の旅所株式会社

代表清算人　繆　斯杰

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市西区新町二丁目一六番一七―九〇四号

廣瀬産業株式会社

代表清算人　広瀬　充宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市東住吉区湯里五丁目一六番地五号二Ｆ―Ｂ

盛煌株式会社

代表清算人　閆　小芳

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪市港区市岡元町二丁目一一番二二―一〇一号

株式会社稲毛工務店

代表清算人　稲毛　孝至

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

大阪府堺市北区南花田町四二八番地二

フソー製缶株式会社

代表清算人　髙橋　真哉

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

兵庫県宝塚市上佐曽利字森ノ谷一九番地

特定非営利活動法人宝塚の杜芸術倶楽部

代表清算人　二葉　滋

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

兵庫県西宮市川東町九番五号

株式会社エムアイケアラーズ

代表清算人　今里　勝

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

奈良県御所市六五七番地

有限会社**吉**田紙器産業

清算人　**吉**田　輝代

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年二月二十八日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

島根県出雲市斐川町沖洲一六二〇番地

クロスロード株式会社

代表清算人　玉木　暢

解散公告

当社は、令和八年二月二十一日開催の株主総会の決議により令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

岡山県津山市加茂町塔中二三番地一

株式会社山本プロパン

代表清算人　田中　康信

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

岡山県倉敷市水島海岸通二丁目一番一〇号

株式会社高砂商会

代表清算人　仁科慎太郎

解散公告

当法人は、令和八年二月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

広島県呉市汐見町二番九号

一般社団法人西講楽苑墓地

代表清算人　平田　修

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

広島市西区草津新町一丁目二〇―五七―五〇六　有限会社キャットービー・サービス

清算人　猫本　英昭

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

山口県下関市吉見新町一丁目二番一四号

合同会社ナミノリ

清算人　前田　武士

解散公告

当社は、令和八年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

福岡市博多区博多駅南四丁目八番二五号

株式会社福岡玉屋

代表清算人　**片**多　広幸

解散公告

当社は、令和八年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

福岡市博多区博多駅南四丁目八番二五号

株式会社玉屋装工

代表清算人　**片**多　広幸

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

北九州市八幡東区枝光本町六番一〇号

有限会社寿ビル

清算人　糸井　敏行

解散公告

当社は、令和八年三月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

長崎県諫早市多良見町中里三〇二番地

日向合同会社

代表清算人　田中久美子

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

長崎県大村市溝陸町八九四番地一二

特定非営利活動法人ビリーブ

清算人　上野左千子

解散公告

当社は、令和八年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

長崎県諫早市久山町二〇一四番地七二

三恵綜合企画株式会社

代表清算人　木村　隆二

解散公告

当社は令和八年二月二十八日に解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。なお、右期間内に申出がない時は清算から除斥します。

令和八年三月十六日

宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門九八六番地

合同会社楽々来ららら

清算人　中田　真二

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

沖縄県沖縄市池原四丁目二番一〇号

合同会社大清総業

代表清算人　大嶺　清吾

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都渋谷区代々木三丁目二二番七号新宿文化クイントビル二階

医療法人社団メディカル・プラス

清算人　神野　敬子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都台東区東上野三丁目三七番一三号
ＴＯＭビル光優管理組合法人
清算人　東儀　啓子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月十九日開催の社員総会の決議並びに広島県知事の認可により、令和八年二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

広島県三原市宮浦六丁目二番一号
医療法人社団明清会
清算人　山田　徹

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月二日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都北区西ケ原二丁目四四番七号
医療法人社団山之内医院
清算人　山之内由紀子

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

名古屋市南区戸部町三丁目一番地
医療法人芙蓉会
清算人　横瀬かおる

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月二十一日仙台地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

宮城県仙台市太白区向山二丁目八番一号
宗教法人世界友愛会教団
清算人　佐藤　律子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

千葉県我孫子市布佐八四五番地一ヒルサイドビル丹羽一階
医療法人社団親切堂成広医院
清算人　成廣　朗

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年二月十五日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

滋賀県近江八幡市竹町三二二番地
農事組合法人竹町農業生産組合
清算人　北川　誠次

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

京都市下京区室町通松原下る元両替町二五八番地蝶花ビル四階
医療法人社団仁瑛会
清算人　林　博之

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

熊本市西区島崎二丁目二番一三号
医療法人社団えとう小児科クリニック
清算人　江藤　仁治

第二十二期決算公告

令和七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	五二〇、二四九
固定資産	三七、七五二
合計	五五八、〇〇一

負債及び純資産の部

流動負債	三七二、九九九
固定負債	一一、二〇一
退職給付引当金	五、二〇一
役員退職慰労引当金	六、〇〇〇
株主資本	一七三、七九九
資本金	一〇〇、〇〇〇
利益剰余金	七三、七九九
利益準備金	二五、〇〇〇
その他利益剰余金	四八、七九九
（うち当期純利益）	（四八、七九九）
合計	五五八、〇〇一

令和八年三月十六日

東京都渋谷区宇田川町一九―五
株式会社ドリル
代表取締役　江成　修

第二十四期決算公告

令和七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

負債及び正味財産の部計	二〇九、七七一
負債の部計	六、七六七
正味財産の部計	二〇三、〇〇三
負債及び正味財産の部計	二〇九、七七一

令和八年三月十六日

石川県河北郡津幡町字太田ろ一二八番地
特定非営利活動法人おおにしやま
代表理事　杉本　秀康

第九期決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	七、二二九
固定資産	九七〇
資産の部計	八、一九九

負債及び正味財産の部　（単位・千円）

流動負債	一、三五二
固定負債	三、七八四
負債の部計	五、一三六
前期繰越正味財産	二、八六五
当期正味財産増減額	一九八
正味財産の部計	三、〇六三
負債及び正味財産の部計	八、一九九

令和七年五月二十日

京都府福知山市和久市町一七八番一
特定非営利活動法人えがおねっとワーク
代表理事　山口　啓市

配当公告

三重県鈴鹿市白子三丁目一番二一号
破産者　株式会社新美工務店

右の者に対する津地方裁判所令和六年（フ）第一三八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一八九、四九一、六二八円

一、配当することのできる金額
金一四、九〇七、〇二三円

令和八年三月十六日

三重県津市丸之内養正町四―一九之内三重ビル二階
破産管財人　室木　徹亮

2025年度（第64期）決算公告

2026年３月16日

東京都港区北青山一丁目２番３号

東海運輸株式会社

代表取締役　増田　浩文

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	285,116
	固定資産	94,845
	資産合計	**379,962**
負債及び純資産の部	流動負債	84,338
	固定負債	37,721
	株主資本	257,902
	資本金	39,600
	利益剰余金	218,302
	利益準備金	9,900
	その他利益剰余金	208,402
	（うち当期純利益）	(28,866)
	負債・純資産合計	**379,962**

第 22 期決算公告　令和８年３月16日
大阪市北区太融寺町５番15号
株式会社ＥＥ２１
代表取締役　吉田　智寿

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,138,321
	固定資産	198,810
	合計	1,337,131
負債及び純資産の部	流動負債	770,320
	固定負債	65,112
	株主資本	501,699
	資本金	18,100
	資本剰余金	1,900
	資本準備金	1,900
	利益剰余金	481,699
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	481,099
	（うち当期純損失）	(5,575)
	合計	1,337,131

第 25 期 決 算 公 告

令和８年３月16日

千葉県袖ヶ浦市中袖20番１号
荏原エリオットエネルギーホールディングス株式会社
代表取締役　宮木　貴延

EBARA ELLIOTT ENERGY

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	886	流動負債	71
固定資産	33,075	株主資本	33,890
		資本金	450
		資本剰余金	32,879
		資本準備金	30,501
		その他資本剰余金	2,378
		利益剰余金	560
		その他利益剰余金	560
		（うち当期純利益）	(9,991)
資産合計	**33,962**	**負債・純資産合計**	**33,962**

第 54 期 決 算 公 告

令和８年２月26日

千葉県市川市高谷新町６番地２

株式会社市川アストモスターミナル

代表取締役社長　片寄　智樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	72,706
	固定資産	6,680
	合計	79,386
負債及び純資産の部	流動負債	22,831
	固定負債	13,058
	株主資本	43,497
	資本金	10,000
	利益剰余金	33,497
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	30,997
	（うち当期純利益）	(2,959)
	合計	79,386

2025 年度決算公告　2026年３月16日

秋田県能代市扇田字扇渕１番２号

東海能代精工株式会社

代表取締役社長　田村　進

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	612,931
	固定資産	218,827
	資産合計	831,759
負債及び純資産の部	流動負債	156,871
	固定負債	27,257
	株主資本	647,630
	資本金	10,000
	資本剰余金	206,311
	利益剰余金	431,318
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	428,818
	（うち当期純利益）	(56,707)
	負債・純資産合計	831,759

第 67 期決算公告　令和７年11月27日

北海道網走郡大空町女満別本通３－１－25

株式会社ジャパンリムジンサービス

代表取締役　柿内　裕一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	228,551
	固定資産	47,211
	資産合計	275,762
負債及び純資産の部	流動負債	476,856
	固定負債	50,160
	株主資本	△251,253
	資本金	35,000
	資本剰余金	32,000
	資本準備金	32,000
	利益剰余金	△318,253
	その他利益剰余金	△318,253
	（うち当期純利益）	(53,126)
	負債・純資産合計	275,762

第６期決算公告

令和８年３月13日
東京都港区港南二丁目17番１号
株式会社電通総研ブライト
代表取締役社長　相澤　祐司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	68,231
	固定資産	56,872
	資産合計	125,104
負債及び純資産の部	流動負債	27,906
	固定負債	20,002
	株主資本	77,194
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	57,194
	その他利益剰余金	57,194
	（うち当期純利益）	(16,134)
	負債・純資産合計	125,104

第29期決算公告

令和８年１月27日
東京都新宿区西新宿８丁目14番24号
ベーヴェ・システック・ジャパン株式会社
代表取締役　新谷　栄

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,762,099
	固定資産	126,205
	資産合計	1,888,304
負債及び純資産の部	流動負債	716,908
	固定負債	182,821
	株主資本	988,576
	資本金	400,000
	利益剰余金	588,576
	利益準備金	100,000
	その他利益剰余金	488,576
	（うち当期純利益）	(139,538)
	負債・純資産合計	1,888,304

第16期決算公告

令和８年３月16日
東京都新宿区西新宿六丁目22番１号
新宿スクエアタワー
株式会社ＮＳＣテック
代表取締役社長　大住　英俊

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	225,321
	固定資産	14,423
	合計	239,744
負債及び純資産の部	流動負債	68,200
	（うち賞与引当金）	(20,602)
	株主資本	171,544
	資本金	10,000
	利益剰余金	161,544
	その他利益剰余金	161,544
	（うち当期純利益）	(42,555)
	合計	239,744

第27期決算公告

令和８年３月16日
東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
パンテオン地所株式会社
代表取締役　井上慶一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	521,725,701
	固定資産	1,703,937
	資産合計	523,429,638
負債及び純資産の部	流動負債	79,834,593
	株主資本	443,595,045
	資本金	100,000,000
	利益剰余金	343,595,045
	利益準備金	1,200,000
	その他利益剰余金	342,395,045
	（うち当期純損失）	(139,907,371)
	負債・純資産合計	523,429,638

第３期決算公告

令和８年２月17日
東京都台東区台東一丁目24番９号
ブライト秋葉原
リベルタ・インベストメント・パートナーズ株式会社
代表取締役　土井　保人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	62,570
	固定資産	1,650
	繰延資産	330
	資産合計	64,551
負債及び純資産の部	流動負債	1,314
	株主資本	63,236
	資本金	90,000
	利益剰余金	△26,763
	その他利益剰余金	△26,763
	（うち当期純損失）	(3,103)
	負債・純資産合計	64,551

第18期決算公告

令和８年３月16日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
株式会社クリューシステムズ
代表取締役　平山　勝彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	615,384
	固定資産	58,278
	合計	673,663
負債及び純資産の部	流動負債	327,678
	固定負債	201,321
	株主資本	144,664
	資本金	133,380
	資本剰余金	103,250
	資本準備金	103,250
	利益剰余金	△91,965
	その他利益剰余金	△91,965
	（うち当期純損失）	(34,231)
	合計	673,663

2025年度決算公告

2026年３月13日
神奈川県横浜市都筑区佐江戸町837番地
ＫＣ工業株式会社
取締役社長　城戸　啓祐

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,584
	固定資産	33,471
	資産合計	48,055
負債及び純資産の部	流動負債	4,802
	固定負債	210,917
	株主資本	△167,664
	資本金	5,000
	利益剰余金	△172,664
	その他利益剰余金	△172,664
	（うち当期純損失）	(13,160)
	負債・純資産合計	48,055

第138期決算公告

令和８年３月16日
東京都港区白金台五丁目17番２号
ヤマトプロテック株式会社
代表取締役　大幸　斉

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,596,060
	固定資産	13,053,873
	合計	30,649,933
負債及び純資産の部	流動負債	13,471,311
	固定負債	5,062,797
	株主資本	12,115,825
	資本金	99,000
	資本剰余金	2,427
	利益剰余金	12,014,398
	利益準備金	24,750
	その他利益剰余金	11,989,648
	（うち当期純利益）	(3,523,250)
	合計	30,649,933

第７期決算公告

令和８年３月16日
東京都渋谷区恵比寿南一丁目11番19号
株式会社パーソナルエステートラボ
代表取締役　小原　康二

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	68,321
	固定資産	15,776
	資産合計	84,098
負債及び純資産の部	流動負債	5,627
	負債合計	5,627
	株主資本	78,470
	資本金	50,000
	利益剰余金	28,470
	利益準備金	40
	その他利益剰余金	28,430
	（うち当期純利益）	(1,780)
	純資産合計	78,470
	負債・純資産合計	84,098

第20期決算公告

令和８年３月16日
名古屋市名東区高社一丁目86番地
株式会社アクトテック
代表取締役　本多　英雄

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	51,943
	資産合計	51,943
負債及び純資産の部	流動負債	50,077
	負債合計	50,077
	株主資本	1,866
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,133
	その他利益剰余金	△1,133
	（うち当期純損失）	(210)
	純資産合計	1,866
	負債・純資産合計	51,943

第34期決算公告

令和８年３月16日
川崎市中原区中丸子150番地
ティーオーケーエンジニアリング株式会社
取締役社長　本川　司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	683,146
	固定資産	19,981
	合計	703,127
負債及び純資産の部	流動負債	400,202
	株主資本	302,925
	資本金	30,000
	利益剰余金	272,925
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	265,425
	（うち当期純損失）	(15)
	合計	703,127

（備考）　記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第41期決算公告

令和８年３月16日
川崎市中原区中丸子150番地
オーカサービス株式会社
取締役社長　本間　裕一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	30,925
	合計	30,925
負債及び純資産の部	流動負債	4,539
	株主資本	26,386
	資本金	10,000
	利益剰余金	16,386
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	13,886
	（うち当期純利益）	(5,671)
	合計	30,925

（備考）　記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第39期決算公告　令和８年３月16日
沖縄県那覇市おもろまち四丁目７番８号
株式会社ピータイム
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,228,258
	固定資産	13,758,362
	繰延資産	2,227
	合計	15,988,848
負純資債及産のび部	流動負債	3,054,418
	（うち退職金引当金）	(214,092)
	（うち賞与引当金）	(43,720)
	固定負債	4,334,579
	株主資本	8,599,850
	資本金	45,000
	利益剰余金	8,554,850
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	8,553,950
	（うち当期純利益）	(70,894)
	合計	15,988,848

第２期決算公告
令和８年３月16日
福岡市博多区博多駅東二丁目８番25号
株式会社ＨＯＴＥＬ　ＳＴＵＤＩＯ
代表取締役　渡辺　誠
貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	182,135,979
	固定資産	4,508,395
	資産合計	186,644,374
負純資債及産のび部	流動負債	69,662,959
	株主資本	116,981,415
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	111,981,415
	その他利益剰余金	111,981,415
	（うち当期純利益）	(80,793,366)
	負債・純資産合計	186,644,374

第78期決算公告　令和８年３月16日
京都市中京区室町通四條北入
菊水鉾町581番地
大松株式会社
代表取締役社長　小澤　達也
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,906,911
	固定資産	14,696,664
	合計	19,603,576
負純資債及産のび部	流動負債	1,586,250
	固定負債	1,370,806
	株主資本	16,646,519
	資本金	98,000
	資本剰余金	22,000
	利益剰余金	16,526,519
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	16,496,519
	（うち当期純利益）	(22,040)
	合計	19,603,576

第12期決算公告
令和８年３月16日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
一般社団法人クレストホールディングス
代表理事　本郷　雅和
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	30,074,998
	固定資産	12,000,000
	合計	42,074,998
負純資債及産のび部	流動負債	6,083,160
	基金等	35,991,838
	基金	60,000,000
	利益剰余金	△24,008,162
	その他利益剰余金	△24,008,162
	合計	42,074,998

第21期決算公告
令和８年３月16日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
ＫＴ六本木キャピタル一般社団法人
代表理事　高山　知也
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	754,241
	固定資産	3,100,000
	合計	3,854,241
負純資債及産のび部	流動負債	70,000
	基金等	3,784,241
	基金	10,050,000
	利益剰余金	△6,265,759
	その他利益剰余金	△6,265,759
	合計	3,854,241

第53期決算公告
令和８年３月16日
沖縄県浦添市西原六丁目３番１号
株式会社コンパドール
貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	108,575
	固定資産	1,035,358
	合計	1,143,934
負純資債及産のび部	流動負債	38,703
	固定負債	732,455
	株主資本	372,775
	資本金	12,200
	利益剰余金	360,575
	その他利益剰余金	360,575
	（うち当期純損失）	(104,002)
	合計	1,143,934

第１期決算公告
令和８年２月17日
東京都中野区中央一丁目38番１号
住友中野坂上ビル４階
一般社団法人日本プロレスリング連盟
代表理事　髙木　規
貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	977,101
	合計	977,101
負純資債及産のび部	流動負債	1,863,300
	負債合計	1,863,300
	株主資本	△886,199
	利益剰余金	△886,199
	その他利益剰余金	△886,199
	純資産合計	△886,199
	合計	977,101

第７期決算公告
令和８年３月16日
東京都港区北青山一丁目２番３号
ともえ一般社団法人
代表理事　安田　幸一
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	44,721
	固定資産	250,000
	合計	294,721
負純資債及産のび部	流動負債	166,131
	基金等	128,590
	基金	1,084,100
	利益剰余金	△955,510
	その他利益剰余金	△955,510
	合計	294,721

第９期決算公告
令和８年３月16日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
一般社団法人ＷＮＩホールディングス
代表理事　本郷　雅和
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,578,319
	固定資産	4,000,000
	合計	6,578,319
負純資債及産のび部	流動負債	70,000
	基金等	6,508,319
	基金	8,373,000
	利益剰余金	△1,864,681
	その他利益剰余金	△1,864,681
	合計	6,578,319

第13期決算公告　令和８年３月13日
北海道北見市北７条東１丁目１番地１
北ガスフレアスト北見株式会社
代表取締役　高橋　憲司
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	148,456
	固定資産	8,240
	資産合計	156,696
負純資債及産のび部	流動負債	48,946
	賞与引当金	3,337
	その他	45,609
	負債合計	48,946
	株主資本	107,750
	資本金	10,000
	利益剰余金	97,750
	その他利益剰余金	97,750
	（うち当期純利益）	(35,911)
	純資産合計	107,750
	負債・純資産合計	156,696

第37期決算公告　令和８年３月16日
北海道苫小牧市沼ノ端２番地34
サンライナー株式会社
代表取締役専務　原　靖則
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,292
	固定資産	144,994
	資産合計	202,286
負純資債及産のび部	流動負債	135,378
	固定負債	30,030
	株主資本	36,878
	資本金	15,000
	利益剰余金	21,878
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	21,778
	（うち当期純利益）	(8,306)
	負債・純資産合計	202,286

第13期決算公告
令和８年３月16日
静岡県静岡市駿河区南町２番23号
一般社団法人新富士インター物流団地
代表理事　本郷　雅和
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	118,015
	固定資産	2,500,000
	合計	2,618,015
負純資債及産のび部	流動負債	181,000
	基金等	2,437,015
	基金	5,200,000
	利益剰余金	△2,762,985
	その他利益剰余金	△2,762,985
	合計	2,618,015

2025年12月期決算公告　2026年３月16日
埼玉県比企郡小川町青山218―１
三友ブレーキ株式会社
代表取締役社長　村上　泰嗣
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	152,273
	固定資産	4,099
	資産合計	156,373
負純資産及び部	流動負債	15,814
	固定負債	9,092
	負債合計	24,906
	株主資本	131,466
	資本金	10,000
	利益剰余金	121,466
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	118,966
	（うち当期純損失）	(27,694)
	純資産合計	131,466
	負債・純資産合計	156,373

決　算　公　告
令和８年３月16日
茨城県つくば市吾妻三丁目10番地13
株式会社Harvest　House
代表取締役　小貫　穫
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,717
	固定資産	1,182,448
	繰延資産	128
	合計	1,233,294
負純資産及び部	流動負債	172,191
	固定負債	1,033,368
	株主資本	27,734
	資本金	10,000
	利益剰余金	17,734
	その他利益剰余金	17,734
	（うち当期純利益）	(8,047)
	合計	1,233,294

決　算　公　告
令和８年３月16日
茨城県つくば市吾妻三丁目10番地13
株式会社Harvest　Holdings
代表取締役　小貫　穫
貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	137
	固定資産	480
	合計	618
負純資産及び部	流動負債	54
	固定負債	342
	株主資本	221
	資本金	10
	利益剰余金	211
	その他利益剰余金	211
	（うち当期純利益）	(52)
	合計	618

第15期決算公告　令和８年３月16日
東京都渋谷区渋谷二丁目７番５号
株式会社ココラブル
代表取締役　石毛　優樹
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	935,522
	固定資産	92,930
	合計	1,028,453
負純資産及び部	流動負債	483,900
	固定負債	78,548
	株主資本	466,005
	資本金	50,000
	資本剰余金	75,417
	資本準備金	12,000
	その他資本剰余金	63,417
	利益剰余金	340,587
	その他利益剰余金	340,587
	（うち当期純利益）	(52,139)
	合計	1,028,453

第59期決算公告　2026年３月16日
千葉県山武市松ケ谷口2687番地
立川機工株式会社
代表取締役　山岸　万人
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,329,757
	固定資産	1,331,637
	合計	3,661,395
負純資産及び部	流動負債	1,111,108
	固定負債	17,284
	株主資本	2,533,002
	資本金	300,000
	資本剰余金	133,186
	（資本準備金）	(133,186)
	利益剰余金	2,099,815
	（利益準備金）	(52,735)
	（その他利益剰余金）	(2,047,080)
	（うち当期純利益）	(211,365)
	合計	3,661,395

第10期決算公告
令和８年３月16日
埼玉県所沢市若狭３―2360―17
株式会社プラクロス
代表取締役　大島　　茂
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	113,917
	固定資産	51,441
	合計	165,358
負純資産及び部	流動負債	242,912
	固定負債	10,000
	株主資本	△87,553
	資本金	10,000
	利益剰余金	△97,553
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	△98,453
	（うち当期純損失）	(51,882)
	合計	165,358

第17期決算公告
令和７年12月29日
東京都港区虎ノ門一丁目23番１号
虎ノ門ヒルズ森タワー
ブロードキャスト・サテライト・ディズニー株式会社
代表取締役　小林　信一
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	240
	固定資産	18
	資産合計	258
負純資産及び部	流動負債	204
	株主資本	54
	資本金	10
	利益剰余金	44
	その他利益剰余金	44
	（うち当期純利益）	(12)
	負債・純資産合計	258

第41期決算公告
令和８年３月16日
東京都品川区西五反田７丁目１番１号
住重加速器サービス株式会社
代表取締役社長　盛田　琢造
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,499
	固定資産	278
	合計	3,777
負純資産及び部	流動負債	822
	固定負債	151
	株主資本	2,804
	資本金	30
	利益剰余金	2,774
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	2,767
	（うち当期純利益）	(402)
	合計	3,777

第10期決算公告
令和８年３月16日
東京都渋谷区渋谷二丁目７番５号
株式会社クロスコマース
代表取締役　石毛　優樹
貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,280
	合計	23,280
負純資産及び部	流動負債	14,443
	株主資本	8,836
	資本金	1,000
	利益剰余金	7,836
	その他利益剰余金	7,836
	（うち当期純損失）	(198)
	合計	23,280

第11期決算公告　令和８年２月27日
東京都豊島区東池袋一丁目24番１号
株式会社ミライアルリンク
代表取締役　米原　祥之
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	153,802
	固定資産	10,115
	資産合計	163,918
負純資産及び部	流動負債	54,458
	賞与引当金	24,447
	負債合計	54,458
	株主資本	109,460
	資本金	1,000
	利益剰余金	108,460
	その他利益剰余金	108,460
	（うち当期純利益）	(13,911)
	純資産合計	109,460
	負債・純資産合計	163,918

第５期決算公告　令和８年３月16日
東京都中央区日本橋二丁目11番２号
株式会社ＬＪフーズ
代表取締役　藤井　　誠
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,053,247
	固定資産	5,382
	合計	1,058,630
負純資産及び部	流動負債	908,469
	固定負債	676
	退職給付引当金	676
	株主資本	149,485
	資本金	55,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	49,485
	その他利益剰余金	49,485
	（うち当期純利益）	(14,020)
	合計	1,058,630

第44期決算公告　令和８年３月16日
東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
ＳＢＳゼンツウ株式会社
代表取締役　池田　伸之
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,717,670
	固定資産	3,787,239
	資産合計	9,504,910
負純資産及び部	流動負債	4,284,979
	固定負債	2,736,175
	株主資本	2,456,215
	資本金	83,450
	資本剰余金	46,230
	利益剰余金	2,326,535
	利益準備金	20,862
	その他利益剰余金	2,305,673
	（うち当期純利益）	(360,769)
	評価・換算差額等	27,539
	負債・純資産合計	9,504,910

第 35 期決算公告　2026年３月16日

東京都港区三田３丁目１番12号

タチカワサービス株式会社

代表取締役　堀尾　剛毅

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	34,780
	固定資産	5,969
	合計	40,750
負純資産及のび部	流動負債	9,349
	株主資本	31,400
	資本金	10,000
	利益剰余金	21,400
	利益準備金	15,299
	その他利益剰余金	6,101
	(うち当期純損失)	(127)
	合計	40,750

第 42 期決算公告　2026年３月16日

東京都渋谷区代々木二丁目16番４号

立川装備株式会社

代表取締役　金箱　聡

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,315,336
	固定資産	883,845
	合計	4,199,182
負純資産及のび部	流動負債	1,149,063
	固定負債	89,297
	株主資本	2,884,621
	資本金	300,000
	利益剰余金	2,584,621
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	2,509,621
	(うち当期純利益)	(515,511)
	評価・換算差額等	76,198
	合計	4,199,182

第 32 期決算公告　2026年３月16日

東京都港区三田３丁目１番12号

タチカワトレーディング株式会社

代表取締役　野間健太郎

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	622,082
	固定資産	276,239
	合計	898,321
負純資産及のび部	流動負債	75,347
	株主資本	822,974
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	622,974
	(利益準備金)	(34,354)
	(その他利益剰余金)	(588,620)
	(うち当期純利益)	(97,985)
	合計	898,321

第 38 期決算公告

2026年３月16日

新潟県五泉市今泉709番地１

立川布帛工業株式会社

代表取締役　今井　建夫

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	232,646
	固定資産	3,002
	合計	235,648
負純資産及のび部	流動負債	50,884
	固定負債	2,508
	株主資本	182,255
	資本金	70,000
	利益剰余金	112,255
	利益準備金	23,065
	その他利益剰余金	89,190
	(うち当期純損失)	(716)
	合計	235,648

第 17 期決算公告　令和８年２月18日

横浜市保土ヶ谷区東川島町９番地１

モアクレスト上星川411号

株式会社ＭＩＣ武田技術士事務所

代表取締役　武田　彰夫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,486
	資産合計	1,486
負純資産及のび部	流動負債	259
	固定負債	23,626
	株主資本	△22,399
	資本金	1,000
	利益剰余金	△23,399
	その他利益剰余金	△23,399
	(うち当期純損失)	(754)
	負債・純資産合計	1,486

第 14 期決算公告　令和８年３月16日

神奈川県厚木市岡津古久560番２号

株式会社ＮＭＫＶ

代表取締役　富田　達三

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,059,455
	固定資産	2,149
	資産合計	5,061,604
負純資産及のび部	流動負債	4,768,601
	負債合計	4,768,601
	株主資本	293,003
	資本金	10,000
	利益剰余金	283,003
	その他利益剰余金	283,003
	(うち当期純利益)	(20,748)
	純資産合計	293,003
	負債・純資産合計	5,061,604

第 18 期決算公告

令和８年３月16日

名古屋市中区栄二丁目13番７号

株式会社デコラス

代表取締役　小島　光晴

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,916
	資産合計	11,916
負純資産及のび部	流動負債	5,060
	株主資本	6,856
	資本金	9,000
	利益剰余金	△2,143
	その他利益剰余金	△2,143
	(うち当期純損失)	(11)
	負債・純資産合計	11,916

第 77 期決算公告

令和８年３月16日

名古屋市中区栄二丁目13番７号

株式会社センゾー

代表取締役　小島　光晴

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,951,613
	固定資産	1,690,519
	資産合計	3,642,132
負純資産及のび部	流動負債	483,014
	固定負債	28
	株主資本	3,159,090
	資本金	77,000
	利益剰余金	3,082,090
	利益準備金	17,940
	その他利益剰余金	3,064,150
	(うち当期純利益)	(168,480)
	負債・純資産合計	3,642,132

第 49 期決算公告　令和８年１月29日

静岡県富士市今泉3301番地の７

株式会社遠藤管工設備

代表取締役　吉田　千尋

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,678,067
	固定資産	57,683
	資産合計	1,735,750
負純資産及のび部	流動負債	650,947
	株主資本	1,084,803
	資本金	52,000
	利益剰余金	1,032,803
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	1,002,803
	(うち当期純利益)	(115,663)
	負債・純資産合計	1,735,750

第 84 期決算公告

令和８年３月16日

三重県鈴鹿市高岡町2470番地

株式会社荏原風力機械

代表取締役　宮先　敦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,704,968
	固定資産	2,041,091
	合計	6,746,059
負純資産及のび部	流動負債	4,478,153
	固定負債	1,101,927
	株主資本	1,165,979
	資本金	445,080
	資本剰余金	144,500
	資本準備金	144,500
	利益剰余金	576,399
	その他利益剰余金	576,399
	(うち当期純利益)	(62,635)
	合計	6,746,059

第 24 期決算公告　令和８年３月16日

名古屋市中村区椿町21番２号

株式会社未来ケアカレッジ

代表取締役　依田　雅

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	65,901
	固定資産	1,000
	合計	66,901
負純資産及のび部	流動負債	59,167
	固定負債	—
	株主資本	7,734
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△ 7,266
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△ 7,266
	(うち当期純利益)	(20)
	合計	66,901

第 57 期決算公告

令和８年３月16日

名古屋市中区大須四丁目10番20号

武田ビル株式会社

代表取締役　武田　智彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	342,335
	固定資産	1,017,840
	合計	1,360,175
負純資産及のび部	流動負債	208,289
	固定負債	601,626
	株主資本	550,260
	資本金	10,000
	利益剰余金	540,260
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	537,760
	(うち当期純利益)	(93,610)
	合計	1,360,175

第36期決算公告

令和８年３月16日
大阪市北区浪花町14番25号
株式会社エヌイーエス
取締役社長　深山　譲二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	532,634
	固定資産	228,782
	合計	761,416
負純資産及び部	流動負債	300,261
	受注損失引当金	148
	固定負債	151,852
	退職給付引当金	125,708
	株主資本	309,302
	資本金	10,000
	利益剰余金	299,302
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	296,802
	（うち当期純利益）	(39,161)
	合計	761,416

第34期決算公告

令和８年３月13日
大阪市北区太融寺町８番８号日進ビル８Ｆ
株式会社ジャッツ関西
代表取締役　三船　淳

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	467,311
	固定資産	74,727
	合計	542,038
負純資産及び部	流動負債	178,016
	固定負債	4,186
	株主資本	359,837
	資本金	30,000
	利益剰余金	329,837
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	322,337
	（うち当期純利益）	(59,228)
	合計	542,038

第35期決算公告

2026年３月16日
滋賀県愛知郡愛荘町東円堂923―１
滋賀立川布帛工業株式会社
代表取締役　吉富　丈博

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	135,816
	固定資産	3,956
	合計	139,772
負純資産及び部	流動負債	41,447
	固定負債	3,569
	株主資本	94,756
	資本金	30,000
	利益剰余金	64,756
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	57,256
	（うち当期純利益）	(1,616)
	合計	139,772

第20期決算公告

令和８年３月16日　　滋賀県長浜市室町109―１
株式会社エム・ジェイホーム
代表取締役　葛川　睦

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,819,978	流動負債	949,049
固定資産	630,218	（うち賞与引当金）	(18,134)
繰延資産	9,015	固定負債	1,293,195
		（うち退職給付引当金）	(4,308)
		株主資本	216,968
		資本金	66,000
		資本剰余金	5,000
		その他資本剰余金	5,000
		利益剰余金	145,968
		その他利益剰余金	145,968
		（うち当期純利益）	(64,890)
資産合計	2,459,212	負債・純資産合計	2,459,212

第102期決算公告

令和８年３月13日
岐阜県岐阜市城東通二丁目49番地の２
岐阜商事株式会社
代表取締役　大場　正敏

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,174,987	流動負債	1,195,668
固定資産	1,437,606	固定負債	207,415
有形固定資産	759,618	株主資本	1,938,044
投資その他の資産	677,988	資本金	20,000
		利益剰余金	1,918,044
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,913,044
		（うち当期純利益）	(145,505)
		評価・換算差額等	271,466
資産合計	3,612,594	負債・純資産合計	3,612,594

第13期決算公告

令和８年３月16日　　広島県府中市鵜飼町800番地２
リョービＭＨＩグラフィックテクノロジー株式会社
代表取締役社長　広川　勝士

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,212	流動負債	5,686
固定資産	1,220	賞与引当金	126
		固定負債	280
		退職給付引当金	25
		負債合計	5,966
		株主資本	13,465
		資本金	100
		資本剰余金	7,900
		資本準備金	7,900
		利益剰余金	5,465
		その他利益剰余金	5,465
		（うち当期純利益）	(751)
		純資産合計	13,465
資産合計	19,432	負債純資産合計	19,432

第59期決算公告

令和７年11月27日　大阪府大阪市北区梅田二丁目４番９号
株式会社ティーシーエイ
代表取締役　柿内　裕一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	550,669	流動負債	160,387
固定資産	55,189	賞与引当金	11,604
		固定負債	61,185
		退職給付引当金	2,124
		役員退職慰労引当金	6,000
		株主資本	384,285
		資本金	100,000
		資本剰余金	163,330
		資本準備金	163,330
		利益剰余金	120,955
		利益準備金	860
		その他利益剰余金	120,094
		（うち当期純利益）	(17,602)
資産合計	605,858	負債・純資産合計	605,858

第34期決算公告

令和８年１月30日　　東京都港区元赤坂一丁目２番７号
株式会社ＣＨＩＮＴＡＩ
代表取締役　奥田　倫也

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,909	流動負債	798
固定資産	2,095	固定負債	167
		株主資本	6,713
		資本金	100
		資本剰余金	3,635
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	3,535
		利益剰余金	2,978
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	2,970
		（うち当期純利益）	(752)
		評価・換算差額等	324
		有価証券評価差額金	324
資産合計	8,004	負債・純資産合計	8,004

第66期決算公告

令和８年２月20日　　埼玉県川越市菅原町20番地17
株式会社不二ビルサービス
代表取締役　森田　和浩

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	629	流動負債	463
固定資産	2,047	固定負債	62
繰延資産	0	負債合計	526
		株主資本	2,150
		資本金	70
		資本剰余金	60
		資本準備金	60
		利益剰余金	2,020
		利益準備金	18
		その他利益剰余金	2,003
		（うち当期純利益）	(91)
		純資産合計	2,150
資産合計	2,677	負債・純資産合計	2,677

第 46 期 決 算 公 告

令和８年３月16日　静岡県湖西市入出字長者1380
ヤマハマリーナ株式会社
代表取締役　鈴木　雅文

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,884,173	流動負債	1,188,097
固定資産	394,244	賞与引当金	32,473
		固定負債	181,940
		退職給付引当金	65,316
		株主資本	908,381
		資本金	73,700
		資本剰余金	176,703
		資本準備金	166,703
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	657,977
		利益準備金	3,219
		その他利益剰余金	654,758
		（うち当期純利益）	（256,549）
資産合計	2,278,418	負債・純資産合計	2,278,418

第 109 期 決 算 公 告

令和８年３月16日
新潟県上越市上源入153番地10
頸城運送倉庫株式会社
取締役社長　山田　知治

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	844,307	流動負債	973,089
固定資産	981,933	固定負債	499,295
有形固定資産	928,028	株主資本	353,856
無形固定資産	2,444	資本金	80,000
投資その他の資産	51,461	資本剰余金	5,855
		資本準備金	5,855
		利益剰余金	268,001
		利益準備金	25,200
		役員退職積立金	10,000
		その他利益剰余金	232,801
		（うち当期純損失）	（130,680）
資産合計	1,826,240	負債・純資産合計	1,826,240

第 38 期 決 算 公 告

令和８年３月15日
福岡県三井郡大刀洗町大字下高橋1479番地１
西日本スカイテック株式会社
代表取締役　吉山　博章

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	220,690	流動負債	179,175
固定資産	403,209	（うち賞与引当金）	（7,442）
		固定負債	25,236
		（うち退職給付引当金）	（25,236）
		株主資本	419,488
		資本金	15,000
		利益剰余金	404,488
		利益準備金	3,750
		その他利益剰余金	400,738
		（うち当期純利益）	（3,645）
合計	623,900	合計	623,900

第 39 期 決 算 公 告

令和８年３月16日　神戸市北区山田町小部字広苅18番地
株式会社西宮モコ
代表取締役　新井　稔史

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	159,199	流動負債	39,227
固定資産	1,332,323	固定負債	235,464
繰延資産	176	株主資本	1,217,007
		資本金	12,000
		資本剰余金	1,000
		資本準備金	1,000
		利益剰余金	1,204,007
		利益準備金	148
		その他利益剰余金	1,203,859
		（うち当期純利益）	（9,089）
合計	1,491,699	合計	1,491,699

第12期決算公告

令和８年３月16日
大阪府東大阪市若江西新町四丁目７番30号
株式会社リフォスタ
代表取締役社長　小島　賢二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	863,586
	固定資産	4,525
	合計	868,112
負債及び純資産の部	流動負債	630,508
	（うち賞与引当金）	（1,326）
	固定負債	155,070
	株主資本	82,533
	資本金	54,500
	資本剰余金	44,500
	資本準備金	44,500
	利益剰余金	△ 16,466
	その他利益剰余金	△ 16,466
	（うち当期純利益）	（7,191）
	合計	868,112

2025 年 12 月 期 決 算 公 告

2026年３月16日　東京都港区北青山一丁目２番３号
東海高熱工業株式会社
代表取締役社長　佐藤　明彦

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,573	流動負債	2,306
固定資産	7,922	固定負債	1,475
有形固定資産	4,485	株主資本	14,945
無形固定資産	83	資本金	1,400
投資その他の資産	3,353	資本剰余金	869
		（資本準備金）	（869）
		（その他資本剰余金）	（0）
		利益剰余金	12,676
		（利益準備金）	（289）
		（その他利益剰余金）	（12,386）
		評価・換算差額等	1,766
		その他有価証券評価差額金	1,766
資産合計	20,495	負債・純資産合計	20,495

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	9,360
売上原価	6,249
売上総利益	3,111
販売費及び一般管理費	1,449
営業利益	1,661
営業外収益	417
営業外費用	21
経常利益	2,057
税引前当期純利益	2,057
法人税、住民税及び事業税	528
法人税等調整額	26
当期純利益	1,501

第 33 期 決 算 公 告

令和８年３月13日
大阪府泉南市泉州空港南一番地
株式会社カディアック
代表取締役社長　松下　茂幸

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	704,735
	固定資産	135,002
	合計	839,737
負債及び純資産の部	流動負債	192,220
	固定負債	112,185
	株主資本	535,332
	資本金	80,000
	利益剰余金	455,332
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	435,332
	（うち当期純利益）	（149,047）
	合計	839,737

第 10 期 決 算 公 告

令和８年３月16日
東京都千代田区大手町一丁目１番１号
大手町パークビルディング
トロント・ドミニオン日本証券株式会社
代表取締役　マイケル・ジョセフ・パスキー

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,828,121	流動負債	468,263
固定資産	180,693	固定負債	40,077
		株主資本	1,500,474
		資本金	550,001
		資本剰余金	450,000
		資本準備金	450,000
		利益剰余金	500,473
		その他利益剰余金	500,473
資産合計	2,008,815	負債・純資産合計	2,008,815

損益計算書の要旨
（自　令和６年11月１日　至　令和７年10月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,954,981
純営業収益	1,954,981
販売費及び一般管理費	1,775,548
営業利益	179,433
営業外費用	4,033
経常利益	175,399
税引前当期純利益	175,399
法人税、住民税及び事業税	99,860
法人税等調整額	△57,697
当期純利益	133,236

第 43 期決算公告

令和８年３月16日
北海道紋別郡遠軽町大通北一丁目２番地73
株式会社エルム
代表取締役　渡邊　雅人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,012
	固定資産	93,852
	合計	104,864
負純資産の及び部	流動負債	45,040
	固定負債	10,157
	株主資本	49,666
	資本金	35,600
	利益剰余金	14,066
	（利益準備金）	(17,900)
	（その他利益剰余金）	(△3,833)
	（うち当期純利益）	(4,948)
	合計	104,864

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百六十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日

北海道紋別郡遠軽町大通北一丁目二番地七三　株式会社エルム
代表取締役　渡邊　雅人

第 32 期決算公告

令和８年３月16日
神戸市北区山田町小部広刈18番地
株式会社北神モコ
代表取締役　新井　稔史

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,643
	固定資産	95,175
	合計	113,819
負純資産の及び部	流動負債	6,418
	固定負債	1,500
	株主資本	105,900
	資本金	10,000
	利益剰余金	95,900
	利益準備金	80
	その他利益剰余金	95,820
	（うち当期純損失）	(30,330)
	合計	113,819

第 62 期決算公告

令和８年３月16日
北海道旭川市五条通十丁目2233番地の13
株式会社旭川国際ゴルフ場
代表取締役　荒井　保明

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	210,070
	固定資産	525,749
	資産合計	735,819
負純資産の及び部	流動負債	7,220
	固定負債	877,728
	（退職給付引当金）	(6,828)
	株主資本	△149,129
	資本金	207,000
	利益剰余金	△356,129
	その他利益剰余金	△356,129
	（うち当期純損失）	(1,394)
	負債・純資産合計	735,819

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日

北海道旭川市五条通十丁目二二三三番地の一三　株式会社旭川国際ゴルフ場
代表取締役　荒井　保明

第 49 期決算公告

令和８年２月17日
広島県呉市広白石一丁目１番６号
ミドリ安全呉株式会社
代表取締役社長　橋詰　　隆

貸借対照表の要旨
（令和７年11月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	161,107
	固定資産	1,463
	合計	162,571
負純資産の及び部	流動負債	128,370
	株主資本	34,201
	資本金	10,000
	利益剰余金	24,201
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	21,701
	（うち当期純利益）	(21,690)
	合計	162,571

第 62 期決算公告

令和８年３月16日
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目16番５号６階
株式会社トーキョー工務店
代表取締役　不破　鉄二

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,944,156
	固定資産	39,704
	資産合計	1,983,860
負純資産の及び部	流動負債	1,637,307
	固定負債	97,541
	株主資本	249,012
	資本金	70,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	139,012
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	138,412
	（うち当期純利益）	(24,408)
	負債・純資産合計	1,983,860

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五十四万三千五百円、資本準備金の額を九千三百四万三千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目一六番五号六階　株式会社トーキョー工務店
代表取締役　不破　鉄二

第４期決算公告

令和８年１月29日
沖縄県名護市大西１－３－１－２Ｆ
一般社団法人Ｄｒｅａｍ　Ｍａｅｓｔｒｏ
代表理事　島袋　　豪

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	646
	固定資産	61
	繰延資産	372
	資産合計	1,079
負純資産の及び部	流動負債	3,027
	負債合計	3,027
	基金	3,000
	利益剰余金	△4,948
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△4,948
	（うち当期純利益）	(6,914)
	純資産合計	△1,948
	負債・純資産合計	1,079

第 2 期決算公告

令和８年３月16日
東京都品川区北品川五丁目５番15号
株式会社ＳＹＳＬＥＡ
代表取締役　大橋　勇輔

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	61,828
	固定資産	29,698
	繰延資産	161
	合計	91,688
負純資産の及び部	流動負債	65,591
	固定負債	21,810
	株主資本	4,286
	資本金	6,250
	利益剰余金	△1,963
	その他利益剰余金	△1,963
	（うち当期純損失）	(1,555)
	合計	91,688

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千百二十五万千八百八十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日

東京都品川区北品川五丁目五番一五号　株式会社ＳＹＳＬＥＡ
代表取締役　大橋　勇輔

第 9 期決算公告

令和８年３月１日
愛知県一宮市大和町妙興寺2853番地
一般社団法人らんぶ社会福祉士事務所
代表理事　原　　芳博

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,960,510
	固定資産	0
	合計	23,960,510
負純資産の及び部	流動負債	4,530,223
	負債合計	4,530,223
	代替基金	1,550,000
	利益剰余金	17,880,287
	その他利益剰余金	17,880,287
	繰越利益剰余金	17,880,287
	純資産合計	19,430,287
	合計	23,960,510

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十五億二千六百四十五万二千八百五十五円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日

和歌山市和田一一五番地

株式会社めぐみ

代表取締役　丸山　芳則

第12期決算公告

令和８年３月16日

和歌山市和田115番地

株式会社めぐみ

代表取締役　丸山　芳則

貸借対照表の要旨（令和７年４月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,597
	固定資産	388,094
	合計	396,692
負債及び純資産の部	流動負債	2,699
	固定負債	291,208
	株主資本	102,784
	資本金	5,000
	利益剰余金	97,784
	その他利益剰余金	97,784
	（うち当期純利益）	(10,733)
	合計	396,692

第121期決算公告

令和８年３月13日

埼玉県行田市富士見町一丁目21番地１

株式会社 東京軽合金製作所

代表取締役社長　小川　幸宏

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,305
	固定資産	6,991
	有形固定資産	4,697
	無形固定資産	20
	投資その他の資産	2,274
	資産合計	20,296
負債及び純資産の部	流動負債	5,298
	賞与引当金	43
	その他	5,255
	固定負債	1,579
	退職給付引当金	903
	その他	676
	負債合計	6,878
	株主資本	11,189
	資本金	320
	資本剰余金	3
	資本準備金	3
	利益剰余金	10,866
	利益準備金	80
	その他利益剰余金	10,786
	（うち当期純損失）	(658)
	評価・換算差額等	2,228
	その他有価証券評価差額金	1,048
	土地再評価差額金	1,180
	純資産合計	13,418
	負債・純資産合計	20,296

第21期決算公告

令和８年３月16日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

尼崎４ロジスティック特定目的会社

取締役　関口　陽平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
特定資産	84,768		流動負債	61,502
有形固定資産	84,768		固定負債	1,656
特定資産合計	84,768		負債合計	63,158
その他の資産	30,147		社員資本	51,757
流動資産	30,124		特定資本金	100
固定資産	6		優先資本金	33,784
繰延資産	15		剰余金	17,872
			当期未処分利益	17,872
その他の資産合計	30,147		純資産合計	51,757
合計	114,916		合計	114,916

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和７年11月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	56,054
営業費用	36,728
営業利益	19,326
営業外収益	5
営業外費用	—
経常利益	19,332
税引前当期純利益	19,332
法人税、住民税及び事業税	3
当期純利益	19,328
前期繰越損失	1,456
当期未処分利益	17,872

2025年度決算公告

2026年３月16日

千葉県八千代市吉橋1095番地６

東海マテリアル株式会社

取締役社長　真先　隆史

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,109,949
	固定資産	106,760
	資産合計	1,216,710
負債及び純資産の部	流動負債	248,243
	賞与引当金	6,508
	その他	241,735
	固定負債	239,629
	退職給付引当金	160,360
	役員退職慰労引当金	5,383
	その他	73,885
	負債合計	487,872
	株主資本	728,837
	資本金	250,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	328,837
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	303,838
	（うち当期純損失）	(348,436)
	純資産合計	728,837
	負債・純資産合計	1,216,710

第25期決算公告

令和８年３月16日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

GLP Japan DH３特定目的会社

取締役　関口　陽平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
特定資産	6,318,850		流動負債	5,281
投資その他の資産	6,318,850		固定負債	500,000
特定資産合計	6,318,850		負債合計	505,281
その他の資産	2,889,038		社員資本	8,702,606
流動資産	2,380,104		特定資本金	51,099
固定資産	500,000		優先資本金	6,781,250
繰延資産	8,933		剰余金	1,870,256
			当期未処分利益	1,870,256
その他の資産合計	2,889,038		純資産合計	8,702,606
合計	9,207,888		合計	9,207,888

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和７年８月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,995,732
営業費用	124,969
営業利益	1,870,763
営業外収益	176
営業外費用	—
経常利益	1,870,939
税引前当期純利益	1,870,939
法人税、住民税及び事業税	682
当期純利益	1,870,256
前期繰越利益	—
当期未処分利益	1,870,256

第29期決算公告

令和８年３月16日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

JDP３Co―Invest特定目的会社

取締役　関口　陽平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
特定資産	2,396,050		流動負債	1,533
投資その他の資産	2,396,050		固定負債	500,000
特定資産合計	2,396,050		負債合計	501,533
その他の資産	1,441,171		社員資本	3,335,687
流動資産	933,507		特定資本金	50,000
固定資産	500,000		優先資本金	2,582,450
繰延資産	7,663		剰余金	703,237
			当期未処分利益	703,237
その他の資産合計	1,441,171		純資産合計	3,335,687
合計	3,837,221		合計	3,837,221

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和７年８月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	755,527
営業費用	51,803
営業利益	703,723
営業外収益	94
営業外費用	—
経常利益	703,818
税引前当期純利益	703,818
法人税、住民税及び事業税	580
当期純利益	703,237
前期繰越利益	0
当期未処分利益	703,237

第19期決算公告

令和８年３月16日
千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１ワールドビジネスガーデンマリブウエスト24階
株式会社ビーガル
代表取締役　河野　達

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	184,693
	固定資産	220,255
	合計	404,949
負債及び純資産の部	流動負債	484,440
	固定負債	1,230
	株主資本	△80,721
	資本金	15,000
	資本剰余金	3,782
	資本準備金	3,782
	利益剰余金	△99,503
	その他利益剰余金	△99,503
	（うち当期純損失）	(45,777)
	合計	404,949

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月十六日
千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一ワールドビジネスガーデンマリブウエスト二四階
株式会社ビーガル
代表取締役　河野　達

第51期決算公告

2026年２月27日
岩手県盛岡市津志田町一丁目５番25号
ブリヂストン工業用品岩手販売株式会社
代表取締役　髙橋　瑞彦

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	956,201
	固定資産	33,769
	合計	989,970
負債及び純資産の部	流動負債	264,244
	固定負債	47,363
	株主資本	678,363
	資本金	10,000
	利益剰余金	668,363
	その他利益剰余金	668,363
	（うち当期純利益）	(13,841)
	合計	989,970

第１期決算公告

令和８年３月16日
東京都千代田区神田三崎町二丁目21番６号
ネクストリード株式会社
代表取締役　小國　幸司

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	417,982
	固定資産	839,217
	合計	1,257,200
負債及び純資産の部	流動負債	40,547
	固定負債	738,304
	株主資本	478,348
	資本金	240,000
	資本剰余金	240,000
	資本準備金	240,000
	利益剰余金	△1,651
	その他利益剰余金	△1,651
	（うち当期純損失）	(1,651)
	合計	1,257,200

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日
東京都千代田区神田三崎町二丁目二一番六号
ネクストリード株式会社
代表取締役　小國　幸司

第７期決算公告

令和８年３月16日
東京都港区南青山３－８－40
青山センタービル２階
株式会社インペリアル
代表取締役　久保　宗大

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	35,040
	固定資産	307,823
	合計	342,863
負債及び純資産の部	流動負債	24,441
	固定負債	298,338
	株主資本	20,084
	資本金	5,000
	利益剰余金	15,084
	その他利益剰余金	15,084
	（うち当期純利益）	(15,408)
	合計	342,863

第５期決算公告

令和８年３月16日
大阪市中央区上町一丁目２番28―1701号
株式会社ＡＱＵＳＡＬＥ
代表取締役　水口　英憲

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,500
	固定資産	482
	資産合計	10,982
負債及び純資産の部	流動負債	8,722
	負債合計	8,722
	株主資本	2,260
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,260
	（うち当期純利益）	(851)
	純資産合計	2,260
	負債・純資産合計	10,982

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日
大阪市中央区上町一丁目二番二八―一七〇一号
（甲）株式会社ＡＱＵＳＡＬＥ
代表取締役　水口　英憲
大阪市中央区上町一丁目二番二八―一七〇一号
（乙）Ｓａｂｌｅ合同会社
代表社員　株式会社ＡＱＵＳＡＬＥ
職務執行者　水口　英憲

第４期決算公告

令和８年２月27日
長野県長野市三輪六丁目６番２号
株式会社ＥＡリサーチ
代表取締役　北條　敏彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,219
	固定資産	14,907
	有形固定資産	14,360
	投資その他の資産	546
	合計	36,126
負債及び純資産の部	流動負債	24,349
	固定負債	11,842
	株主資本	△65
	資本金	2,500
	利益剰余金	△2,565
	その他利益剰余金	△2,565
	（うち当期純利益）	(521)
	合計	36,126

第30期決算公告

令和８年３月16日　　大阪市中央区今橋二丁目５番８号
アーク不動産株式会社
代表取締役　後藤雄一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	61,736	流動負債	17,269
固定資産	30,772	（うち賞与引当金）	(76)
		固定負債	49,515
		（うち債務保証損失引当金）	(3,298)
		株主資本	25,722
		資本金	90
		利益剰余金	25,632
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	25,610
		（うち当期純利益）	(1,936)
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
資産合計	92,507	負債・純資産合計	92,507

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の流動資産及び固定資産部門の一部、株式会社の保証債務に関する権利義務を承継し乙はその全ての事業に関する事業以外の権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年三月十六日
大阪市中央区今橋二丁目五番八号
（甲）ＡＲＫ不動産株式会社
代表取締役　後藤雄一郎
大阪市中央区今橋二丁目五番八号
（乙）アーク不動産株式会社
代表取締役　後藤雄一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日

千葉県旭市ニの五九四一番地
（甲）総武供給センター株式会社
代表取締役　鈴木　克子

千葉県旭市ニの五九四〇番地
（乙）総武産業株式会社
代表取締役　鈴木　克子

第72期決算公告　令和８年３月16日

千葉県旭市ニの5940番地
総武産業株式会社
代表取締役　鈴木　克子

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	761,744
	固定資産	643,554
	繰延資産	1,873
	資産合計	1,407,171
負純資債及産のび部	流動負債	17,814
	固定負債	21,318
	その他の引当金	21,318
	株主資本	1,368,039
	資本金	10,000
	資本剰余金	208,000
	利益剰余金	1,150,039
	その他利益剰余金	1,150,039
	（うち当期純利益）	(14,878)
	負債・純資産合計	1,407,171

第46期決算公告

令和８年３月16日

千葉県旭市ニの5941番地
総武供給センター株式会社
代表取締役　鈴木　克子

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	381,727
	固定資産	691,560
	資産合計	1,073,288
負純資債及産のび部	流動負債	64,325
	固定負債	62,022
	株主資本	946,939
	資本金	10,000
	利益剰余金	936,939
	その他利益剰余金	936,939
	（うち当期純利益）	(37,108)
	負債・純資産合計	1,073,288

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日

横浜市都筑区早渕一丁目二二番三二号
（甲）泰樹株式会社
代表取締役　長澤　充

神奈川県横浜市都筑区早渕一丁目二二番三二号
（乙）株式会社ＴＤＳ
代表取締役　今井　英樹

第10期決算公告

令和８年３月16日

神奈川県横浜市都筑区早渕一丁目22番32号
株式会社ＴＤＳ
代表取締役　今井　英樹

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	90,796
	固定資産	869
	合計	91,665
負純資債及産のび部	流動負債	33,724
	株主資本	57,941
	資本金	3,000
	利益剰余金	54,941
	その他利益剰余金	54,941
	（うち当期純利益）	(12,900)
	合計	91,665

第35期決算公告

令和８年３月16日

横浜市都筑区早渕一丁目22番32号
泰樹株式会社
代表取締役　長澤　　充

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	716,324
	固定資産	362,715
	繰延資産	543
	合計	1,079,582
負純資債及産のび部	流動負債	476,195
	固定負債	12,500
	株主資本	590,886
	資本金	10,000
	利益剰余金	580,886
	その他利益剰余金	580,886
	（うち当期純利益）	(120,805)
	合計	1,079,582

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日

横浜市都筑区早渕一丁目二二番三二号
（甲）泰樹株式会社
代表取締役　長澤　充

神奈川県横浜市都筑区早渕一丁目二二番三二号
（乙）株式会社ＴＤＳ
代表取締役　今井　英樹

第15期決算公告

令和８年３月16日

横浜市都筑区茅ケ崎南二丁目23番14号
アイデック株式会社
代表取締役　高山　裕司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	453,832
	固定資産	1,153
	合計	454,985
負純資債及産のび部	流動負債	381,030
	固定負債	1,328
	株主資本	72,626
	資本金	10,000
	利益剰余金	62,626
	その他利益剰余金	62,626
	（うち当期純利益）	(27,982)
	合計	454,985

第30期決算公告

令和８年３月16日

横浜市都筑区茅ケ崎南二丁目23番14号
デックス株式会社
代表取締役　柴田　祐一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,398,528
	固定資産	1,522,328
	合計	12,920,857
負純資債及産のび部	流動負債	10,155,578
	固定負債	1,273,066
	株主資本	1,492,212
	資本金	90,000
	利益剰余金	1,402,212
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	1,379,712
	（うち当期純利益）	(245,232)
	合計	12,920,857

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日

横浜市都筑区茅ケ崎南二丁目二三番一四号
（甲）デックス株式会社
代表取締役　柴田　祐一

横浜市都筑区茅ケ崎南二丁目二三番一四号
（乙）アイデック株式会社
代表取締役　高山　裕司

第5期決算公告　令和８年３月16日

滋賀県彦根市高宮町142番地１
馬場ビル３階
株式会社ＦＭＩ九州
代表取締役　奥野　浩司

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	746
	合計	746
負純資債及産のび部	流動負債	81,890
	固定負債	3,915,713
	株主資本	△3,996,857
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△4,996,857
	その他利益剰余金	△4,996,857
	（うち当期純損失）	(258,328)
	合計	746

第10期決算公告　令和８年３月16日

滋賀県守山市赤野井町1038番地
株式会社
フルマネジメントイノベーション
代表取締役　奥野　浩司

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,568
	固定資産	65,978
	合計	109,547
負純資債及産のび部	流動負債	35,326
	固定負債	58,064
	株主資本	16,156
	資本金	1,000
	利益剰余金	15,156
	その他利益剰余金	15,156
	（うち当期純利益）	(33,049)
	合計	109,547

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月十六日

滋賀県守山市赤野井町一〇三八番地
（甲）株式会社フルマネジメントイノベーション
代表取締役　奥野　浩司

滋賀県彦根市高宮町一四二番地一馬場ビル三階
（乙）株式会社ＦＭＩ九州
代表取締役　奥野　浩司

第 11 期 決 算 公 告

令和８年３月16日
東京都千代田区神田神保町一丁目11番地
さくら綜合事務所内
ALJ RESIDENTIAL RE１特定目的会社
取締役　安藤　隆夫

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
その他の資産	13,727	流動負債	891
流動資産	13,727	**負債合計**	**891**
		社員資本	12,835
		特定資本金	0
		優先資本金	8,908
		剰余金	3,926
		当期未処分利益	3,926
		純資産合計	**12,835**
資産合計	**13,727**	**負債・純資産合計**	**13,727**

損益計算書の要旨
（自　令和６年12月１日　至　令和７年11月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	26,153
営業費用	22,228
営業利益	3,924
営業外収益	3
経常利益	3,927
税引前当期純利益	3,927
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	3,926

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十六億二千万円減少し、八千八百七十二万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日
東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地
さくら綜合事務所内
ALJ RESIDENTIAL RE1特定目的会社
取締役　安藤　隆夫

第６期決算公告

令和８年３月16日
東京都江戸川区東葛西８―38―３
株式会社バトンタッチ
代表取締役　井上　淳矢

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	20,195
	固定資産	15,814
	資産合計	**36,010**
負債及び純資産の部	流動負債	15,584
	固定負債	14,472
	負債合計	**30,057**
	株主資本	5,953
	資本金	9,990
	利益剰余金	△ 4,036
	その他利益剰余金	△ 4,036
	（うち当期純損失）	(2,689)
	純資産合計	**5,953**
	負債・純資産合計	**36,010**

第19期決算公告

令和８年３月16日
東京都新宿区新宿六丁目29―11
新宿イーストクロスタワー９階
株式会社ブルースモービル
代表取締役　井上　淳矢

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	227,859
	固定資産	32,951
	資産合計	**260,810**
負債及び純資産の部	流動負債	123,167
	固定負債	107,566
	負債合計	**230,733**
	株主資本	30,077
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,077
	その他利益剰余金	20,077
	（うち当期純利益）	(8,766)
	純資産合計	**30,077**
	負債・純資産合計	**260,810**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日
東京都新宿区新宿六丁目二九―一一
新宿イーストクロスタワー九階
（甲）株式会社ブルースモービル
代表取締役　井上　淳矢
東京都江戸川区東葛西八―三八―三
（乙）株式会社バトンタッチ
代表取締役　井上　淳矢

第 5 期 決 算 公 告

令和８年３月16日　　石川県金沢市新神田五丁目５番地
アセットファイナンス白山特定目的会社
取締役　中尾　篤史

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
特定資産		21,153	流動負債	19,732
その他の資産		699	固定負債	289
流動資産		676	**負債合計**	**20,021**
固定資産		23	社員資本	1,830
	投資その他の資産	23	特定資本金	0
			優先資本金	1,700
			剰余金	130
			当期未処分利益	130
			純資産合計	**1,830**
資産合計		**21,852**	**負債・純資産合計**	**21,852**

損益計算書の要旨
（自　令和６年12月１日　至　令和７年11月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,502
営業費用	1,331
営業利益	170
営業外収益	1
営業外費用	39
経常利益	132
税引前当期純利益	132
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	130

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少し十六億円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日
石川県金沢市新神田五丁目五番地
アセットファイナンス白山特定目的会社
取締役　中尾　篤史

第 38 期 決 算 公 告

令和８年３月16日
兵庫県たつの市龍野町堂本６番地の１
株式会社ダイワビジネス
代表取締役　長船　哲三

貸借対照表の要旨
（令和７年11月20日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,985
	固定資産	14,853
	合計	**26,838**
負債及び純資産の部	流動負債	40,689
	株主資本	△13,851
	資本金	20,000
	利益剰余金	△33,851
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△34,051
	（うち当期純利益）	(249)
	合計	**26,838**

第 40 期 決 算 公 告

令和８年３月16日
大阪市中央区今橋三丁目２番20号
北浜シーエス株式会社
代表取締役　長船　修明

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	173,518
	固定資産	9,608
	合計	**183,126**
負債及び純資産の部	流動負債	86,950
	株主資本	96,176
	資本金	10,000
	利益剰余金	86,176
	利益準備金	144
	その他利益剰余金	86,032
	（うち当期純利益）	(35,374)
	合計	**183,126**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。

令和八年三月十六日
大阪市中央区今橋三丁目二番二〇号
（甲）北浜シーエス株式会社
代表取締役　長船　修明
兵庫県たつの市龍野町堂本六番地の一
（乙）株式会社ダイワビジネス
代表取締役　長船　哲三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日

愛媛県松山市衣山五丁目一五六八番地三七

（甲）株式会社セルフ工企

代表取締役　俊成　隆之

愛媛県松山市衣山五丁目一五六八番地三七

（乙）株式会社エヒメインテリア

商事

代表取締役　俊成美知子

第39期決算公告

令和８年３月16日

愛媛県松山市衣山五丁目1568番地37

株式会社セルフ工企

代表取締役　俊成　隆之

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,552
	固定資産	49,153
	合計	51,706
負純資産債及のび部	流動負債	53,710
	固定負債	632
	株主資本	△2,636
	資本金	10,000
	利益剰余金	△12,636
	その他利益剰余金	△12,636
	（うち当期純損失）	(7,020)
	合計	51,706

第50期決算公告

令和８年３月16日

愛媛県松山市衣山五丁目1568番地37

株式会社エヒメインテリア商事

代表取締役　俊成美知子

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	58
	固定資産	34,719
	合計	34,777
負純資産債及のび部	流動負債	597
	固定負債	38,926
	株主資本	△4,746
	資本金	10,000
	利益剰余金	△14,746
	その他利益剰余金	△14,746
	（うち当期純損失）	(891)
	合計	34,777

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日

福岡市博多区堅粕四丁目二七番一〇一〇一号

（甲）リコピンガス株式会社

代表取締役　富永　英二

鹿児島市上荒田町一四番二四号

（乙）リコピンガス鹿児島株式会社

代表取締役　富永　英二

第20期決算公告

令和８年３月16日

福岡市博多区堅粕四丁目27番10―101号

リコピンガス株式会社

代表取締役　富永　英二

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	72,915
	固定資産	370,296
	合計	443,212
負純資産債及のび部	流動負債	44,808
	固定負債	206,782
	株主資本	191,621
	資本金	10,000
	利益剰余金	181,621
	その他利益剰余金	181,621
	（うち当期純損失）	(16,108)
	合計	443,212

第６期決算公告

令和８年３月16日

鹿児島市上荒田町14番24号

リコピンガス鹿児島株式会社

代表取締役　富永　英二

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,294
	固定資産	6,305
	繰延資産	359
	合計	13,960
負純資産債及のび部	流動負債	28,402
	固定負債	14,500
	株主資本	△28,942
	資本金	10,000
	利益剰余金	△38,942
	その他利益剰余金	△38,942
	（うち当期純損失）	(7,520)
	合計	13,960

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日

福岡県大野城市瓦田三丁目七番三号

（甲）株式会社那珂興業

代表取締役　古賀　任

福岡県春日市春日七丁目一番地

（乙）株式会社ワークサポート

代表取締役　橋本　浩志

第８期決算公告

令和８年３月16日

福岡県大野城市瓦田三丁目７番３号

株式会社那珂興業

代表取締役　古賀　任

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	159,362,407
	固定資産	19,451,902
	合計	178,814,309
負純資産債及のび部	流動負債	20,798,733
	株主資本	158,015,576
	資本金	1,050,000
	利益剰余金	156,965,576
	利益準備金	262,500
	その他利益剰余金	156,703,076
	（うち当期純損失）	(33,514,371)
	合計	178,814,309

第３期決算公告

令和８年３月16日

福岡県春日市春日七丁目１番地

株式会社ワークサポート

代表取締役　橋本　浩志

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	91,753,934
	固定資産	21,423,566
	合計	113,177,500
負純資産債及のび部	流動負債	20,545,123
	固定負債	70,000,000
	株主資本	22,632,377
	資本金	2,000,000
	利益剰余金	20,632,377
	その他利益剰余金	20,632,377
	（うち当期純損失）	(433,261)
	合計	113,177,500

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日

福岡県大牟田市大字田隈字牟田田八四番地の一

（甲）中九州自動車販売株式会社

代表取締役　塚本　将勝

福岡県大牟田市大字田隈八四四番地一

（乙）株式会社オーナーズ

代表取締役　塚本　将勝

第56期決算公告　令和８年３月16日

福岡県大牟田市大字田隈字牟田田844番地の１

中九州自動車販売株式会社

代表取締役　塚本　将勝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	36,590,091
	固定資産	15,168,854
	合計	51,758,945
負純資産債及のび部	流動負債	8,745,101
	固定負債	2,004,000
	株主資本	41,009,844
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	31,009,844
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	28,509,844
	（うち当期純損失）	(1,900,859)
	合計	51,758,945

第３期決算公告　令和８年３月16日

福岡県大牟田市大字田隈844番地１

株式会社オーナーズ

代表取締役　塚本　将勝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	28,084,821
	固定資産	10,000
	合計	28,094,821
負純資産債及のび部	流動負債	4,273,804
	固定負債	12,700,000
	株主資本	11,121,017
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	10,121,017
	その他利益剰余金	10,121,017
	（うち当期純利益）	(6,363,516)
	合計	28,094,821

第 65 期 決 算 公 告

令和８年３月16日

福岡県大牟田市本町１丁目５番地の21

株式会社生眼堂

代表取締役　糸山隆太郎

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	15,797,168
	固定資産	54,936,734
	合計	70,733,902
負債及び純資産の部	流動負債	2,514,728
	固定負債	7,026,610
	株主資本	61,192,564
	資本金	13,000,000
	利益剰余金	48,192,564
	利益準備金	2,420,000
	その他利益剰余金	45,772,564
	（うち当期純損失）	(2,857,202)
	合計	70,733,902

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日

福岡県大牟田市本町一丁目五番地の二一

株式会社生眼堂

代表取締役　糸山隆太郎

第 36 期 決 算 公 告

令和８年３月16日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目８番12号

株式会社エストケム

代表取締役　住吉　　清

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,007,254
	固定資産	1,165,822
	資産合計	6,173,077
負債及び純資産の部	流動負債	3,451,633
	賞与引当金	102,834
	固定負債	781,426
	退職給付引当金	30,209
	役員退職慰労引当金	1,725
	負債合計	4,233,059
	株主資本	1,738,109
	資本金	300,000
	資本剰余金	18,787
	資本準備金	18,787
	利益剰余金	1,455,818
	利益準備金	56,212
	その他利益剰余金	1,399,605
	（うち当期純利益）	(140,919)
	自己株式	△36,496
	評価・換算差額等	201,908
	その他有価証券評価差額金	200,253
	繰延ヘッジ損益	1,654
	純資産合計	1,940,017
	負債・純資産合計	6,173,077

第 37 期 決 算 公 告

令和８年３月16日

長崎県諫早市幸町308番地１

株式会社三法企画

代表取締役　髙尾　恵子

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	46,408
	固定資産	158,812
	合計	205,220
負債及び純資産の部	流動負債	8,272
	固定負債	49,313
	株主資本	147,635
	資本金	3,000
	利益剰余金	144,635
	その他利益剰余金	144,635
	（うち当期純利益）	(10,796)
	合計	205,220

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十億四百八十九万三千四十五円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年三月十六日

長崎県諫早市幸町三〇八番地一

株式会社三法企画

代表取締役　髙尾　恵子

第 57 期 決 算 公 告

令和８年３月16日

千葉市中央区今井一丁目４番16号

三喜工業株式会社

代表取締役　廣邉　靖英

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,041,138
	固定資産	2,419,772
	資産合計	6,460,911
負債及び純資産の部	流動負債	1,945,930
	固定負債	604,610
	負債合計	2,550,541
	株主資本	3,894,575
	資本金	67,910
	利益剰余金	3,828,345
	利益準備金	12,741
	その他利益剰余金	3,815,604
	（うち当期純利益）	(321,712)
	自己株式	△1,680
	評価・換算差額等	15,795
	その他有価証券評価差額金	15,795
	純資産合計	3,910,370
	負債・純資産合計	6,460,911

合併公告

当社は、株主等関係者及び各位の承認決議を経ず、令和八年四月十七日を効力発生日として株式会社ヤマト商事と合併することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年三月十六日

千葉市中央区今井一丁目四番一六号

三喜工業株式会社

代表取締役　廣邉　靖英

札幌市白石区中央二条三丁目九番二〇号

ヤマト商事株式会社

代表取締役　高橋　淳一

第 9 期 決 算 公 告

令和８年３月16日

札幌市白石区中央二条三丁目９番20号

株式会社ヤマト商事

代表取締役　高橋　淳一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	42,945
	固定資産	8,501
	資産合計	51,446
負債及び純資産の部	流動負債	24,518
	固定負債	3,300
	負債合計	27,818
	株主資本	23,628
	資本金	8,500
	利益剰余金	15,128
	その他利益剰余金	15,128
	（うち当期純利益）	(327)
	純資産合計	23,628
	負債・純資産合計	51,446

第 48 期 決 算 公 告

令和８年３月16日

東京都中央区晴海四丁目７番４号

アース環境サービス株式会社

代表取締役社長　田渕　　徹

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,157,375
	固定資産	8,396,978
	有形固定資産	3,866,805
	無形固定資産	597,051
	投資その他の資産	3,933,120
	資産合計	19,554,353
負債及び純資産の部	流動負債	3,616,937
	（うち賞与引当金）	(133,077)
	固定負債	532,729
	負債合計	4,149,667
	株主資本	15,255,951
	資本金	296,000
	資本剰余金	113,406
	資本準備金	113,406
	利益剰余金	14,960,190
	利益準備金	44,000
	その他利益剰余金	14,916,190
	（うち当期純利益）	(1,199,770)
	自己株式	△113,645
	評価差額金	148,734
	純資産合計	15,404,686
	負債・純資産合計	19,554,353